

平成 26 年 3 月定例会 厚生常任委員会記録

平成26年 3 月13日（木）

平成26年 3 月18日（火）

平成26年 3 月19日（水）

平成26年 3 月20日（木）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成26年 3 月13日（木）		5 頁
平成26年 3 月18日（火）		49頁
平成26年 3 月19日（水）		137頁
平成26年 3 月20日（木）		191頁

平成 26 年 3 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 13 日 (木)	開会 審査日程の決定、その他 市民福祉部関係議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 2 号、議案乙第 3 号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 2 号、議案乙第 3 号 〔総括、採決〕
第 2 日	3 月 18 日 (火)	市民福祉部関係議案審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕
第 3 日	3 月 19 日 (水)	市民福祉部関係議案審査 議案乙第 10 号、議案乙第 11 号、議案甲第 1 号 〔説明、質疑〕 陳情 陳情第 6 号 〔協議〕
第 4 日	3 月 20 日 (木)	現地視察 鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター 議案審査 議案乙第 9 号、議案乙第 10 号、議案乙第 11 号 議案甲第 1 号 〔総括、採決〕 閉会

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成26年 3 月13日付託〕

議案乙第 1 号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号） 〔可決〕

議案乙第 2 号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） 〔可決〕

議案乙第 3 号 平成25年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） 〔可決〕

〔平成26年 3 月13日 委員会議決〕

議案甲第 1 号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例 〔可決〕

議案乙第 9 号 平成26年度鳥栖市一般会計予算 〔可決〕

議案乙第10号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算 〔可決〕

議案乙第11号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算 〔可決〕

〔平成26年 3 月20日 委員会議決〕

2 陳 情

陳情第 6 号 要望書（グループホーム事業の円滑な運営について）

〔協議〕

3 報 告

鳥栖市税条例の一部を改正する条例（案）の概要について （市民福祉部税務課）

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要について

（市民福祉部国保年金課）

平成26年 3 月13日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 石橋 沢預

〃 課長補佐兼地域づくり係長 大石 泰之

〃 課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 青木 博美

〃 課長補佐兼男女参画国際交流係長 村山 一成

市民課長 塚本 静一

〃 課長補佐兼整備係長 徳渕 悦子

〃 市民係長 佐々木利博

市民福祉部次長兼国保年金課長 内田 幸男

〃 課長補佐兼健康保険係長 吉田 秀利

〃 課長補佐兼年金保険係長 松隈 恵二

市民福祉部次長兼税務課長 久保 昭夫

〃 管理収納係長 有馬 秀雄

〃 市民税係長 久保 雅稔

〃 課長補佐兼固定資産税係長 平塚 俊範

社会福祉課長 古賀 達也

社会福祉課参事 松隈 義和

〃 地域福祉係長 高松 隆次

〃 課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

〃 障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

〃 保 護 係 長	高尾 一彦
市民福祉部次長兼こども育成課長	木下 博亮
鳥 栖 い づ み 園 長	西村 洋子
こども育成課子育て支援係長	山本 英規
市民福祉部次長兼健康増進課長	井邊 正文
〃 健康増進課参事兼課長補佐	坂井 浩子
〃 保 康 予 防 係 長	白山 淳子
〃 健 康 づ く り 係 長	名和 麻美

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

5 審査日程

審査日程の決定、その他

市民福祉部関係議案審査

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第2号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案乙第3号 平成25年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第2号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案乙第3号 平成25年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

〔総括、採択〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前11時 1分

議開

ただいまから、平成26年3月定例会の厚生常任委員会を開会させていただきます。

~~~~~

審査日程の決定、その他

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをさせていただきます。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程（案）を配付をさせていただいております。付託議案につきましては7件でございます。

また、陳情が1件送付されております。本件は、19日の最後に協議を行いたいと思います。

審査日程については、本日13日に市民福祉部の補正予算の審査を行い、自由討議、総括、採決まで行いたいと思います。18日は、市民福祉部の当初予算の審査、19日は市民福祉部の甲議案の審査及び陳情の協議、20日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いをいたしたいと思います。

あと、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから御説明を申し上げたいと思います。

審査日程については、以上のとおりに決したいと思いますが委員の皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきでは、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察について御説明をお願いします。

日程の中でも記載させていただいておりますが、3月20日の現地視察につきましては、鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センターということになっております。

これ以外に委員のほうから御希望があれば、協議をしたいと思いますが、何かございませうでしょうか。

いいですか。なお、この現地視察の場所につきましては、今後の閉会中の審査に関わる分  
もございますので、これは後ほど御説明をさせていただきたいと思います。

現地視察はということで、鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センターに行くということで御理解をよろしくお願いします。

審査に入ります前に、市民福祉部長から挨拶の申し出がっておりますのでお受けをしたいと思います。

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち市民福祉部関係について、その主なものを御説明いたします。

歳入、2億5,661万7,000円となっており、歳出、減額の2億5,974万4,000円となっております。

補正後の一般会計予算総額236億1,708万6,000円のうち市民福祉部関係の予算額は94億9,245万6,000円となり、一般会計に占める市民福祉部予算の割合は40.2%となります。

次に、議案乙第2号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入・歳出とも減額の1億2,469万5,000円となっております。

次に、議案乙第3号 平成25年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入・歳出とも728万6,000円となっております。

中村圭一委員長



## 市民福祉部

## 議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

中村圭一委員長

市民福祉部関係の議案は、議案乙第 1 号、議案乙第 2 号及び議案乙第 3 号の 3 議案であります。

それでは、議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち市民福祉部関係分について説明させていただきます。

お手元にお配りしております厚生常任委員会資料に基づき、説明させていただきますので、  
よろしく願いいたします。

まず、歳入の市税のほうから説明させていただきます。委員会資料 1 ページをお願いいたします。

款 1. 市税、項 1. 市民税、目 1. 個人、節 1. 現年課税分といたしまして6,400万円をお願いしております。これは、修正申告等の税更正等による増収の見込み分でございます。

節 2. 滞納繰越分1,800万円につきましては、差し押さえ等徴収強化に伴います増収見込み分でございます。

次に、目２．法人、節１．現年課税分といたしまして１億６,８００万円をお願いいたしております。これは、１２月補正においてアベノミクス効果による輸出関連企業の大幅な増益及び内需回復に伴う増益に伴う、法人分の税収を３億円補正させていただきましたが、これらの企業の中間決算による中間申告が１２月末に確定したことに伴いまして、さらなる増収を見込

むものでございます。

節２．滞納繰越分70万円お願いしておりますが、これも差し押さえ等の徴収強化に伴う増収見込み分でございます。

次に、項２．固定資産税、目１．固定資産税、節１．現年課税分といたしまして7,070万円をお願いいたしております。これは、平成25年度固定資産税の確定に伴うものでございまして、内容といたしましては土地910万円、家屋600万円の増額及び償却資産で5,560万円の増額見込みでございます。

次に、節２．滞納繰越分で1,000万円お願いしております。これも、徴収強化に伴う増収見込み分でございます。

次に、２ページをお願いいたします。

項３．軽自動車税、目１．軽自動車税、節１．現年課税分として430万円お願いしております。これは、主に軽自動車の登録台数の増によるものでございます。

次に、項４．市たばこ税、目１．市たばこ税、節１．現年課税分といたしまして2,000万円をお願いいたしております。12月補正で5,000万円をお願いしておりましたけれども、販売本数が見込みより増加しておりますので、今回も増額補正をお願いするものでございます。

次に、項５．都市計画税、目１．都市計画税、節１．現年課税分2,520万円をお願いいたしております。これも、固定資産税と同様の税の確定に伴うものでございます。

節２．滞納繰越分として100万円をお願いいたしております。これも、徴収強化に伴います増収見込み分でございます。

#### **古賀達也社会福祉課長**

続きまして、３ページをお願いいたします。

款13．分担金及び負担金のうち節１．社会福祉費負担金のうち主なものについて申し上げます。老人保護措置費負担金でございますけれども、今回、入所者の負担金が見込みより多かったため、増額の補正をいたしております。

#### **木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

その下、節２．児童福祉費負担金について減額をお願いしておりますが、主なものについて申し上げます。保育所保育料につきましては、見込みより入所措置数が少なかったため、また一番下、未熟児医療養育費負担金につきましては、見込みより助成延べ件数が少なかったことによるものでございます。

#### **久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長**

３ページの下段でございますけれども、款14．使用料及び手数料、項２．手数料、目１．総務手数料、節２．徴税手数料といたしまして、税務関係証明手数料の見込み増額分をお願い

いたしております。

#### **塚本 静一 市民課長**

4 ページでございます。

同じく、目 1. 総務手数料、節 3. 戸籍住民基本台帳手数料110万1,000円の増額補正のうち主なものは、住民票証明手数料の証明書交付数増に伴う補正でございます。

#### **古賀 達也 社会福祉課長**

その下でございます。

款15. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金、節 1. 社会福祉費国庫負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金は、決算見込みにより補正いたします。

特別障害者手当等給付費負担金及び障害者自立支援給付費負担金につきましては、給付費の決算見込みにより減額補正いたしております。

#### **木下 博亮 市民福祉部次長兼 こども育成課長**

その下、節 2. 児童福祉費国庫負担金でございます。

減額をお願いしておりますが、主なものについて申し上げます。

児童運営費負担金は、保育所入所措置延べ児童数が見込みより少なかったため。また、下から 2 番目、未熟児養育費負担金及びその下、児童手当費負担金につきましても、助成延べ件数及びその支給対象延べ児童数が見込みより少なかったことによるものでございます。

#### **古賀 達也 社会福祉課長**

その下でございます。

節 3. 生活保護費国庫負担金につきましては、生活保護費の交付額見込みにより減額補正いたしております。

次に、項 2. 国庫補助金、目 1. 民生費国庫補助金、節 1. 社会福祉費国庫補助金の主なものにつきましては、地域生活支援事業補助金を決算見込みにより補正をいたしております。

#### **木下 博亮 市民福祉部次長兼 こども育成課長**

その下、節 2. 児童福祉費国庫補助金でございますが、母子家庭自立支援事業補助金の減額については、見込みより支給対象者が少なかったことによるものでございます。

#### **古賀 達也 社会福祉課長**

節 3. 生活保護費国庫補助金につきましては、セーフティネット支援対策等事業費補助金の決算見込みにより減額補正いたしております。

#### **井邊 正文 市民福祉部次長兼 健康増進課長**

次のページをお願いいたします。



同じく、目２．衛生費国庫補助金、節１．保健衛生費国庫補助金は、女性特有のがん検診推進事業補助金で本年度事業で増加、拡充するように予定されておりました国の補助が中止となったため、拡充予定であった額を減額しております。

具体的に申し上げますと、子宮がんの補助対象は平成24年度は20歳から25、30、35、40歳という5歳刻みの節目検診だったものです。これに加えて平成25年度は、30歳代全員のHPV検査を補助対象に予定されておりましたが、実施されないことになりました。

また、乳がんの補助対象は、平成24年度は40歳から45、50、55、60歳の節目検診でございましたけど、これに加えて節目を埋める46歳から49歳、51歳から54歳、56歳から59歳の検診を補助対象に予定されておりましたが、実施されないこととなり、子宮がん、乳がんの検診とも平成25年度は平成24年と同じ内容の補助になったものでございます。

以上でございます。

#### **木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

その下をお願いします。

款15．国庫支出金、項２．国庫補助金、目４．教育費国庫補助金、節１．教育総務費国庫補助金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金を減額しております。これにつきましては、助成対象児童数は見込みどおりでございましたが、児童の世帯構成の変化により減額が発生したものでございます。

以上です。

#### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

最下段でございます。

同じく、目３．衛生費委託金、節１．保健衛生費委託金は、アスベスト健康調査委託で受診者が見込みより少なかったなどの理由により減額しております。

以上です。

#### **古賀達也社会福祉課長**

次に、６ページをお願いいたします。

款16．県支出金、項１．県負担金、目１．民生費県負担金、節１．社会福祉費県負担金につきましては、民生費国庫負担金と同様、国民健康保険基盤安定負担金とそれぞれ国・県の負担割合に伴うもので補正をいたしております。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長**

次に、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、後期高齢者医療制度における低所得者に対する保険料軽減分の県負担金でございます。

#### **木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

その下、節２．児童福祉費県負担金の減額補正でございますが、国庫負担金で御説明したとおり児童数や措置件数が見込みより少なかったためでございます。

#### **古賀達也社会福祉課長**

その下でございます。

節３．生活保護費県負担金でございますけれども、居住地が明らかでない等の被保護者の保護費等の県負担金の決算見込みによる減額補正をいたしております。

次に、その下でございます。

項２．県補助金、目２．民生費県補助金、節１．社会福祉費県補助金のうち主なものにつきましては、重度心身障害者医療費助成事業補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

また、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金の減額につきましては、グループホームのスプリンクラー設置に係る事業費の確定に伴う減額でございます。

#### **木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

その下、節２．児童福祉費県補助金のうち主なものについて申し上げます。

ひとり親家庭等医療費補助金の減額は、見込みより助成延べ件数が少なかったためでございます。

２行目、子どもの医療費助成事業補助金でございますが、未就学児の医療費が見込みより多かったため補正をお願いするものでございます。

一番下になります。

安心こども基金事業補助金でございますが、安心こども基金管理運営要領の改正による補助単価の改定、対象児童数等が確定したため減額したものでございます。

#### **古賀達也社会福祉課長**

その下でございます。

節３．生活保護費県補助金でございます。これにつきましては、住宅手当緊急特別措置事業費補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

#### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

次のページをお願いいたします。

同じく、目３．衛生費県補助金、節１．保健衛生費県補助金の健康増進事業補助金、妊婦健康診査事業補助金、がん検診受診率向上事業費補助金、妊娠安心風しん予防接種事業費補助金、安心こども基金事業費補助金は、いずれも決算見込みにより減額しております。

以上でございます。

#### **久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長**

項 3. 委託金、目 1. 総務費県委託金、節 2. 徴税費委託金として、県民税徴収委託金の見込み増額分をお願いいたしております。

#### **古賀達也社会福祉課長**

次に、款17. 財産収入、項 1. 財産運用収入、目 2. 利子及び配当金、節 1. 利子及び配当金及び款19. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 4. 地域福祉基金繰入金、節 1. 地域福祉基金繰入金につきましては、地域福祉基金の利子の確定に伴う補正でございます。

次に、8 ページをお願いいたします。

項 2. 特別会計繰入金、目 1. 国民健康保険特別会計繰入金につきましては、精神障害者担当相談員等の決算見込みによる補正などでございます。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長**

次の後期高齢者健康診査事業受託料は、広域連合から受託しております健康診査事業受託料支出見込みにより減額補正をしております。

済みません。一つ飛ばしてしまいました。

#### **久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長**

款21. 諸収入、項 1. 延滞金加算金及び過料、目 1. 延滞金、節 1. 延滞金として1,000万円をお願いしております。これは、税の滞納処分に伴うものでございます。

#### **古賀達也社会福祉課長**

そのページの一番下になります。

項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 1. 生活保護雑入につきましては、生活保護費の返還金でございます。

次の、9 ページをお願いいたします。

節 4. 雑入でございます。こちらにつきましては、障害児通園施設介護給付費、高齢者福祉施設雑入、それから高齢者福祉乗車券の負担金となっております。

#### **木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

その 2 段下になります。

延長保育促進事業雑入につきましては、対象児童数が見込みより少なかったためでございます。

以上で、市民福祉部補正予算、歳入についての説明を終わらせていただきます。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

続きまして、歳出について説明いたします。

資料10ページをお願いいたします。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目10の市民協働推進費です。節 9. 旅費と節14の使用

料及び賃借料につきましては、本市が国際交流事業として実施しております鳥栖ツアイツ子供交流事業の決算見込みによる減額が主なものです。

節13の委託料につきましては、夢プラン21事業に伴う委託料の減額が主なものです。今年度、採択した夢がとっちゃんのパンづくり 1 件であり、材料費等の経費も余りかからなかったことが減額の理由でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、市民活動センター補助金、自治会活動費補助金の決算見込みによる減額となっております。

その下でございます。

目10のまちづくり推進センター費です。旅費、委託料、負担金補助及び交付金、それぞれ決算見込みによる減額となっております。

### **久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長**

11ページをお願いいたします。

項 2. 徴税費、目 1. 税務総務費で節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、育児休業職員の期間延長に伴います減額分でございます。

次に、目 2. 賦課徴収費につきましては、節13. 委託料は、航空写真撮影委託料等の入札残でございます。

また、節14. 使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システムの賃借料の入札残でございます。

### **塚本静一市民課長**

款 2. 総務費、項 3. 戸籍住民基本台帳費、目 1. 戸籍住民基本台帳費、節 2. 給料から節 4. 共済費の主なものは、市民課職員の育児休業等に伴う決算見込みによる減額補正でございます。

### **古賀達也社会福祉課長**

次に、12ページをお願いいたします。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費のうち主なものといたしましては節 2. 給料、節 3. 職員手当等及び節 4. 共済費は、社会福祉課等職員の人件費の決算見込みによる減額補正であります。

節19. 負担金補助及び交付金のうち主なものといたしましては、社会福祉協議会補助金の減額補正でございます。

節28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございますが、そのうち4,000万円は平成19年度までの赤字補填額としての特別繰出金でございます。

次に、障害者福祉費でございますが、13ページ。次のページをお願いいたします。

節13. 委託料のうち主なものでございますけれども、障害者総合支援法の改正に対応するためのシステム改修委託料を補正いたしております。

その下でございます。

節20. 扶助費のうち主なものといたしましては、重度心身障害者医療等の決算見込みにより減額補正するとともに、障害者自立支援医療費、障害児施設給付費及び障害者自立支援給付費は、決算見込みにより補正いたしております。

その下でございます。

次に、目3. 老人福祉費でございますけれども、節1. 給料は、介護予防事業の確定に伴う人件費の事業費支弁分でございます。

節8. 報償費につきましては、敬老祝い金及び在宅寝たきり老人等介護見舞金の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

節13. 委託料のうち主なものにつきましては、食の自立支援事業委託料及び緊急通報システム事業委託料を決算見込みにより減額補正いたしております。

次に、節19. 負担金補助及び交付金のうち主なものといたしましては、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金の減額ですが、介護保険給付費等の決算見込みにより構成団体の負担金が減額となったものでございます。

敬老会補助金の減額は、施設利用者等の関係で対象者が減ったためでございます。

また、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の減額につきましては、歳入でも申し上げましたが、グループホームのスプリンクラー設置にかかる事業費の確定に伴う減額補正でございます。

次に、節20. 扶助費の主なものといたしましては、老人保護措置費でございますけれども、見込みより退職者が多かったため減額するものでございます。

その下でございます。

目4. 老人センター費でございますけれども、節7. 賃金は、嘱託職員の賃金の決算見込みによる減額補正でございます。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長**

次に、下段の目6. 後期高齢者医療費の節12. 役務費、節13. 委託料は、後期高齢者の健康診査受診券の郵送料や印刷費の支出見込み等による補正でございます。

節19. 負担金補助は、本市の後期高齢者に係る療養給付費の公費負担分と鍼灸の施術料として1回当たり1,000円を助成しております、はり、きゅう助成金を支出見込みにより減額補正をしております。

次に、後期高齢者医療特別会計へ繰り出しております、節28の繰出金の補正は、賦課徴収などの事務費や佐賀県後期高齢者医療広域連合へ納付しております共通経費に対する負担金の減額及び低所得者の方の保険料を軽減する保険基盤安定負担金の確定に伴う増額分を計上しておるところでございます。

#### **木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

15ページをお願いします。

款3. 民生費、項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費につきましては、総額として減額補正しております。

節8. 報償費から節20. 扶助費まで、いずれも決算見込みによる補正でございます。

次に、16ページをお願いします。

目2. 保育園費でございますが、総額で減額補正をお願いしております。このうち節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費については、育児休業の保育士2名分の育児休業期間が確定したため減額するものでございます。

節7. 賃金から節14. 使用料及び賃借料は、いずれも決算見込みによる補正でございます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち私立保育所等運営費負担金につきましては、保育所入所措置延べ児童数が見込みより少なかったためでございます。

上から3段目、私立保育所特別保育事業等補助金の増額につきましては、保育対策等促進事業費補助金、安心こども基金及び認可外保育施設等健康・安全対策事業補助金の補助単価改定、並びに対象者児童数等が確定したことによるものでございます。

資料17ページをお願いします。

目4. 児童手当費のうち節20. 扶助費につきましては、児童手当が見込みより支給対象延べ児童数が少なかったためでございます。

#### **古賀達也社会福祉課長**

その下でございます。

項3. 生活保護費、目1. 生活保護総務費のうち主なものにつきましては、節20. 扶助費の減額でございますが住宅手当受給者の減に伴うものでございます。

その下でございます。

目2. 扶助費、節20. 扶助費でございますけれども、本日お配りしております委員会の参考資料の4ページをお願いいたします。

生活保護の推移でございますけれども、平成24年度は353世帯、被保護人員470人が、平成26年の1月現在でございますけれども、334世帯、434人となっております、保護世帯の減少に伴いまして、先ほどの委員会資料17ページに戻っていただきたいと思います、今回1

億24万1,000円の減額の補正をお願いしているところでございます。保護世帯の減少によりまして、生活扶助及び医療扶助が主に減少したものでございます。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長**

次に、18ページをお願いいたします。

款3. 民生費、項4. 国民年金取扱費、目1. 国民年金費でございます。国民年金事務に従事する臨時職員に係る人件費や事務費などを決算見込みにより補正しておるところでございます。

以上です。

#### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

健康増進課でございます。

主なものだけ御説明申し上げます。保健衛生総務費は省略をさせていただきます。

その下段、款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目2. 予防費でございますが、節13. 委託料からでございますので次のページをお願いいたします。

2段目、節13. 委託料でございます。

まず、予防接種委託料の減額でございます。予防接種全体で約3,100万円の減額をお願いしておりますが、内訳は減額、増額の両方がございますので、少し詳しく御説明を申し上げます。

お手元に参考資料を差し上げております、5ページを御参照ください。参考資料の5ページでございます。

減額分でございますが、4種混合ワクチン及び子宮頸がんワクチン、妊娠安心風しん予防接種などの接種数が見込みより少なかったために減額をしております。

4種混合ワクチンの予防接種につきましては、平成24年の10月から開始されたため、接種予定者の算出が難しかったことなどもあり予定の約7割程度の接種者と見込まれるため約1,400万円を減額するものでございます。

子宮頸がんワクチン予防接種につきましては、副反応の問題により、昨年6月に国から積極的勧奨を中止する旨の通知がございまして積極的勧奨を行なわなかったこと。また、このことが広く報道された結果、接種者数が当初見込みの約15%ほどになりましたので約1,400万円を減額補正しております。

また、妊娠安心風しん予防接種事業は、昨年7月より始まりました県の補助事業でございましたので、県と同じ算出方法で接種者数を2,000人としておりましたが、決算では約300人程度と見込まれましたので剰余分約1,700万円を減額補正するものでございます。

この3つで約4,500万円、その他の予防接種の減額分を加えまして約4,900万円が減額対象

でございます。

増額分でございますが、日本脳炎で約200万円の増、本年度より定期接種となりました小児用肺炎球菌とヒブがそれぞれ300万円と600万円の増、昨年10月より開始いたしました高齢者の肺炎球菌は、予定人数の約1.6倍となり事業費で約400万円の増となっております、その他の予防接種の増額分と合わせまして合計1,800万円が増額となりました。

よって、減額4,900万円と増額1,800万円の差額3,100万円を減額補正するものでございます。

次は、4行下のがん検診委託料でございます。

これも資料を提出しております。参考資料の6ページを御参照ください。

がん検診は胃、子宮、大腸、乳、肺、前立腺の6種類の検診を実施しておりますが、その委託につきましては、予定より約1,200件ほど受診者数が少なかったため所要の額を減額しております。

アスベストの健康診断委託料につきましては、予定より23人ほど受診者が少なかったこと、また、検査も高額なCT検査が減って、安価なエックス線検査が多かったことから減額となっております。

節20. 扶助費でございます。1行目の予防接種費の償還払いの不用分でございますが、これは、昨年10月から開始しました高齢者の肺炎球菌の予防接種を県外で受けられた場合に償還払するものがございます。

2行目のがん検診費の償還払の不用分は子宮がん、乳がんの無料クーポン券が着く前に受診した方に償還払するものでございます。

以上でございます。

#### **木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

その下になります。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目4. 幼稚園費、節19. 負担金補助及び交付金の減額補正についてでございますが、幼稚園就園奨励費補助金は、補助対象児童数はほぼ見込みどおりでございましたが、児童の世帯構成の変化により減額が発生したものでございます。

以上で、市民福祉部の3月補正、歳出についての説明を終わらせていただきます。

#### **中村圭一委員長**

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

どなたかございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕



では、先に私から1点。参考資料いただいて非常にわかりやすかったんですが、5ページの予防接種の高齢者の肺炎球菌ですかね、対象者の何%ぐらいだったんですか。結構評判よかったように感じてるんですけど。井邊次長、わかりますか。

#### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

対象者の5%ほどを見込んでおりましたけども13%になっております。

#### **中村圭一委員長**

対象者が13%。（「13%でございます」と呼ぶ者あり）いずれにしろ、行かれた方には批評はよかったみたいなので、ぜひ広報を今後もしていただくようお願いをします。

済みません、先にしましたがほかの委員の皆様どうぞ。

#### **尼寺省悟委員**

5点ほどあります。早口で言いますね。

まず一つは1ページ、市税、市民税、法人税ですね1億6,800万円。これについては、12月末に3億円を補正したということで、合わせて4.7億円の補正ですね。

通常、決算の時に――本当の決算ね――また、補正するわけですね。本番の決算の時に、また、額がふえるんですよ、例年。そうすると4億円から5億円ぐらいになるんですね。

全体の決算が20億円の中で5億円というのは、余りにも補正が多過ぎるんじゃないのか、これぐらいしか把握できないのかなあと、一般的に言ったら――なんていう法律やったかな――地方自治法で収入、支出について全て予算に計上せんといかんということなんですけども、余りにも、理由はいろいろあるかと思うんですが、ちょっと多過ぎるんじゃないかと、補正の額がね。

その辺どうなんですかね。

#### **久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長**

法人市民税につきましては、企業の決算に伴います法人税額をベースにしております。法人税額を課税標準額といたしておりますので、各法人の決算状況というのが非常に把握しづらい状況でございます。これは、会社四季報等を見ましても、なかなか把握するのが難しい状況でございます。

また、各企業のほうに問い合わせ等をいたしましても、決算前の情報公開というのはなかなか難しいというところで、個別の企業に増益分、または、減収分についてなかなかお答えいただけないという部分がございます。

そういう点から、今回は中間決算による申告が12月末にございましたもんですから、改めて1億6,800万円の増収を見込んだところでございます。

また、今回はアベノミクス効果によるものだというふうに認識はしておりますけれども、

今回の補正によりまして、なおかつ補正が出るか……、決算によって増収が見込まれるかどうかというのは非常に微妙なところであろうかというふうに判断しております。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

見込みをこうするのは難しいかもしれませんが、一般的に市民からいっぱい要望があって、にもかかわらずお金がない、お金がないと言って、しないと。結果として、ふたを開けて見たらこれだけお金が残ってた、そういった例がままあるんよね。

そういった意味で、やっぱりこの把握ちゅうんか、大体1年間予測できないのかなあという感じも、せんでもないんですけどね。だから私は、もう少しきちっと把握できんのかなあと思うんですけどね。

#### **久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長**

現状におきまして、市場経済、市場の景気等の動向を把握するというのは、今、市が持ち合わせております情報からいきますと、非常に難しいものがあるんじゃないかというふうに判断しております。

#### **尼寺省悟委員**

そうですか。はい、いいです。

この件は当初予算のところでも、また、お尋ねしたいと思いますが。

それから、保育園関係でいろんなところで、実際の見込みよりも少なかったからというところで、県とか国からの負担金がだいぶ減っておるわけですね。

見込みよりも少なかったからと、これどういうことなんですか、もう少しその辺を詳しく。

#### **木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

参考資料の3ページをお願いします。

ここに、保育所入所の当初の予定延べ児童数と実績を挙げております。平成21年度は予定以上になっておりますが、平成22年度以降については、見込みより少なかったということになっております。

保育所の園児の入所につきましては、0歳児が3人に1人の保育士、1歳児、2歳児が6人に1人の保育士、3歳児が20人に1人の保育士、4歳児、5歳児が30人に1人の保育士。児童福祉法の中で、その割り当て基準が設定されておりますので、どうしても小さい子、0歳から3歳までの子が入ってくれば、保育士が余計に、多人数がかかるようになってその分人数が少なく入ると。

要するに、保育士不足によって入所見込みが少なくなっているという現状があります。

以上です。

## 尼寺省悟委員

保育士見込みによって……、実際は減ってはいないんだけど、保育士が少ないということとで保育所に入る児童数が少なかったということなんよね、今の答弁は。

ということは、そういったことについては、当初の時点で想定することはできなかったんですか。

## 木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

どうしても、転勤族の方とか、途中入所の方の見込みができないものですから——出産もありますけども。そういったもので、ちょっと見込みは……、どうしても入ってくる園児が小さい子が多いものですから、非常に、見込み的には難しいかなと思っております。

## 尼寺省悟委員

恐らくこの件、一般質問でもやりとりがあったというふうに記憶をしているんですけども、じゃあどうするのかということなんですけども、それはできますか。

## 木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

とりあえず、保育士の数を確保することに努力を尽くして、できる限り希望の園児を入れたいと考えております。

## 尼寺省悟委員

そうですか、はい、わかりました。

それから、あと2点。

委員会資料の12ページに人権擁護審議会委員の報酬の減額補正というのがあるんですね。人権擁護審議会、これどういったことをやるんですか。

## 古賀達也社会福祉課長

人権擁護審議会につきましては、人権擁護に関する方針の策定等を審議する審議会でございます。

今回、減額いたしておりますけれども、平成25年度につきましては開催ができてなかったために報酬を減額しているものでございます。

## 尼寺省悟委員

この人権擁護審議会の問題については、例の同和問題の絡みでよく質問するんですけども、実際、人権擁護審議会というのは今年度やられていない、という意味ですか、今言われたのは。

1回も審議会が開催されていないと、そういうふうに言われたんですか、今。

## 古賀達也社会福祉課長

そのとおりでございます。

**尼寺省悟委員**

何で、その必要がなかったからということなんですか。それほど鳥栖市には、この人権に関する問題がないということなわけですか。

**中村圭一委員長**

古賀課長、過去の……、例年どれぐらい開催してるかも含めて、わかれば御答弁ください。

**古賀達也社会福祉課長**

人権擁護審議会につきましては、人権問題等が生じたときの課題を解決する審議会ではございませんで、人権問題等の施策等を考えていくような審議会でございますので、大体開催いたしますのは、そういう計画を見直す時に開いているのが実情でございます。本年度は開催をいたしていない状況でございます。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

そうしますと、その人権問題が発生した時に、それに対して対応する会議というのは、また、別にあるわけですか。

**古賀達也社会福祉課長**

詳しくは、詳細は存じませんが人権擁護関係での、そういう調査等につきましては、法務局のほうでそういう人権擁護の関係の部署があるというふうに聞き及んでおります。

**尼寺省悟委員**

法務局で対応していると、そういうことですね。

はい、この件はまたあとでします。それから、もう1点だけ。

委員会資料の15ページに子供の医療費が1,900万円減額されておりますね。大体、子供の医療費というのは、当初予算では1億9,000万円ですので、1,900万円だから1割程度減額されているわけですがけれども、この理由は何ですか。

**木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

小学生の入院、通院。中学生の入院が見込みよりも少なかったためでございます。

**尼寺省悟委員**

ああ、そうですか。見込みよりも少なかった、ううん。（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）そうですか。1割も少なかったということですか。

はい、一応いいです。また、あとで。

**中村圭一委員長**

ほかに、他の委員の皆さん。

**古賀和仁委員**

委員会資料の14ページ、負担金及び補助金の交付金、節19です。

一番最後のところの、介護基盤緊急の減額で29万4,000円、さっきの説明によるとグループホームのスプリンクラーを設置した時の補助金ということなんですけど、これ総額でどのぐらいの中のどのぐらいの補助金になっているんですか。

**吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長**

今回のスプリンクラーの工事費につきましては、工事費が147万円かかっておりまして、その全額が補助金となっております。

9月補正で176万4,000円をお願いしておりましたけれども、実際の工事費が147万円で済んだということで減額補正をしております。

**古賀和仁委員**

対象となる施設のグループホームの平米数というのは、どのぐらいになっているんですか。

**吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長**

対象となりましたグループホームの平米数でございますが、196平米でございます。

**古賀和仁委員**

なんでこういうこと尋ねたかといいますと、いわゆる消防法上は270平米以下はスプリンクラーを付けなくていいというふうになっているんですけども、今、いろんな形で火災が起きたりで、犠牲者が出たりしてますので、その対処として補助をやって、スプリンクラーを付けていくというふうになっているんですけど、この270平米以下のグループホームとかは、鳥栖市内にどのくらい対象件数があるのかお尋ねをいたします。

**吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長**

先ほどの件でございますけれども、スプリンクラーの設置義務があるというところには全て付いております。

スプリンクラーの設置義務がない所につきましては、あと2カ所ほど介護施設のほうで残っております。

**古賀和仁委員**

実際にそこを利用されてる方の安全のためには、スプリンクラーをつけるのが一番、火災の予防としては一番いいのですが、この対象のところから申請とかは実際にあっているのかどうかですね。

あっているけど予算上これ以上はできないとか、そういうあれがあるのか。別のあれで、付けなくていいから付けないという、そういう意味なのか。申請があってるのかどうかお尋ねします。

**古賀達也社会福祉課長**

グループホームのスプリンクラーにつきましては、県外の施設等での火災事故等ございまして、県のほうで消防法の基準未満のグループホームに対するスプリンクラーの補助制度が平成25年度にあったところでございます。

これにつきましては、それぞれの事業所のほうに整備するかどうかの希望を取り、手を挙げられたのが今回1施設だけであったということでございます。

予算等の不足とかではなくて、そういう手を挙げたところがあったために今年度補正予算で、この補助金を計上させていただいたんですけれども、実際の工事費が見込みよりも少なかったために減額補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

### **古賀和仁委員**

入居者の安全ということで、ぜひ、周知徹底、広報まで含めて施設に対しては、希望をしてやっていただくような対策を市としても取っていただきたいと思います。

この分についてはこれで終わりますけど、もう1点。

14ページの後期高齢者負担金の減額補正で256万3,000円出てるんですけど、これは医療費の高齢者の減額でなったのか、別の理由で減額されたのかお尋ねしたいと思います。

### **内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長**

この後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の減額は、鳥栖市にお住まいの被保険者の医療費の減額によります。

要するに、公費負担というのが、後期高齢者の財政の構造が窓口で1割患者さんが負担するわけですね。あとは、どうやって負担するかというと公費が5割、それと支援金が4割と保険料からの1割、これで負担するんですがこの公費の内訳が12分の4が国、12分の1が県、あと12分の1が市町村なんですね。

この12分の1、鳥栖市の場合で平成25年度見込みで79億円ぐらいかかってますので、見込みで12分の1を掛けて6億3,500万円と推計しまして、この減額を当初予算から引いてるところでございます。

### **古賀和仁委員**

私自身の認識では、後期高齢者の医療というのはふえているような認識を持っていたんですけど、鳥栖市の場合は少なくなってるということですかね。

### **内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長**

今現在、少子高齢化で高齢者がどんどんふえておる状態です。鳥栖市でも平成20年の施行から当初6,000人だった後期高齢者が今現在7,000人、約1,000人程度ふえております。

ただ、これは予算ですので、後期高齢者広域連合のほうが大体これぐらいと見込んだとこ

ろで予算をうちのほうに計上してきますので、その分をうちのほうは計上して最終で補正をするということでございます。

以上です。

#### **古賀和仁委員**

予算上は少なくなっているけども、実際には医療費としてはふえているというふうに理解していいわけですね。そのための、要するに、この後期高齢者というのがこれからの保険の一番根幹になると、国保も含めて。国保からも出ますから、当然ここをどういうふうに、対策をやっていくというのが一番大事なことだと思うんですけど、これに対する対策というのは、これからどういうふうにされていくのかお尋ねします。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長**

後期高齢者に関しては少子高齢化で、これから高齢者の人口は、まだまだ2050年ごろまで伸びていくというふうに言われておりますので、その対策といたしましては通常の医療費適正化、そういうので医療費を適正化して、あと、御存じのように平成20年に後期高齢者医療制度が発足した時、いろんな御批判があって、そこでまた、政権がいろいろ……、民主党政権でまた変わって、いろいろ制度が……、いろんな場面があったんですが、現時点では後期高齢者医療制度は、平成20年からすると比較的落ちついて、安定しているということなんです。今、御存じのように医療費は、高齢者の医療費を支援するために各保険者は、多大な保険税から、保険料等から支援をしているわけですね。

それに対する高齢者の医療費をどうやって下げていくのかということであれば今現在、先ほど申し上げました医療費適正化とかジェネリック医薬品のそういう使用促進等を図ることぐらいしか現時点ではないのかと思います。

あとは、今の現役の世代の方が後期高齢者世代になっても、健康診査をちゃんと受けて日ごろから自分の健康に、体を気を付けていけば75歳以上の時になっても生活習慣病に類するような病気に関してはそんなに医療費は、それを気を付けていけば上がらないだろうと思いますので、今、私ども40歳から特定健康診査のほうを一生懸命促進するように努力しているところでございます。

以上です。

#### **中村圭一委員長**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）詳しくは特別会計でお願いいたします。

あと、ほかに質問、委員の皆さんあると思いますが、昼食のために13時10分まで休憩ということで、執行部の皆さんもよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

~~~~~

午後 1 時 5 分開議

中村圭一委員長

それでは、時間前ではございますがお揃いのようなので再開をさせていただきます。

委員の皆様、ほかに質問ございませんでしょうか。

伊藤克也委員

僭越ながら、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、１点目なのですが、委員会資料の10ページの13番委託料なのですが、夢プラン21事業委託料の、今回、とっちゃんのみ１件のみの応募というふうな御説明があったと思うのですが、それによって材料費等が少なかったということなのですが、私の記憶する限り２、３点の夢プランが数例あったような気がしておりますが。

今回、1点しかなかったというのは、応募審査上1点しか通らなかったということなのか、もともと応募が少なかったということなのかをお聞きしたいということとですね。それと（「一つずつ、いきましょーか」と呼ぶ者あり）はい。

石橋沢預市民協働推進課長

夢プラン21の事業、今年度の事業につきましては、応募数が118件ございました。

この件数は、平成17年に、一番最初の時に286件ありまして、その後は大体100件程度の応募があっておりまして、今回118件ございましたので、応募の件数としては余り変わらない件数でございましたけれども、その中から実現ができそうな夢というのを実行委員会の中で審査をいたしまして、さらに候補を絞ってこの応募をされた方と、また、聞き取り等をいたしまして、できると判断したものが今年度はたまたま1件であったということでございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうしましたら通常、予算範囲以内であれば、実現可能なことであれば2例でも、3例でも、通年どおり行っていくっていう基本的な考えで変わりはないということによろしいでしょうか。

石橋沢預市民協働推進課長

はい、そういうことでございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

続きまして、生活保護の件につきまして参考資料の4ページ、それと委員会資料の17ページになりますかね。

この一番下で、3月補正で約1億円の減額になっているということで平成24年度よりも平成25年度のほうが被保護世帯数で約19世帯、被保護人員で36名ほど少なくなっているということで1億円の減額になっているということで理解をしておりますが、この参考資料4ページの資料を見てみますと、平成23年度より生活保護世帯数が減少傾向にございます。

どうして鳥栖市の場合は、減少に推移しているのかっていうところで、理由なりございましたら説明をいただきたいというふうに思います。

古賀達也社会福祉課長

平成24年度から減少傾向となっております。

主な要因につきましては、まず、鳥栖管内のハローワークの有効求人倍率が昨年の12月現在で1.16倍ということで、非常に就職の機会の確保がふえているという状況がございます。

それと、もう1点でございますけれども、平成24年の8月から市役所の東別館のほうにハローワークの出先機関、通称ジョブナビと申しておりますけれども、そちらのほうを開設いたしております。

そういった関係で、保護の相談とか生活に困窮しているというような相談があった時には、まず自立してもらうというのが基本でございますので、そういった面でジョブナビのほうを活用して——ジョブナビの開設前は、ハローワークのほうに行ってくださいということだったんですけれども、現在は、すぐ近くにありますので保護のケースワーカーと相談にこられた方、それからジョブナビの職員でそういう就労の支援を充実してきたというところが大きな要因ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうしましたら、ハローワークを活用するよりも、今、鳥栖市ではジョブナビを利用していただく市民の方をふやしていきたいというふうな意向であるということでの理解でよろしいでしょうか。

古賀達也社会福祉課長

やはり、生活保護の中には、やはり就労可能な、稼働能力があるという人には、当然、就

労をしていただくというのが原則でございますので、そういった面では生活保護を受給するにあたりまして、当然、そういう形でできる限りの就労をしていただくということで活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

単純なことなのですが、一応、被保護人員が36名の減ということで、補正が1億円減ということであれば、お1人様300万円ほどというふうな金額の見方でよろしいでしょうか。

高尾一彦社会福祉課保護係長

まず、平成25年度の当初予算の計上の段階ですけれども、これが、生活保護は今現在も毎月毎月、まだ、増加傾向に全国的にはございます。

平成25年度の当初予算策定時も毎月五、六千人は全国的にふえているというふうな状況でございました。

そういったことで、鳥栖市においても平成25年度は約2%の増加傾向にあるということで当初予算を計上しておりました。

実際には、先ほど課長が申し上げましたけれども平成24年の8月からジョブナビ鳥栖を開設いたしまして、就労指導、そしてまた、市全体は働くには良い条件が続いているということで、実際には平成25年度当初から保護費が減少傾向にあったということで、1人当たりが三百数十万円とかじゃなくて、実際に平成24年度のピークが514人まで伸びておりました。

そういったことで、今、参考資料で挙げさせていただいておりますが約70人ほど、実際には減っているというふうなことでございます。

伊藤克也委員

はい、ありがとうございます。

勉強不足で申しわけございませんでした。ありがとうございました。

最後ですが予防接種の件で、委員会資料19ページになりますかね、それと参考資料の5、6ページだと思いますが、予防接種の件……、予防接種とがん検診費の中で、ちょっとごめんなさい、説明の時に私、頭の中に入りにくかったんですが、予定していたものが、がん検診、なんかそれは、もうやらなかったという御説明があったと思うんですが、もう1回詳しくその辺を、説明をいただきたいと思います。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

やる予定でやらなかったと申し上げたのは歳入のほうでございまして、衛生費の国庫補助金で女性特有のがん検診推進事業でございまして、この中でHPV検査をやるということと、

それから（「5 ページですね」と呼ぶ者あり）、5 ページです。

5 ページの衛生費国庫補助金で、女性特有のがん検診推進事業補助金で、当初はHPV検査と（発言する者あり）済みません、HPV検査とそれから5歳刻みの節目の間を埋める46歳から49歳、51歳から54歳、56歳から59歳のそこが補助になる予定でございましたが、これはならないということになりましたので、この分は今回減額させていただいております。

伊藤克也委員

ならなかった理由っていうのは何かあるんですか。

坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

当初、当初予算を組む時には、国のほうの補助事業の内容が、今、課長が申し上げたような内容でございましたけれども、年明けの2月に国のほうが、やはり事業内容を変更するっていうことで、今まで5年間やってきた年齢の方だけを補助対象にするっていうふうに内容を変えたもんですから、それによって歳入が減額となったわけでございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうしましたら国の方針に従ってそのようになったという理解の仕方でいいわけですね。はい、ありがとうございます。

以上です。

松隈清之委員

委員会資料の8ページになるんですけど、生活保護雑入、生活保護費返還金900万円ほど、返還されるケースの御紹介で、今回の返還された理由をひとつ。

それから、先ほどの生活保護に関してなんですが、1億円の減額について、結局、生活扶助とか医療扶助とかあるじゃないですか。そこら辺の割合的には、どうなってるのかっていうのをお尋ねします。

古賀達也社会福祉課長

まず、今回の減額につきましては、大きくは生活扶助と医療扶助のほうが大幅に減額をしている状況でございます。

詳細な返還の事例等、金額等につきましては、担当の係長から説明させます。

高尾一彦社会福祉課保護係長

まず、返還金の内訳ですが、過年度分につきまして125万3,579円となっております。

現年度分につきましては751万400円ということになっております。現年度分の返還の主な内容といたしましては、年金等の遡及受給ということで、さかのぼって年金を開始をされた方についてそれまでの間、保護を受けられた範囲内で返還をさせていただいているというもの

が主な内訳となっております。

以上でございます。

古賀達也社会福祉課長

済みません、約1億円の減額につきましては、大きくは生活扶助が4,450万円の減額。それから医療扶助が3,160万円の減額。住宅扶助が900万円の減額。介護扶助が750万円の減額というのが主なものでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

ちょっと1点だけ。

先ほど、聞き洩らしたんですけども、子供の医療費の問題、2割ぐらい減ったということなんですけど、今度1年生から6年生まで医療費が無料になったと。当然その場合に、これぐらいふえるだろうということで積算して計上したと思うんですが、それが当初のもくろみに比べて減った、少なくなった、その辺ですね。

子供たちが急に健康になったからなのか。あるいは、いわゆる償還払いというのがあって、実際は、償還払いを受ける人がおるんですが、手続が面倒くさいということで3割ぐらいの人が実際受けてないと。この数字が狂って減額になったのか、その辺をちょっと聞きたいんですが。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

そのとおりで、償還払いということで、申請者がみえる確率が少なかったということが一番の要因だと思っております。

尼寺省悟委員

恐らく7割ぐらい設定されてたものが、それが実際、幾らぐらい減ったんですか。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

4割程度の申請率になっております。

尼寺省悟委員

7割から4割、なんでそんなにも狂ったんですか。

何かその辺、分析されてますか、どうしてそんなに少なくなったのかっちゃんことは。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

まだ年度終わってませんので、分析を終わってませんけども。少額の医療費ということで、出向いて、申請するまでもないというようなことが多いかなと思います。

尼寺省悟委員

はい、いいです。

中村圭一委員長

よかですか。私が聞いてあれなんですけど。

その7割ちゅうのは、実績に基づいて7割で計算していたのが、いきなり4割に今年度なったっていう理解でいいんですか。

山本英規こども育成課子育て支援係長

医療費助成制度を、小学校の通院の分の医療費助成を実行する時に、もともと未就学児の部分の償還払いしか試算する情報がなかったもので、未就学児の償還払時の申請は国保ベースで7割でございました。

それで、一応、マックスを7割のほうで設定させていただいて、予算のほうをお願いしたんですけども、先ほど課長が御答弁いたしましたように、小学生に上がるとやはり受診率が低くなって、1回当たりの医療費も少額ということで、さらにその手続きが償還払いということで、結果的に4割に落ちているのだらうと予測しているところでございます。

以上でございます。

中村圭一委員長

周知が足らなかったという可能性はないんですね。

山本英規こども育成課子育て支援係長

小学生の通院医療費助成を始める時に全戸配布のチラシはもちろん、あと小学校、中学校に対してプリントの配布のお願い、あと幼稚園、保育園の年長児さんに対してもチラシの配布をお願いし、これまでやっていました市報とかホームページにプラスして、そういったチラシの配布をしましたので周知が足りないということはないだろうと思っているところでございます。

以上でございます。

中村圭一委員長

はい、ありがとうございます。

ほかにありませんか。

松隈清之委員

今のに関連してなんですけど、これ結構さかのぼって1年ぐらいもらえるじゃないですか。ことしからですよね小学校。

これ要は、平成26年度とかにさかのぼっても少額だから一個一個申請するの面倒くさいんでちゅうことで、まとめて申請が来たら、平成26年度の予算が膨れるということとかはないですかね。

山本英規こども育成課子育て支援係長

議員御指摘の部分も予想されますけれども、平成26年度当初におきましては、あくまでも平成25年度ベースで予算のほうを積算させていただいて、そういった遡及した申請等が大量にあるようであれば、年度途中の補正をお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

参考資料の6ページ、がん検診のところで、当初のところに件数とあるのは、これは人数でよろしいでしょうか。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

人数とは限っておりません。実人数はございません。件数で、延べであったり、いろいろあります。

飛松妙子委員

そうしましたら、一応、目標50%というのに対して、何て言ったらいいんですか、予算というのはどのように立てていらっしゃいますか。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

予算は、50%は当然確保はいたしておりません。現実的な鳥栖市の受診率に基づいて予算を確保しております。

飛松妙子委員

ということは、もし、50%いった場合は、予算がオーバーするということでよろしいでしょうか。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

50%、もしもいくようなことがあれば、増額補正をお願いすることになるかと思います。

飛松妙子委員

わかりました、ありがとうございます。

古賀和仁委員

済みません、確認なんですけど。

生活保護の保護率の人口1,000人当たりの数値、パーミルで書いてあるんですけど。これ、どういう意味なんですか、よくわからないんで。

古賀達也社会福祉課長

参考資料の4ページでございますが、小さくて申しわけございません。

(1)の被保護世帯数等の推移の表の一番下ですね。保護率については、人口1,000人当たりの数値で比較するのが一般的となっておりますので、そういった意味で……、通常は100人とかの形ですけれども、1,000人当たりの数値で比較するというところでパーミルという数字を使

以上でございます。

1,000人当たり6人というふうに考えていいわけですかね。これ、そういうふうな意味なんですかね。

そのように考えていただいて結構でございます。

執行部準備のため、暫時休憩をさせていただきます。

~~~~~

~~~~~

次に、議案乙第2号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

– 35 –

それでは、議案乙第2号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

まず、予算議案書の9ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入・歳出それぞれ1億2,469万5,000円を減額し、補正後の予算総額は歳入・歳出とも86億3,374万7,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

款・項別の予算書で、まず今回の補正の概要を説明したいと思います。

まず、11ページの歳出の款1から款8の主な減額補正を申し上げます。

まず、款2. 保険給付費は、項1. 療養諸費から項5の葬祭諸費まで支出見込みに伴う減額補正でございます。

款7の共同事業拠出金は、共同事業の拠出金額の確定に伴い減額補正をするものでございます。

款8の保健事業費は、特定健康診査等事業費を支出見込みにより減額するものでございます。

次に、戻りまして前のページの、10ページの歳入の款1から款9の主なものは、款1. 国民健康保険税は、保険給付費等の減額に伴い補正をしております。

次に、款3. 国庫支出金、款4の県支出金は、保険給付費の支出見込み減や、共同事業拠出金の減額に伴いまして、国・県の負担金、補助金を補正しておるところでございます。

款5の療養給付費交付金は、退職者医療にかかる支払い基金からの交付金でございますが、退職者被保険者の高額療養費などの支出見込み減により補正をしております。

次に、款7. 共同事業交付金は高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の交付金額の確定に伴い減額補正するものでございます。

次に、款9. 繰入金は保険基盤安定負担金の確定に伴うものや、累積赤字補填のための特別繰入金などの補正を行っているところでございます。

それでは、委員会資料の22ページをお開きください。

まず、歳出のほうから主なものを御説明いたします。予算議案書は129ページになります。

まず、款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の節4. 共済費から節19. 負担金補助及び交付金までは、各支出見込みに伴う減額補正です。

次に、目2の連合会負担金は、国民健康保険団体連合会に拠出する負担金確定に伴う減額補正でございます。

次に、目3の医療費適正化特別対策事業費、次の23ページになりますが、節13. 委託料は、診療報酬の請求点数などを精査するレセプト点検委託料の入札に伴い減額補正をしておると

ころでございます。

次に、項２．徴税費、目１．賦課徴収費の節４．共済費から節28．繰出金は、各支出見込みによる補正でございます。なお、節28の繰出金は、県の２種調整交付金を利用しまして、税務署OB職員の報酬や、滞納整理経費として、税務課の一般会計に繰り出しを行っているものでございます。

次に、項３、目１の運営協議会費は、昨年８月と本年２月に開催しました国民健康保険運営協議会の各支出見込みによる減額補正でございます。

次に、款２．保険給付費、項１の療養諸費、目２の退職被保険者等療養給付費の節19．負担金補助及び交付金は、支出見込みにより620万円を減額しております。補正後の総額は３億7,380万円となっているところでございます。

次の24ページをお願いいたします。

目３の一般被保険者療養費と次の下段の目４の退職被保険者等療養費の節19．負担金補助及び交付金は、柔道整復師による施術や、医師が必要と認めたコルセットなどの治療用具の経費などに対する保険者の支払い額でございまして、いわゆる現金給付分でございます。この療養費の支出見込みにより一般で460万円、退職で77万円を減額しております。

次に、項２の高額療養費、目１の一般分と下段の目２の退職者分の高額療養費を支出見込みにより一般分で920万円、退職分で1,700万円減額しております。

高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払った額が月額的一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度でございます。

次に、項４．出産育児諸費、目１．出産育児一時金、節19は、被保険者の出産１人につき42万円を支給するものですが、74件と見込み役務費、負担金補助及び交付金をおのおの減額しおるところでございます。

次の25ページをお願いいたします。

項５の葬祭諸費、目１．葬祭費は、被保険者の死亡により、その葬祭を行った者に３万円を支給するものですが、107件と見込み減額しております。

次に、款３、項１の後期高齢者支援金等、目１．後期高齢者支援金及び下段の目２．後期高齢者関係事務費拠出金は、支援金と事務費拠出金の確定によりおのおの減額をするものでございます。

款５．老人保健拠出金、項１．老人保健拠出金、目１の老人保健医療費拠出金は、当該請求が支払基金からなかったことから減額するものでございます。

次に、款７、項１．共同事業拠出金、目１の高額医療費共同事業拠出金は、レセプト１件当たり80万円を超える高額な医療費の発生による国保財政の影響を緩和するため、県内市町

がその対象額を佐賀県国保連合会に拠出して共同で負担するものですが、拠出金額の確定に伴い減額するものです。

次に、目2の保険財政共同安定化事業拠出金は、県内国保間の保険料の平準化、県内市町の財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり20万円から80万円までの医療費に対し、その対象額を佐賀県国保連合会に拠出して、共同で負担するものですが、同じく拠出金額の確定に伴い減額するものでございます。

次の26ページをお願いいたします。

款8．保健事業費、項1、目1の特定健康診査等事業費でございます。

節12．役務費、節13．委託料の減額補正をしております。これは、特定健康診査を鳥栖三養基医師会などへ委託しておりますが、当初見込みより受診率が減じたため委託料を減額するものです。

また、これに伴いまして特定健診等データ管理業務手数料などの役務費も減額をしております。

次に、項2．保健事業費、目1．保健衛生普及費の節12．役務費、節13．委託料を減額補正しております。これは、年6回送付しております医療費通知とジェネリック医薬品普及のため年4回対象者に送付しております、ジェネリック医薬品差額通知の経費を減額しておりますのでございます。

次に、目2の療養費のはり・きゅう助成金は、被保険者の健康づくり事業として、鍼灸施術1回につき1,000円を助成するもので、支出見込みにより減額を行っております。

次に、目3．健康推進事業費でございます。

節13の委託料は、疾病の早期発見、早期予防のため本年の人間ドック検診者164名、脳ドック検診者44名の方が受診されましたので、支出確定に伴い減額するものでございます。

節28の繰出金は、県の2種調整交付金を利用しまして、フッ化物応用虫歯事業や肝炎ウイルス事業の経費として、学校教育課や健康増進課の一般会計に繰り出しをしているものです。

以上で、歳出の説明のほうを終わらせていただきます。

次に、歳入の御説明をいたします。

戻りまして、委員会資料の20ページをお願いいたします。なお、予算議案書は121ページになります。

款1、項1．国民健康保険税、目1．一般被保険者国民健康保険税、節1．医療給付費現年課税分6,849万4,000円を減額しております。これは、歳出で申し上げました療養費、高額療養費の減額や、後ほど御説明します歳入での特別繰入金、保険基盤安定負担金の補正に伴い減額するものでございます。

次に、款３．国庫支出金、項１．国庫負担金、目１．療養給付費等負担金751万1,000円の減額は、歳出での療養費、高額療養費の減額に伴い減額するものでございます。

次に、目３．高額医療費共同事業負担金820万9,000円の減額は、歳出での高額医療費共同事業の拠出金額の確定に伴い減額するものでございます。

次に、項２．国庫補助金、目１．財政調整交付金、節１．普通調整交付金211万2,000円の減額は、歳出での療養費、高額療養費の減額に伴い減額するものでございます。

次に、款４．県支出金、項１．県負担金、目１．高額医療費共同事業負担金820万9,000円の減額は、国と同様に歳出での高額医療費共同事業の拠出金額の確定に伴い減額するものでございます。

次に、20ページのほうです。

款４．県支出金、項２．県補助金、目１．財政調整交付金、節１．１種調整交付金187万7,000円と節２．２種調整交付金23万4,000円の減額も、先ほどの国庫支出金と同様の理由で減額するものでございます。

次に、款５、項１、目１の療養給付費交付金は、歳出での退職者医療に係る療養給付費、高額療養費等の減額に伴い減額補正をするものです。

次に、款７、項１．共同事業拠出金、目１の高額医療費共同事業交付金、並びに目２の保険財政共同安定化事業交付金は、歳出でのおおのの拠出金の確定に伴い減額するものでございます。

次に、款９．繰入金、項１、目１、節１の一般会計繰入金は、5,768万9,000円を計上しております。この内容としましては、歳出見込みに伴います事務費や出産育児一時金の繰入金の減額部分。また、低所得者の方の保険税軽減の保険基盤安定負担金の確定や累積赤字補填のための特別繰入金の増額部分を補正をしておるところでございます。

以上で、議案乙第２号について御説明を終わらせていただきます。

中村圭一委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑に入らせていただきます。

ある方は挙手をお願いいたします。

尼寺省悟委員

委員会資料の21ページですね。

特別繰入金の4,000万円。この件については、以前にも聞いたことがあると思うんですが、もともとこの4,000万円というのは平成19年度以降までの赤字分を解消すると、平成20年度以降については値上げで対応するということで、我々はそれに対して強く反対したわけなんで

すが、この点について2件。

もともと、この背景には、今、市町でやってる国保の関係を県に統一するということが…、統一するまでに赤字を解消しろというふうな意向があったということなんですが。佐賀県において、全体として県のほうに統一すると、そういう話は、今、どんなふうになってるのかということが一つと。

このペースで、4,000万円のペースで返していきよったら、今幾らですかね。累積が9億円ですか、10億円ですか、20年、25年かかるわけですね。仮に、平成30年に統一するとなったら、あと数年しかないわけですね。とてもこのペースじゃあ追いつかんと、どっかの時点でそうになったら一遍で3億円とか5億円とか返さないかんというふうなことになると思うんですが、その辺についてどうなのか、2点ちょっとお聞きします。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

本市の累積赤字額は、平成24年度決算で1億1,740万7,000円となっております。

先ほど来、委員のほうから平成19年度以前の赤字については一般会計から繰り入れして解消するという市の方針のもと、今回の補正が認められればその額は――平成21年度から繰り入れをしていまして――総額で2億1,000万円となります。それで平成19年度以前の赤字は約8億3,000万円となります。

一方、平成20年度以降の赤字については、平成24年度決算では4,743万円、約5,000万円。平成24年度以降の赤字は平成24年度決算で約5,000万円ですね。

先ほど、繰り返しになりますが平成19年度以前の赤字に対しては8億3,000万円、平成25年度繰り入れ4,000万円を入れてですね。総計で大体……、今度の平成25年の決算がちょっと出らんとようわからんですが、そのような状況です。

それで、御指摘の国保の都道府県化の話は、まず冒頭おっしゃられたとおり、もともとの国民健康保険法の平成24年に改正がございまして、広域化連携支援ということで、佐賀県が支援するというので、そこでうたわれたのが保険料の水準を平準化しようというようなことと、この時は……、そういう県内統一化ですね。

今、議論されているのは、もう、この前の国民会議の法律の、法律というか……、昨年12月5日に、社会保障制度改革プログラム法案がとおりまして、その中でうたわれているのは平成29年度までに――平成27年の通常国会の1月の通常国会に、それまでに全国知事会と地方3団体との協議が整って、この国保の赤字体質の構造的な問題を解消できたとしたら平成27年1月に法案を出す。

それで、平成27年1月に法案を出して可決されれば約2年間の準備期間を経て、平成29年度の初めか、終わりかわかりませんが平成29年度をめどに国保の、都道府県を運営主体とす

るというふうに、今、状況はなっておるところですね。

それで、二つ目の質問ですが、今の赤字を平成29年度までにどうするかというのが質問だったと思うんですが、この件に関しては、先ほど申し上げた方針以外は現時点では未定でございますが、仮に、国保の都道府県化になった場合、佐賀県は各市町の赤字額は承継しないと思うんですよね。承継はしないと思います。

佐賀県のほうで、また、特別会計つくるんでしょうけど、その特別会計には繰り入れないと思います。ということは、これからまだ、御存じのように全国で赤字保険者は半分以上が赤字保険者ですので、国保の場合は1,717保険者のうちも800保険者は赤字ですので。そういうのは、今後、国とか県の、また、指導等がございますので、今のところ先ほど申し上げた方針以外は現時点では未定ですが、どうやって、それまで市町の国保の特別会計をどのようなふうに終わらせていくのかとはこれからの、今後の課題となっていくと思います。

以上です。

尼寺省悟委員

平成29年までね、今、平成26年ですか、あと3年ですよ。たった、たった4,000万円、ほんと20年ね。

そういうことならば、もっとふやして行こうと、4,000万円じゃなくて5,000万円とか、とりあえず8,000万円とかやって行こうと、そういった議論は内部ではなされていないわけ。

中村圭一委員長

複雑な問題ですけれども、なるべく簡潔に、答弁をお願いいたします。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

今、私どもは、まだそこまで議論は至っておりません。

ただ、今の全国の状況は議員さんも御存じのように、今月の末に平成24年度市町村国保の財政状況の速報がございました。

それを見ると、決算補填のための一般会計から法定外の繰り入れをしたところが3,534億円。

それと、私ども鳥栖市みたいに前年度繰り上げ充用金をしているところが大体1,000億円。この約4,500億円、これが赤字なわけですね、実際。この約4,500億円をどうするかというようなことですので、まだ鳥栖市のほうの……、オールジャパンの問題でもあるわけですので、まだ、鳥栖市としての方針は現時点ではございません。

尼寺省悟委員

はい、いいです。

古賀和仁委員

執行部の説明をお願いいたします。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

それでは、議案乙第3号 平成25年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

また、予算議案書の13ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入・歳出それぞれ728万6,000円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出とも7億870万6,000円となっております。

それでは、委員会資料に戻っていただきまして、まず、委員会資料の最後のページ、28ページをお願いします。

歳出のほうから御説明いたします。

款1. 総務費、項2. 徴収費、目1. 賦課徴収費、節12. 役務費を9万6,000円減額しております。これは、納付書などの各種通知書などの郵送料を減額するものでございます。

次に、款2、項1、目1の後期高齢者医療広域連合納付金を738万2,000円増額補正しております。

これは、広域連合に納付します保険料負担金や、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴う増額分、広域連合への共通経費の減額分の差し引き額を計上しておるところでございます。

次に、歳入の説明をします。

前の27ページをお願いいたします。

款1、項1. 後期高齢者医療保険料の目1の特別徴収保険料154万円。同じく、下段の目2の普通徴収保険料、節1の現年分884万7,000円の増、節2の滞納繰越分144万5,000円の減は、先ほど歳出で申し上げました広域連合に納付いたします保険料負担金を収入見込みにより計上しておるところでございます。

次に、款3. 繰入金、項1、目1. 一般会計繰入金の170万6,000円の減額は、歳出で御説明しました低所得者の軽減保険である後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴う増額分と広域連合への共通経費の負担金の決算見込みの減額などの差し引き補正を計上しております。

次に、款5. 諸収入、項1. 延滞金加算金、目1の延滞金は収入見込みにより増額補正しておるところでございます。

以上で、議案乙第2号の説明を終わらせていただきます。

中村圭一委員長

ありがとうございました。

総括

中村圭一委員長

これより、補正予算関係議案の総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ補正予算に総括的に御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

ss

採 決

中村圭一委員長

それでは、これより採決を行います。

ss

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

中村圭一委員長

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、当厚生常任委員会付託分につきましては、議案のとおり可決をいたしました。

ss

議案乙第2号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

中村圭一委員長

次に、議案乙第2号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

~~~~~

議案乙第3号 平成25年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

中村圭一委員長

次に、議案乙第3号 平成25年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

~~~~~

中村圭一委員長

以上で厚生常任委員会に付託されました補正予算の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、異議なしと認め、それでは委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

中村圭一委員長

以上で（「はい、委員長」と呼ぶ者あり）はい、松隈委員どうぞ。

松隈清之委員

総括で言うまでもなかったんで、言わなかったんですが。

説明ですね、特に今回、3月の補正なんで決算見込み多かったですけど、多分、今度の当初予算に関しては結構ボリュームがあるんで、なるべく簡略な説明と――以前に比べるとちょっと説明も、少し充実したかなっていうところはあるんですけど、なるべく説明の時間を短くできるようなことも今後考えていただきたいと思います。

中村圭一委員長

一応、要望というか、提案というか、お願いということでお願いいたします。

[illegible]

中村圭一委員長

それでは、本日はこれもちまして散会といたします。

午後 2 時 11 分散会

平成26年 3 月 18 日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 石橋 沢預

〃 課長補佐兼地域づくり係長 大石 泰之

〃 課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 青木 博美

〃 課長補佐兼男女参画国際交流係長 村山 一成

市民課長 塚本 静一

〃 課長補佐兼整備係長 徳渕 悦子

〃 市民係長 佐々木利博

市民福祉部次長兼国保年金課長 内田 幸男

〃 課長補佐兼健康保険係長 吉田 秀利

〃 課長補佐兼年金保険係長 松隈 恵二

市民福祉部次長兼税務課長 久保 昭夫

〃 管理収納係長 有馬 秀雄

〃 市民税係長 久保 雅稔

〃 課長補佐兼固定資産税係長 平塚 俊範

社会福祉課長 古賀 達也

社会福祉課参事 松隈 義和

〃 地域福祉係長 高松 隆次

〃 課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

〃 障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

〃 保 護 係 長	高尾 一彦
市民福祉部次長兼こども育成課長	木下 博亮
鳥 栖 い づ み 園 長	西村 洋子
こども育成課子育て支援係長	山本 英規
市民福祉部次長兼健康増進課長	井邊 正文
〃 健康増進課参事兼課長補佐	坂井 浩子
〃 保 康 予 防 係 長	白山 淳子
〃 健 康 づ く り 係 長	名和 麻美

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

5 審査日程

市民福祉部関係議案審査

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前 9 時 54 分開議

中村圭一委員長

時間前ですけども、お揃いですので、本日の厚生常任委員会を開かせていただきます。



中村圭一委員長

本日より、当初予算関係議案及び甲議案の審査に入ります。

委員の皆様、また執行部の皆様におかれましては、スムーズな審査への御協力お願い申し上げます。

審査に入ります前に市民福祉部長から挨拶の申し出がっておりますのでお受けしたい
と思います。

篠原久子市民福祉部長

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算のうち市民福祉部関係分について御説明いたします。

歳入は175億6,305万7,000円となっており、歳出は102億9,292万7,000円となっております。

一般会計予算総額238億6,917万8,000円に占める市民福祉部関係の予算の割合は43.1%となっております。

このほかに、議案乙第10号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算及び議案乙第11号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算の2議案と甲議案といたしまして議案甲第1号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例の1議案を提案いたしております。

詳細につきましては、関係課長より説明をさせていただきますのでよろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

中村圭一委員長

ありがとうございました。

健康福祉部

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

中村圭一委員長

これより、市民福祉部関係議案の審査を行います。

市民福祉部関係の議案は議案乙第9号、議案乙第10号、議案乙第11号及び議案甲第1号の4議案であります。

それでは、議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願い申し上げます。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算について説明させていただきます。

お手元にお配りしております、厚生常任委員会資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。委員会資料1ページをお願いいたします。

款1. 市税、項1. 市民税、目1. 個人、節1. 現年課税分につきましては、東日本大震災からの復興に関連します地方税の臨時特例に関する法律の施行によりまして平成26年度から平成35年度までの10年間個人市民税の均等割の標準税率に500円が加算されます。今回、その増額分、また、納税義務者の増を見込みまして計上いたしております。

節2. 滞納繰越分につきましては、後ほど一括して説明をさせていただきたいと思っております。

次に、目2. 法人、節1. 現年課税分につきましては、平成25年度の実績及び業績から推定した額を計上しております。

次に、項2. 固定資産税、目1. 固定資産税、節1. 現年課税分につきましては、土地は公示価格等で価格が下落しておりますので、税収減を見込んでおります。家屋及び償却資産につきましては、平成25年度の実績及び業績から推定した額を計上いたしております。

目2. 国有資産等所在市町村交付金の現年課税分につきましては、鳥栖市内に国・県が所有しております固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金の見込み額を計上いたしております。

次に、2ページをお願いいたします。

項3. 軽自動車税、目1. 軽自動車税、節1. 現年課税分につきましては、主に軽自動車の登録台数の増を見込んで計上いたしております。

次に、項4. 市たばこ税、目1. 市たばこ税、節1. 現年課税分につきましては、平成25年度は喫煙率の減少幅が小さかったこと及びコンビニでの販売本数が伸びたことから、3月補正後予算で7億円を見込んでおりましたけども、新年度でも喫煙率の減少はあると考えら

れますので平成25年度申告実績等を考慮して計上いたしております。

次に、項 5．都市計画税、目 1．都市計画税、節 1．現年課税分につきましては、固定資産と同様に平成25年度の実績及び業績から推定した額を計上いたしております。

次に、項 6．入湯税、目 1．入湯税、節 1．現年課税分につきましても平成25年度の実績及び業績から推定した額を計上いたしております。

また、節 2 の滞納繰越分につきましては、平成25年度の実績及び滞納整理システム導入に伴います効果を見込み計上いたしております。主なものといたしましては、市民税個人分に5,000万円及び固定資産税に7,000万円。平成25年度と比較して、それぞれ1,000万円ずつの増額を見込んでおります。

市税につきましては、以上でございます。

古賀達也社会福祉課長

3 ページをお願いいたします。

款13．分担金及び負担金、項 2．負担金、目 2．民生費負担金、節 1．社会福祉費負担金の主なものにつきましては、老人保護措置費負担金でございます。養護老人ホームに入所する際の受益者負担金でございます。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

その下、節 2．児童福祉費負担金のうち主なものを申し上げます。

保育所保育料等を計上しておりますが、これは園児の保護者が支払う保育所保育料でございます。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

下段、款14．使用料及び手数料、項 1．使用料、目 3．衛生使用料、節 1．保健衛生使用料については、休日救急医療センター使用料として診療報酬と休日救急医療センター受診者の自己負担分を計上しております。

以上です。

塚本静一市民課長

次の 4 ページでございます。

款14．使用料及び手数料、項 2．手数料、目 1．総務手数料、節 1．総務管理手数料として807万5,000円の収入を見込んでおります。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

その下でございます。

項 2．手数料、目 1．総務手数料、節 2．徴税手数料といたしまして、税務関係証明手数料の見込み額を計上いたしております。

塚本 静一 市民課長

すぐ下段の節 3. 戸籍住民基本台帳手数料として1,901万4,000円を見込んでおります。主なものとしましては、戸籍証明手数料及び住民票証明手数料等となっております。

古賀 達也 社会福祉課長

その下でございます。

款15. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金、節 1. 社会福祉費国庫負担金の主なものにつきましては、国民健康保険基盤安定負担金、特別障害者手当等給付費負担金。それから障害者自立支援給付費負担金など国の負担割合によりますものを計上をさせていただきます。

木下 博亮 市民福祉部次長兼 こども育成課長

その下、節 2. 児童福祉費国庫負担金ですが、主なもののうち児童運営費負担金については、民間保育所の運営費に対する国庫負担金で、国の負担割合は 2 分の 1 となっております。

4 段目になりますが、児童扶養手当費負担金につきましては、ひとり親家庭の父または母等に18歳まで支給される手当でございます。負担割合は 3 分の 1 となっております。

一番下の児童手当費負担金でございますが、中学校修了までの児童を養育している方に支給される手当でございます。負担率は45分の37から 3 分の 2 となっております。

古賀 達也 社会福祉課長

次の 5 ページをお願いいたします。

節 3. 生活保護費国庫負担金につきましては、生活扶助、医療扶助等の国庫負担金でございまして、国の負担割合は 4 分の 3 となっております。

その下でございます。

項 2. 国庫補助金、目 1. 民生費国庫補助金、節 1. 社会福祉費国庫補助金の主なものにつきましては、臨時福祉給付金給付事業費補助金、それから事務費補助金につきましては、低所得者対策として臨時的に給付金を支給するもので国の補助率は10分の10となっております。

詳しくは、歳出のほうで御説明させていただきます。

木下 博亮 市民福祉部次長兼 こども育成課長

その下、節 2. 児童福祉費国庫補助金のうち主なものを申し上げます。

2 段目の保育緊急確保事業費補助金でございますが、子ども・子育て支援法の附則に基づき平成27年度に施行を予定している、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るために、保育の需要が増大している市町村等が行う事業に要する費用に対する補助金で、国の補助率は 3 分の 1 となっております。

その２段下になります。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金でございますが、これにつきましては、４月からの消費税増税に伴う子育て世帯への臨時的な給付措置で、その下、事務費補助金と合わせて歳出の中で御説明いたします。共に補助率は10分の10となっております。

古賀達也社会福祉課長

その下でございます。

節３．生活保護費国庫補助金につきましては、就労支援事業や生活保護適正化事業のためのセーフティーネット支援対策等事業費補助金でございます。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

次の、目２．衛生費国庫補助金、節１．保健衛生費国庫補助金について申し上げます。

女性特有のがん検診、子宮がん検診と乳がん検診でございますが、この受診費用を助成する補助金でございます。補助率は２分の１でございます。

なお、平成25年度の予算、約930万円と比較しますと平成26年度は82万3,000円と大幅に少なくなっております。これは、子宮がん検診においては20歳から40歳までの５歳刻みの節目検診者が補助対象だったものが20歳のみに。また、乳がん検診は40歳から60歳までの５歳刻みだった節目検診が40歳のみに補助対象になったためでございます。

また、２行目に保育緊急確保事業補助金を平成26年度からの新規補助として計上しております。これまで、安心こども基金事業費補助金として２分の１を県から補助されていたものがこの補助金となり、国が３分の１、県が３分の１補助するものでございます。

以上でございます。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

その下、目４．教育費国庫補助金、節１．教育総務費国庫補助金でございますが、幼稚園就園奨励費補助金で補助率は３分の１でございます。

塚本静一市民課長

次、６ページでございます。

項３．委託金、目１．総務費委託金、節２．戸籍住民基本台帳費委託金48万4,000円につきましては、外国人の住民異動等の事務に係る中長期在留者住居地届出等事務委託金でございます。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

次の、目２．民生費委託金、節２．国民年金事務費取扱委託金は、国民年金の資格の取得、喪失等の事務を国から法定受託事務として委託されていることから、１号被保険者数などに応じて交付される事務費交付金でございます。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

同じく、目 3．衛生費委託金、節 1．保健衛生費委託金については、アスベスト健康調査の委託金を計上しております。補助率は10分の10でございます。

なお、平成25年と比較しまして370万円ほど増加しておりますが、平成26年度はこのアスベスト健康調査の第2期の終了年となっているために、受診者全員がエックス線及びCT検査を受けるため健康診断業務委託料や臨時事務職員の賃金が増加しているためでございます。

また、第3期の調査が実施されるかどうかは現在のところ未定でございます。

以上です。

古賀達也社会福祉課長

その下でございます。

款16．県支出金、項 1．県負担金、目 1．民生費県負担金、節 1．社会福祉費県負担金の主なものにつきましては、国民健康保険基盤安定負担金、それから下の三つです。障害者自立支援給付費負担金等、国・県の負担割合に伴うものでございます。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

上から三つ目でございます。

後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、後期高齢者医療制度における低所得者に対する保険料軽減分の県の負担金分でございます。県の負担割合は4分の3となっております。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

その下、節 2．児童福祉費県負担金でございますが、事業内容につきましては、国庫負担金の中で説明しております。負担割合については、それぞれ4分の1となっております。

なお、一番下、児童手当負担金につきましては、負担割合45分の4から6分の1となっております。

古賀達也社会福祉課長

次の、7ページをお願いいたします。

節 3．生活保護費県負担金につきましては、居住地がないか、または、明らかでない被保護者の保護費等の県の負担金でございます。負担割合は4分の1となっております。

石橋沢預市民協働推進課長

款16．県支出金、項 2．県補助金、目 1．総務費県補助金、節 1．総務管理費県補助金のうち身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業補助金につきましては、自治会の公民館のトイレの洋式化等の工事費に対し県が助成をするものであり、1カ所40万円の7町区分を計上しております。

また、消費者行政活性化補助金につきましては、各市町の消費生活センターの機能強化等

に対し県が助成をするものであり、相談員の増員1名分の人件費と相談員の研修費が対象となっております。補助率は10分の10となっております。

古賀達也社会福祉課長

その下でございます。

目2. 民生費県補助金、節1. 社会福祉費県補助金の主なものについて申し上げます。民生委員、児童委員活動費等交付金につきましては、民生委員、児童委員141名分の活動費等でございます。

それから、その下でございます。

身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業補助金につきましては、市の公共施設のトイレ洋式化の県の補助金でございまして、社会福祉費県補助金として一括して受け入れるものでございます。歳出につきましては、施設の担当課で計上をいたしております。1カ所当たり10万円の補助でございまして、4施設6カ所のトイレ洋式化の補助金でございます。

その下でございます。

重度心身障害者医療費助成事業費補助金でございますが、県の負担割合は2分の1となっているところでございます。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

その下、節2. 児童福祉費県補助金でございますが、ひとり親家庭等医療費補助金、2段目の子どもの医療費助成事業補助金については、母子、父子家庭等に対し医療を受けるのに必要な費用の一部を助成し、また、子育て世帯に医療費を助成するもので、補助率につきましては共に2分の1でございます。

3段目の保育対策等促進事業費補助金は、安心した子育てができるよう環境整備を推進する制度で補助率は3分の2でございます。

その2段下になります。

保育緊急確保事業費補助金の内容につきましては、国庫補助金の中で説明いたしております。補助率は3の1でございます。

古賀達也社会福祉課長

その下でございます。

節3. 生活保護費県補助金につきましては、住宅支援給付等事業費補助金でございます。負担割合は10分の10となっております。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

同じく、目3. 衛生費県補助金、節1. 保健衛生費県補助金のうち主なものを申し上げます

す。

健康増進事業費補助金は、健康診査や健康相談などの健康増進事業に対する補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

3行目、妊娠安心風しん予防接種事業費補助金は、妊娠を予定、希望する女性や妊婦の夫などが風疹の予防接種を受けた場合に、その事業費に対する補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

次の、保育緊急確保事業補助金は、平成26年度からの新規補助でございますが、これまで安心こども基金事業費補助金として2分の1を県から補助されていたものが3分の2補助となります。補助率は先ほどの国庫補助金3分の1と県が3分の1補助するものでございます。

以上でございます。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

8ページをお願いします。

項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節2. 徴税費委託金といたしまして、県民税徴収委託金の見込み額を計上いたしております。

古賀達也社会福祉課長

その下でございます。

款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目2. 利子及び配当金、節1. 利子及び配当金につきましては、地域福祉基金利子等でございます。

それから、その下でございます。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目4. 地域福祉基金繰入金、節1. 地域福祉基金繰入金につきましては、地域福祉基金の利子分を繰り入れるものでございます。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

次の後期高齢者健康診査事業受託料78万4,000円は、後期高齢者の健康診査事業に要する事務経費について佐賀県後期高齢者医療広域連合から受託するものでございます。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

同じく、節2. 衛生費受託収入は、鳥栖市休日救急医療センターの利用は、基山町民の方でもできるようになっておりますので、基山町にも運営に参加していただき、休日救急医療運営受託料として基山町が負担される額を計上したものでございます。

同じく下段、項6. 雑入、目4. 雑入、節2. 保健衛生雑入の主なものは、健康診査で個人が負担される検診料と、保健センター雑入として医療福祉専門学校緑生館の電気料や共用部分の維持管理費の負担分でございます。

以上でございます。

古賀達也社会福祉課長

その下でございます。節４．雑入の主なものにつきましては、障害児通園施設介護給付金につきましては、ひかり園に対して支給されます介護給付費でございます。

次の10ページをお願いいたします。10ページの一番上でございます。

高齢者福祉施設雑入につきましては、中央デイサービスセンター及び中央在宅介護支援センター等の燃料費、光熱水費を椎原寿恵会からの負担金でございます。

それから、その下でございます。

高齢者福祉乗車券負担金につきましては、３割を個人負担分として７割を公費負担としておりまして、その３割分の個人負担分を雑入で受けているものでございます。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

次の、佐賀県後期高齢者医療広域連合雑入1,005万円は、広域連合へ派遣している職員1名分の人件費相当分でございます。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

その２段下になります。

保育所職員給食費は職員からの徴収予定の給食代です。

その下、一時預かり事業雑入と延長保育促進事業雑入については、それぞれ利用者から徴収する利用料でございます。

石橋沢預市民協働推進課長

同じく、資料10ページでございます。

款22．市債、項１．市債、目１．総務債、節１．総務管理債につきましては、弥生が丘まちづくり推進センター建設事業に伴い、建設費及び用地購入費について緊急防災減災事業債を活用するため３億2,420万円を計上しております。

以上、市民福祉部関係の一般会計歳入に関する説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料11ページをお願いいたします。

款２．総務債、項１．総務管理費、目10の市民協働推進費につきましては、市民相談、市民活動支援事業、夢プラン21事業、国際交流事業等に係る経費を計上しております。

節９．旅費につきましては、鳥栖ツアイツ子供交流事業として、平成26年度は５月25日から６月８日までドイツ国ツアイツ市から学生10名と引率者２名を受け入れ、ホームステイなどを通して国際交流を深めることとしており、これに要する経費が主なものでございます。

節13．委託料の消費生活相談業務委託料につきましては、市民協働推進課内に設置しております、消費生活相談センターへの消費生活相談員２名の派遣を内容とする業務委託料でござ

ございます。

資料12ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金のうちまちづくり一括補助金につきましては、7地区のまちづくり推進協議会の運営を支援するために交付する補助金でございます。

目11. まちづくり推進センター費につきましては、市内10カ所のまちづくり推進センターの管理運営に係る経費と弥生が丘まちづくり推進センター建設事業に係る経費を計上いたしております。

節7. 賃金は、まちづくり推進センター職員30人分の賃金でございます。

資料13ページをお願いいたします。

節13. 委託料のうちまちづくり推進センター設計委託料につきましては、入浴事業を廃止する予定の5カ所のまちづくり推進センターの浴室改修に伴う設計委託料です。

節15. 工事請負費のうち営繕工事費につきましては、まちづくり推進センターの浴室改修工事費が主なものでございます。

弥生が丘まちづくり推進センター建設工事費と節17. 公有財産購入費の、弥生が丘まちづくり推進センター用地購入費につきましては、別の参考資料の1ページをごらんください。

弥生が丘地区住民の活動、交流、生涯学習、高齢者福祉の拠点施設として弥生が丘まちづくり推進センター建設を推進いたします。面積は、用地が5,629.5平米。施設の概要といたしましては、鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ床面積729.92平米。集会室、調理室、研修室、和室、オープンスペース等を備えております。

事業費につきましては、建築確認検査手数料、工事監理委託料、建設工事費、用地購入費、水道加入負担金など総額3億5,879万9,000円でございます。

開業の予定は平成27年の夏ごろを予定しており、用地購入につきましては、平成22年度から年次的に購入をしております。土地開発公社からの買い戻しになります。平成26年度の購入面積は1,636.04平米で平成26年度が最終年度となります。

以上、市民協働推進課関係の歳出の説明を終わります。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

14ページをお願いいたします。

項2. 徴税费、目1. 税務総務費のうち節2. 給料から節4. 共済費までにつきましては、税務課職員30名のうち28名分の人件費でございます。

次に、目2. 賦課徴収費の主なものについて説明させていただきます。

節1. 報酬につきましては、滞納整理指導員報酬でございます。国税OBの税理士の方による徴収担当職員に対する滞納整理事務及び差し押さえ物件の換価、公売に関する指導等を

お願いいたしております。

節 7. 賃金につきましては、窓口繁忙期の事務補助及び確定申告当初賦課に係る事務補助職員の賃金でございます。

節 11. 需用費の主なものといたしましては、トナーやインクカートリッジ等の消耗品費及び市税口座振替依頼書等の印刷製本費でございます。

節 12. 役務費の主なものにつきましては、通信運搬費では納税通知書、督促状等の発送に要する郵便料、コンビニ収納事務手数料、クレジット収納事務手数料及び差し押さえのための財産調査手数料等でございます。

節 13. 委託料の主なものにつきましては、固定資産税システム委託料、システム関連機器の保守点検委託料であり。不動産鑑定業務委託料は、土地下落等に伴う課税の適正化を図るため佐賀県不動産鑑定協会に委託しているものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

節 14. 使用料及び賃借料の主なものにつきましては、滞納整理システム借上料、固定資産税の課税のための家屋及び土地評価システムの賃借料及び地方税電子申告支援システム等の使用料でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、鳥栖地区たばこ販売対策協議会負担金、地方税電子化協議会負担金及び各種協議会等の負担金でございます。

節 23. 償還金利子及び割引料につきましては、市県民税、固定資産税の更正に伴います還付金及び法人の確定申告に伴います還付金等でございます。

以上で、税務課関係の説明を終わります。

塚本 静一 市民課長

同じページでございます。

項 3. 戸籍住民基本台帳費、目 1. 戸籍住民基本台帳費の主なものは、節 2. 給料から節 4. 共済費まで市民課職員18名分の人件費でございます。

次のページをお願いいたします。

節 14. 使用料及び賃借料につきましては、事務機借上料827万3,000円の主なものは、戸籍総合システム等に係る機器等の借上料でございます。

市民課は以上でございます。

古賀 達也 社会福祉課長

その下でございます。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費の主なものについて申し上げます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、市民福祉部長及び社会福祉課、こども育成課のうち職員の33名分の人件費でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

中ほどでございます。節13. 委託料につきましては、民生委員活動委託料が主なものでございます。

その一番下でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましてはの主なものといたしましては、次の18ページをお願いいたします。一番上の社会福祉協議会補助金でございます。これにつきましては、社会福祉協議会の運営費補助として職員等の人件費を助成するものでございます。

その下の、ふれあいのまちづくり事業補助金につきましては、地区社会福祉協議会のコーディネート活動費等に要する補助金でございます。そのほか全日本同和会補助金、民生委員連絡協議会補助金等を計上させていただいております。

その一番下でございます。

節28. 繰出金につきましては、国保年金課職員7名分の人件費、それから保険基盤安定、出産一時金などの国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

その下でございます。

目 2. 障害者福祉費の主なものといたしましては、節 1. 報酬につきましては、鳥栖・三養基地区障害支援区分認定審査会委員報酬でございます。これにつきましては、平成25年度は22回開催しております。

それから、節 7. 賃金につきましては、ひかり園の指導員等の賃金でございます。

節 8. 報償費につきましては、ひかり園の言語指導等の指導員の謝金でございます。

19ページをお願いいたします。

節13. 委託料の主なものといたしましては、障害者理解基礎調査委託料といたしまして、障害者の福祉計画の策定のために調査を実施するものでございます。

それから、中ほどでございますが外出介護委託料につきましては、屋外での移動が困難である障害者等へのヘルパーによる個別移動支援を行うものでございます。

それから、四つ下の、社会福社会館の指定管理料につきましては、社会福社会館内の身障センターの指定管理委託料でございます。

それから、一番下でございます。

心理リハビリ業務委託料につきましては、ひかり園で行っております心理リハビリを委託するものでございます。

それから、続きまして節19. 負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、中ほどで

ございますが下から四番目でございます。地域活動支援センター補助金といたしまして、補助金を交付しているものでございます。身体障害者の作業所等において、創作活動や生産活動の機会を提供するものでございます。

20ページをお願いいたします。

19の負担金補助及び交付金の下から二番目でございます。福祉タクシー助成金でございます。こちらにつきましては、身体障害者等の障害者に対して年間36枚を交付いたしております。基本料金の助成といたしまして年間36枚を交付いたしております。

それから、節20. 扶助費につきましては、重度心身障害者医療費から特別障害者手当等は実績を見込みまして今年度の見込み額を計上させていただいております。

それから、目3. 老人福祉費、節7. 賃金につきましては、高齢者の相談等のための職員の賃金でございます。

それから、節8. 報償費の主なものにつきましては、敬老祝金、それから在宅寝たきり老人等介護見舞金でございます。

21ページをお願いいたします。

節13. 委託料の主なものについてでございますけれども、高齢者福祉計画策定等業務委託料につきましては、高齢者福祉計画を平成26年度見直すために業務委託料を計上させていただいております。食の自立支援事業委託料、緊急通報システム事業委託料等は、これまでの実績を基に今年度の見込み額を計上させていただいております。介護予防事業委託料につきましては、高齢者等への介護予防事業、元気づくり教室、それからいきいき健康教室、ふまねっと等の教室等の事業を計上させていただいております。

それから節18. 備品購入費につきましては、ふまねっと教室等を実施いたしますふまねっとの購入費を計上させていただいております。

それから、節19. 負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金を見込みにより計上をさせていただいております。それから、高齢者福祉乗車券助成金、シルバー人材センター補助金などが主なものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

節20. 扶助費につきましては、老人保護措置費が主なものでございまして、養護老人ホームの入所のための措置費でございます。

次に、目4. 老人福祉センター費の節7. 賃金につきましては、中央老人福祉センター職員2名分の賃金でございます。

節11. 需用費の主なものにつきましては、中央老人センター等の燃料費、光熱水費が主なものでございます。

節13. 委託料につきましては、中央老人福祉センターの警備委託や電気工作物保安業務等の施設管理の委託料でございます。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

次の、23ページをお願いいたします。

次に、目6. 後期高齢者医療費の節2. 給料から節4. 共済費までは、佐賀県後期高齢者広域連合に派遣している職員1名分の人件費でございます。

節7. 賃金は、後期高齢者の健康診査事務従事者の日々雇用職員分でございます。

節19. 負担金補助及び交付金は、まず、後期高齢者医療療養給付費負担金は、広域連合に納付する本市の後期高齢者に係る療養給付費の見込み額に対する12分の1の本市負担分でございます。また、はり、きゅう助成金は、鍼灸の施術料として1回当たり1,000円を後期高齢者に助成するものでございます。

次に、節28の繰出金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、低所得者の方の均等割分の保険料の軽減分でございます。

次の後期高齢者医療特別会計事務費は、一般管理費、賦課徴収などの事務費でございます。

次の24ページをお願いいたします。

佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金は、広域連合が業務運営をしていく事務経費などの負担金でございます。これらを後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

古賀達也社会福祉課長

その下でございます。

目7. 臨時福祉給付金給付費でございます。お手元にお配りしております、参考資料の7ページをお願いいたします。

臨時福祉給付金につきましては、低所得者ほど生活に必要不可欠な食料費の消費支出の割合が高いことを踏まえて、低所得者対策として消費税率が8%の段階で暫定的、臨時的に給付するものでございます。給付対象者につきましては、市民税均等割が課税されていない者のうち均等割が課税されている者の扶養親族等と、それから生活保護の被保護者等を除いた者が対象となります。番号でいきますと10番のところで、対象者の見込みといたしましては約1万2,200人を見込んでおるところでございます。

それから、給付対象者につきましては、3番でございますが加算措置がございます。老齢基礎年金受給者、児童扶養手当受給者等、加算措置として対象者は11番のところになります。約6,700人を見込んでおります。

給付金額につきましては、1人当たり1万円。加算につきましては1人当たり5,000円と

なりまして、12番のところがございますが給付金の見込み額を1億5,600万円と見込んでおります。

事務費につきましては1,772万1,000円を見込んでおりまして、財源としては国の10分の10の補助率となっております。

委員会資料のほうにお戻りください、24ページでございます。

予算の説明をいたします。主なものについて申し上げます。

節3. 職員手当等につきましては、給付金の事務に従事する職員の時間外勤務手当でございます。

節12. 役務費につきましては、申請書の郵送、それから給付金の振込手数料が主なものでございます。

節13. 委託料につきましては、システム導入、それから入力業務等の委託料を見込んでいるところでございます。

それから、節19. 負担金補助及び交付金につきましては、先ほど申し上げました給付金の1億5,600万円を見込んでいるところでございます。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

その下、款3. 民生費、項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費のうち主なものについて申し上げます。

節1. 報酬は、婦人相談員1名分の報酬でございます。

節7. 賃金は、母子自立支援員1名、子育てコーディネーター2名分の賃金でございます。次、25ページになります。

節12. 役務費のうち下段の手数料は、子どもの医療費助成事業のレセプト審査支払い手数料でございます。

節13. 委託料のうち主なものは、2段目、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料で、これにつきましては平成27年度本格実施予定の子ども・子育て支援新制度への移行に際し、ニーズ調査や子ども・子育て会議の意見を基に新たな支援事業計画を策定するものです。

その下が、児童センター指定管理料と、一番下がファミリーサポートセンター事業委託料でございます。

節20. 扶助費でございますが、主なものについて申し上げます。児童扶養手当ですが、これはひとり親家庭等の延べ1万人強の児童を対象とした手当でございます。

2段目、母子家庭自立支援事業費は、父母が資格取得する間の生活費の負担軽減のために支給されるものでございます。

その下、ひとり親家庭等医療費と子どもの医療費につきましては、母子、父子家庭への医

療費と子育て世帯に医療費を助成するものでございます。

その下、未熟児養育医療費は、入院等を必要とする未熟児に対し医療費の助成を行うものです。

一番下になりますが、母子生活支援施設入所措置費につきましては、夫からの暴力等による母子の安全確保実施費、母子生活支援施設に入所させた時に支弁されるものでございます。

次、26ページをお願いします。

目2．保育園費のうち主なものについて申し上げます。

節2．給料、節3．職員手当等、節4．共済費は、保育所職員44名分の人件費でございます。

節7．賃金は、保育所の代替保育士等の賃金でございます。

次の27ページをお願いします。

節13．委託料につきましては、保育所4園の消防点検、警備業務等の施設管理委託料でございます。

中ほど、節19．負担金補助及び交付金のうち主なものを申し上げます。2段目の私立保育所等運営費負担金は、市内の私立保育所10園及びほかの自治体をお願いしている広域保育所の児童、延べ約1万5,000人に対する保育所運営費負担金でございます。

その3段下になります、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、保育士の人材確保対策を推進するため、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ交付し、保育士の確保を進めるものでございます。

その下、私立保育所運営補助金は、私立保育所職員197人に対する補助でございます。

その下になります、私立保育所特別保育事業等補助金は、私立保育園が実施する特別保育等について補助するものでございます。

一番下の、認可外保育施設障害児保育事業補助金は、認可外保育施設が障害児を保育する場合に補助を受けられるものでございます。

その下、目3．家庭児童相談費のうち節1．報酬につきましては、家庭児童相談員2名に対する報酬でございます。

28ページをお願いします。目4．児童手当費でございます。

節2．給料、節3．職員手当等、節4．共済費につきましては、児童手当の担当者1名分でございます。

中ほど、節20．扶助費につきましては、平成26年度に支給予定の児童手当でございます。支給延べ人数は約13万2,000人を見込んでおります。

その下、目5．子育て世帯臨時特例給付金給付費についてでございますが、参考資料は8

ページを合わせて御参照ください。

節 3. 職員手当等は、事業に係る職員の時間外手当でございます。

節 4. 共済費、節 7. 賃金につきましては、臨時職員 1 名分の賃金と社会保険料等でございます。

節 12. 役務費につきましては、申請書の送返信等に伴う通信費及び手数料でございます。次、29ページになります。

節 13. 委託料につきましては、システムの導入及び業務委託料でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金について御説明いたします。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、4 月からの消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに消費の下支えを図る観点から臨時的な給付を行うものでございます。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として、これと供給調整して支給いたします。実施時期は平成 26 年 6 月以降を予定しており、対象者として 5,600 世帯、9,800 人を見込んでおります。

古賀達也社会福祉課長

委員会資料の 29 ページをお願いいたします。

項 3. 生活保護費、目 1. 生活保護総務費の主なものについて申し上げます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、保護係 5 名分の人件費等でございます。

それから、節 7. 賃金につきましては、就労指導相談員、住宅手当相談員等の賃金でございます。

30 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料の主なものにつきましては、システム導入委託料を計上させていただいております。現行のシステムをバージョンアップするためのシステム導入委託料でございます。

節 20. 扶助費につきましては、緊急特別措置住宅手当でございます。

それから、目 2. 扶助費、節 20. 扶助費につきましては、生活扶助、医療扶助など本年度の見込み額を計上させていただいております。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

次の 31 ページをお願いいたします。

次に、項 4. 国民年金事務取扱費、目 1. 国民年金費は、国民年金事務に従事する職員 3 名分及び臨時職員に係る人件費や事務費でございます。

節 13 のシステム導入委託料として、導入委託料を計上しております。この内容につきましては、委員会参考資料の 9 ページをお願いいたします。これは、平成 24 年 11 月に成立いたしました、年金生活者支援給付金法に伴い消費税財源により低所得者、高齢者の方の年金受給

者対策として行われるものでございます。

この施行が平成27年10月1日に予定されていることから、受給資格を判定するための所得情報等を日本年金機構に提供するため、平成26年中に当該所得情報等の提供システムを整備するものでございます。

古賀達也社会福祉課長

その下でございます。

項5. 災害救助費、目1. 災害救助費、節20. 扶助費につきましては、災害見舞金でございます。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

次の32ページをお願いいたします。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目1. 保健衛生総務費の主なものについて御説明申し上げます。

節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費については、健康増進課15名、国保年金課5名、合計20名分の人件費でございます。

節7. 賃金は、各種検診や相談等に従事する臨時の保健師、看護師などの賃金でございます。

節8. 報償費の主なものは、各種事業実施のための医師や心理カウンセラーなどの謝金でございます。

節11. 需用費は、保健センターの光熱水費や消耗品費でございます。

節12. 役務費については、電話料や各種事業において必要な切手代などの通信運搬費を計上しております。

節13. 委託料の主なものを申し上げます。保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務委託料や各種機械設備の保守点検委託料などでございます。

一つ飛ばしまして、3行目の休日救急医療センター業務委託料は、鳥栖三養基医師会にお願いしている休日救急医療センターの運営委託料でございます。妊婦健康診査は、出産までに14回無料で行う健診です。また、乳児健康診査委託料は、1歳までに2回無料で行う健診でございます。妊婦歯科検診は、妊婦さんが無料で歯科検診を受けられる検診で平成26年度からの新規事業でございます。

なお、妊婦歯科検診は、これまで歯科医師会が無料で実施されていたものを、市が引き継ぐ形で新規実施の運びとなりました。

次に、節18. 備品購入費でございますが、保健センター、市庁舎、まちづくり推進センター、小・中学校、体育施設などに配備しております、AED38台のうち33台が耐用年数に達

しましたので、その購入費でございます。

次に、節19. 負担金補助及び交付金を説明させていただきます。

主なものを申し上げます。鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金は、同校の運営費を県や三養基郡3町と案分して負担している補助金でございます。広域小児救急医療支援事業負担金は、聖マリア病院で行われている久留米広域小児救急センターに参加するための負担金でございます。病院群輪番制運営補助金は、休日救急センターのバックアップとして二次救急医療を担う医療機関への補助金でございます。

節20. 扶助費でございます。妊婦健診は、里帰り出産等で市外で受けた妊婦健診費用を償還払するものがございます。不妊治療費助成は平成26年度からの新規事業でございます。これは、高額な不妊治療を受けられている方の経済的な負担を軽減して、子育てしやすい環境をつくるための事業でございます。人工授精や体外受精等の不妊治療は35万円から50万円という高額な治療費がかかりますので、現在、県が助成しておりますが、その上乗せを市が行う形で実施するものです。助成額は、1年度に10万円で通算5年間が限度でございます。

助成対象の条件等は、県が助成を認定した人に準じることとしております。助成対象者は、戸籍上の夫婦でございますが、どちらか一方が市内に住民登録していればよいこととしております。

また、夫婦の所得合計が730万円未満であることが条件になります。

次に、目2. 予防費について説明申し上げます。

節7. 賃金は、各種健康診査や相談業務などに従事する臨時の看護師などの賃金でございます。

次のページお願いいたします。

節8. 報償費の主なものを申し上げます。一番上の新型インフルエンザ行動計画策定委員会委員謝金は、現在のインフルエンザ行動計画を平成26年度中に大幅に改定して、作成する行動計画の審査等をお願いする委員の謝金でございます。

下から二番目の、うらら健康マイレージクラブ報奨金は、健康づくりに取り組んでいただくと獲得できるポイントを各種サービスに交換していただくための経費でございます。

一番下の、石綿健康対策専門委員会委員謝金は、アスベストによる健康被害の有無等を診断していただく専門医師11人分の委員謝金でございます。

節11. 需用費は、各種事業に係る消耗品費や印刷費、製本費でございます。

節12. 役務費の主なものは、各種検診や予防接種事業で勧奨や結果の通知に係る郵送費等でございます。

節13. 委託料について主なものを申し上げます。2行目の肝炎ウイルス検診委託料は、B

型肝炎とC型肝炎の感染を判定する血液検査の委託料でございます。

次に、下から4行目の健康診査委託料は、若年者の健康診査、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診などでございます。次の行のがん検診委託料は、胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、乳がん、前立腺がんの検診でございます。

アスベスト健康診断業務委託料は、アスベストによる健康被害を審査するエックス線やCT検査の委託料でございます。歳入のところで申し上げましたが、平成26年度はこのアスベスト健康調査の第2期の終了年となっておりますので、受診者全員がエックス線及びCT検査を受けるために委託料が290万円ほど増加しております。

予防接種委託料は、乳幼児から19歳までの各種予防接種と妊娠安心風しん予防接種、65歳以上のインフルエンザ、肺炎球菌予防接種まで13種類にわたる予防接種の委託料でございます。

なお、委託料につきましては、前年度と比較しまして849万3,000円の減少となっておりますが、その主な理由は予防接種の見込み数の減などにより約1,100万円が少なくなったこと。また、アスベスト検診などについては、事業費が約290万円ほど多くなっているなど増額があり、差額として約850万円の減少となっております。

次のページをお願いいたします。

節20. 扶助費でございます。がん検診の扶助費は、女性特有のがん検診事業で、子宮がん、乳がんの無料クーポン券が着く前に受診した人に、自己負担分を後から償還払いするものでございます。予防接種の扶助費は、里帰り出産などで県外で予防接種を受けた場合、その費用を償還払いするもので平成26年度からの新規事業になります。

以上でございます。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

その下になります。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目4. 幼稚園費、節19. 負担金補助及び交付金のうち主なものは、下段、幼稚園就園奨励費補助金でございます。対象児童は約1,200人を予定しております。

以上で市民福祉部、平成26年度当初予算の説明を終わらせていただきます。

中村圭一委員長

はい、ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

11時5分まで休憩をさせていただいて、その後、質疑に入らせていただきます。

休憩します。

午前10時55分休憩

~~~~~

午前11時6分開議

中村圭一委員長

再開いたします。

委員の皆様、御質問ある方、挙手をお願いいたします。（発言する者あり）

古賀和仁委員

わからんところを簡潔に質問させていただきます。

11ページの委託料、消費生活相談業務委託料、これ2名の委託料ということで、前年度はどのくらいの相談があったのか、まず、そのところから。

そして、今、多分1名でやられてると理解してますけども、これは毎日やっているのか、それとも日にちを決めてやられているのかどうかお尋ねします。

## 石橋沢預市民協働推進課長

消費生活相談の件数につきましては、大体700件ぐらいで、平成24年度の実績は723件でございました。

相談業務につきましては、もともと1名の相談員を配置しておりまして、増員すれば1名  
 県の補助が受けられるということで、現在2名の消費生活相談員を配置しております。

毎日、相談業務はやっておりますので241日分の賃金となっております。（「どこでやられてるんですか。」と呼ぶ者あり）

市民協働推進課の中に消費生活相談センターというのを設置しておりまして、そこに2名配置しております。

古賀和仁委員

前年度256万円ぐらいの予算があって、今回580万円ぐらい、2名増加されるというふうに、プラス2名というふうに考えていいわけですか。

## 石橋沢預市民協働推進課長

昨年度の当初の段階では、県からの補助が受けられるかどうかわからなかったため、単費で1人分のみを計上しておりました。6月の補正で、もう1名分の増員の予算をつけております。

### **古賀和仁委員**

それで、相談を受けたあとのアフターですね、そういうのはどういうふうな形でやられているのかお尋ねをいたします。

### **石橋沢預市民協働推進課長**

相談を受けまして、1回の相談ですぐ解決するものでない場合は、一応いろんなアドバイスをして、その後どうなったかの報告をしていただくようにしております。

また、警察等の専門機関につなぐべきものについては、こちらのほうから警察とか、弁護士とか、弁護士相談とかを紹介してそちらのほうに行っていただいております。

### **古賀和仁委員**

この質問はこれで終わりますけど、次に、13ページ工事請負費。

まちづくり推進センターの改修工事で、風呂等の改修に対する設計の予算が出てるんですけど、これについては12月の議会の中で委員長の報告でも議会で報告させていただいたんですけども、風呂をなくすということについては何らかの対応をするということで、この中で地元への説明、それから介護予防も含めた対応をしていただくということで委員会からもそれぞれやっていたんですけど、これについてはどういうふうな対応をこれまでされたのかお尋ねいたします。

### **古賀達也社会福祉課長**

風呂の集約化につきましては、12月議会の委員会の中で御説明をいたしましたところでございます。

その後、1月に嘱託員会のほうで各地区に御説明をしてまいっております。2月に、民生委員協議会のほうに、各地区のほうで御説明をしてまいったところでございます。

また、介護予防事業につきましては、今回予算を御説明いたしましたけれども、大きくはふまねっと事業や居場所づくり事業などを委託料として計上をさせていただいているところでございます。

簡単ですけど、以上でございます。

### **古賀和仁委員**

それぞれ、説明をされたということですけど、その時にいろんな要望とかお話があったと思うんですけど、それについてはどういうふうに対処されているのかお尋ねします。

### **古賀達也社会福祉課長**

集約化につきまして、いろんな御意見をいただいております。

大きくは、ふまねっと事業等については、実際に地区で取り組まれているところもございまして早くやってくださいと。

また、昨年が方針を集約化することから延長へ転換したことで、そういうふうなことがないようにということ。

それから、周知について図っていただきたいというような御意見がありまして、できる範囲でそれぞれについて対応をしてきたところでございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

端的に言いますけど、利用者の理解は得られたというふうに考えられているんですか、その辺、一点お願いします。

#### **古賀達也社会福祉課長**

利用者に対しては、個別で説明等は行っておりませんが、いろんな形で、提案箱等で要望というかそういう部分があった部分については、今回の入浴事業集約化する趣旨、今後の対応等について御回答させていただいておるところでございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

ぜひ、しっかりと対応していただきたい。

今後の風呂の配置まで含めたスケジュール、どういうふうな形で、どのくらいで全ての工事を、どういうふうな予定をされているのかお尋ねいたします。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

5カ所の浴室の改修工事になりますけれども、大体設計に2カ月ぐらいかかると思います。

それから、工事に2カ月ぐらいかかると思います。その間、1カ月間ほどを入札等の事務処理にあてておりますので、大体5カ月ぐらいかかるものと考えております。

#### **古賀和仁委員**

そのくらいで、今、合わせると5カ月ということですがけれども、最終的に何月なのかですね。

大体の予定、それを示すことはできないかもしれませんが、大体……、例えば、4月と5月に風呂場、今年度中とか、12月とかいろいろあるんですけど、大体の予定は予定されているんですか。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

工事にいつぐらいから入るかというスケジュールにつきましては、集約後の若葉と、それから中央老人センターの入浴の利用状況等を勘案いたしまして、その後、いつぐらいから工事に入るかということは検討していきたいと考えております。

#### **古賀和仁委員**

いわゆる、地元の入る前の説明というのはされるのかどうか、その辺を含めてお尋ねします。

それともう一つ、集約する時に、要するに、他の施設を利用することに当然なりますから足の確保ですたいね、足の確保。これについての他の課との、コミュニティバスも含めて他の対応をどういうふうにされてるのか。これについては、どういうふうな課と話をされたのかお尋ねします。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

改修工事に関する地元への説明というのは、利用者等がいらっしゃる間に工事を行うことになりますので、会長さんあたりにこういったことで、いつからいつまで工事をいたします、という説明はしようと考えております。

それからもう一つ、足の確保につきましては社会福祉課長のほうから説明をお願いしたいと思います。

#### **古賀達也社会福祉課長**

まちづくり推進センターの利用におきましては、いろんな形での利用がございますけれども、やはり高齢者を含めて地域住民の交流の場というような観点から、路線バス、広域バス含めまして、また、ミニバスも利用していただきたいということで、社会福祉課といたしましては高齢者の社会参加を促進する高齢者福祉乗車券ということで、3割を負担していただいて7割を助成するというモデル事業を平成24年度の10月から実施をいたしております。

それにつきましては、平成26年度から本格実施ということで、これまでは年間2万円の購入限度でございましたけれども、平成26年度からは、年間を3万円と限度額を引き上げまして、利用をしていただきたいという形で公共交通機関のバスの利用を促進したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

2カ所というのは若葉と中央ということでしょう。それぞれ両方に、近くの方は行けるといふ形をとらないと利用者がどういうふうな……、どういうふうに分散するかわかりませんから、どっちに行かれるか知りませんが、行きたい人によって違うと思います。

それに対する調査とかはされているのかですね、実際に。実際に今まで利用していた方で、利用したいという方はそれぞれ行かれると思うんですけど。

若葉に行かれる方、中央に行かれる方、それぞれあると思いますけども、それについてはどういうふうにされているのか。

それともう一点、今まで風呂をやっていたんだけど、それに対する管理を別の団体に任せ



れていたということ、これは全て取りやめになるというふうな形を聞いているんですけど、これについてはどうなるのですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

利用の調査の観点でございますけれども、そちらにつきましては、現在も詳細に――地区別ではございませんけれども――地区内、地区外というような形での把握はいたしているところでございます。

中央と若葉につきましては、おおむね半分が地区内、半分が地区外ということでございます。

それで、4月からにつきましては、集約化後の利用者がどういうふうな状況になっているのかということについては、調査をしたいというふうに考えております。

それと、管理についてでございますけれども、入浴事業についての管理は、基本的には清掃等を含めましてシルバー人材センターのほうに委託をしている状況でございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

そうすると、お風呂を壊したあとというのはどういうふうな対応をされるのか、引き続き館内の管理を任せるのか、ほかの施設の管理を任されるのか、その辺を含めてお尋ねをいたします。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

現在の浴室は男湯、女湯二つに分かれておりますので、その壁を取り払って、床をフローリング化して一つの会議室として使えるような形に改修を考えておりますので、改修後は、まちづくり推進センターのほうで部屋の一つとして管理をしてまいります。

#### **古賀和仁委員**

たびたびになりますけど、じゃあ全て契約についてはその時点で終わり、別のとかは…。

中央とか若葉というのは、今現在どういうふうな感じでされているのですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

中央老人福祉センターにつきましては、所長と職員が配置をして、施設の管理自体はそういう形でやりたいと思っております。

あと、施設関係では先ほど申し上げましたけれども、入浴事業の清掃等についてはシルバー人材センターにお願いしているところでございます。あとの部屋の管理とか、事業をする場合のお世話等については所長以下職員のほうで対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

#### **小石弘和委員**

今の関連ですけどね。その3割を、要するに、負担をするという形でございますけども、若葉まちづくり推進センターと中央老人センターに来る公共のバス等はあまりないんですよね。

先ほどの説明が、何か、ちぐはぐだったと思うんですけど。今後、どういうふうな方向づけをされているものか。

それから、若葉まちづくりセンターが駐車場が狭いんですよ。それがどっと、要するに、来られた場合の駐車場の管理をどうされるものかと。

今、古賀委員が質問されたんですけど、非常にあいまいな返事だったと私は思ってるんですけど。その点をちょっと再度、お願いをしたいと思います。

#### **古賀達也社会福祉課長**

小石議員の御質問にお答えいたします。

バス等の公共機関、廃止されるところから実際に集約する場所へのバス等の巡回というのは考えておりません。それにつきましては、既存のそういう公共のバス等、また、自家用車で来られる方もいらっしゃるでしょうし、そういう形での対応をお願いしたいというふうに御説明をしまっているところでございます。

また、そういった関係でバス等を利用される場合は、平成26年度からは助成の上限額を引き上げて、より利用していただけるような形で対応したいというふうに考えております。

駐車場については、市民協働推進課のほうから説明をさせていただきます。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

4月以降の若葉コミュニティセンターの理由状況について、どれぐらいふえるのかというのは現段階では、まだ……、恐らく、ふえるであろうということは考えられますが、どれぐらいになるのかっていうのは、まだ、推測がつきませんので、できるだけ事故のないように、職員による誘導で駐車場を何とかとめられるようにしていきたいとは考えておりますが、そのときの状況に応じて、また、さらなる何か手だてを考えなければならない状況になるかもしれないという危惧は正直持っております。

#### **小石弘和委員**

担当課は、シミュレーションがなってないんですよ、できてないんですよ。

職員で対応するって、まちづくり推進センター、たった4名ですよ。駐車管理できるわけがないでしょう。

中央老人センターについても、とまる台数、何台ありますか。

シミュレーションができてないから、要するに返答ができないでしょう。幾らふえるかわからない。それを集約するというようなことは、担当課の考え、甘いですよ。もっと正確な返事くださいよ。

以上。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

現在も利用状況は、常に見ているところではございますけれども、一つは、入浴の利用者と通常の会議室等の利用者が、非常に重なって多くなること等もありますので、まずは、その辺が集中しないような形に曜日等を振り替えることと、それから中央と若葉の入浴施設を開ける曜日をずらしまして少し分散できるような形では考えているところでございます。

#### **小石弘和委員**

中央老人センターは入浴施設ばかりですよ。

若葉まちづくり推進センターは、老人センターと今の旧公民館が、要するに……、実態が違うわけですよ。それをちゃんぽんにしたらわからないですよ。もう少し、中央老人センターはどういう方向に行くとか、若葉まちづくり推進センターはどういう方向に行く、シミュレーションできているはずですよ。

以上。

#### **古賀達也社会福祉課長**

中央老人センターにつきましては、駐車場は施設の近隣に空きスペースがございますので、そちらのほうを駐車場として確保したいということで考えております。

若葉のまちづくり推進センターについては、小石議員おっしゃるように、いろんな事業をされております。

それで、施設の職員のほうと話をさせていただいて、協議をさせていただいて、特に水曜日が——今でも入浴事業はないんですけれども——非常に駐車場が混雑すると、やはりいろんな事業が重複して非常に駐車場の整理が大変だというようなお話を聞いております。

そういった関係で、まずは、現状でも駐車場が満杯状態である水曜日の日は入浴事業をしないことで、月、火から木、金、土ということで、当面は、それに対応させていただくことで調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

この入浴事業というのは、もともと毎日やってたわけですよ。

それで、途中から月、水、金と火、木、土の間をおいてやるようになった。この部分について、当然、集約するということは、利用者の利便性も考えて毎日風呂については、少なく

とも中央については、毎日やるべきじゃないかと。こういうふうな検討というのはされなかったんですか、どうなんですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

中央については、曜日的にいきますと月曜日から金曜日まで、週5日実施する予定にしております。

それで、以前は週5日事業を実施しておりまして、種々の理由によりまして、特に利用者の減少とかそういう部分もございまして週3日にした経緯はございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

今、3日ということですかね。今、3日……、今は、もう毎日やっているということですかね。

私が質問したのは毎日……、若葉の場合どうかわかりませんが、土曜日まで含めて毎日というのは考えてないんですか、どうなんですかね。

#### **古賀達也社会福祉課長**

中央老人センターで御説明いたしますと、施設につきましては、月曜日から土曜日を開館日といたしております。

入浴事業につきましては、月曜日から金曜日の週5日で考えております。これにつきましては、以前も週5日の入浴事業を実施していた関係で、週3日を週5日という形に戻したと申しますか、集約に伴ないまして週3日を週5日にしたというような形でございます。

以上でございます。

#### **小石弘和委員**

関連で、今、若葉まちづくり推進センターは週何回と言われたですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

若葉のまちづくり推進センターで、平成25年は週3日の火、木、土に実施いたしております。

来年度、平成26年度につきましては、月、火、木、金、土の週5日実施したいというふうに考えております。

#### **小石弘和委員**

じゃあ、週5日は、要するに、若葉まちづくり推進センターでもするわけですね。

それから、中央老人センターでも、要するに、5日間開くわけですね。ちょっと確認でございます。

#### **古賀達也社会福祉課長**

そうでございます。

#### **小石弘和委員**

私、これ、月曜から金曜日じゃなくて、やはり土曜、日曜をどちらかをやってほしいなあというふうなこともあるわけですよ。地域住民の方も、そういうふうな、要するに、希望もいっぱい持っていますので。土曜、日曜を休むというふうなね、考え方じゃ私はできないと思うんですよ、まちづくりはですね。

やはり、土曜日を交互にやるような検討をしていただきたいなと思っております。

終わります。

#### **中村圭一委員長**

要望ですけども、答弁できますか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

御提案ということでお受けいたしたいと思いますけれども、まず今回、集約化した時に利用がどのような状況になるのかという部分を、まず、調査をさせていただきたいと思います。

#### **松隈清之委員**

今のお風呂の件で、基本的に集約化すること決めてるわけじゃないですか。予算もついているわけだし。

それで、スケジュールが決まってないのは、さっき説明があったんだけど、よくわからないんですね。集約化を見ながらとかっていう答弁あったんですけど、集約化すること決めてるんですよね。

何を判断材料にして、その事業を……、設計から改修に入る予定なんですか。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

集約化は、確かに決めているところではございますが、まだ、入浴事業を廃止をする地域の方々がどのように今後入浴事業を利用されるか……、若葉を利用されるなり、中央老人センターのほうを利用されるなりになると思うんですけれども、その辺の状況がある程度は検証をしながら、いつ着工するかということは考えていきたいと、そういう要望も一部ございましたので……。〔委員長、いいでしょうか〕と呼ぶ者あり〕

#### **松隈清之委員**

ということは、それまで、今、お風呂があるところは、それぞれお風呂を使うっていうふうに理解すべきなんですか。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

お風呂を使うということではございませんけれども、4月に入ってからすぐばたばたと、ということではないということでございます。

### 中村圭一委員長

いずれにしろ、設計がかかるっちゅうことやけん（「いや、いや」と呼ぶ者あり）どうぞ。

### 松隈清之委員

意味がわからないんですけど。

どこもお風呂が動いてないのに、その利用者がどこに行くかを聞くまでは、事業ができな  
いっていう意味がわかんないですね。

どういう意味で、今、ほかのところの人たちがどうするかがわからないと、事業が、改修  
ができないって言われてるんですか。

### 石橋沢預市民協働推進課長

着工の時期というのは、実際、改修の工事に入る着工の時期ということでございまして、  
先ほど申し上げましたように、その前に設計をしなければならないと、大体設計に2カ月ぐ  
らいかかると考えておりますので、その間利用状況をきちんと確認をしながら実際の着工の  
時期を決めていきたいと考えているということでございます。

### 松隈清之委員

全く意味がわかんないです。

改修することと——新しく、新しくっていうよりも——中央と若葉にどういう人が行くか  
っちゅうことは全く別の次元の話でしょう。改修はお風呂をつくり直すわけじゃないんだか  
ら。

だから、お風呂をつぶして、そこにふまねっとだか何だか知らんけども、そういう事業を  
やるっていうのは別に今までお風呂を利用してた人たちがどう動くかなんて全く関係ない話  
じゃないですか。

だから改修は改修でさっさと、いつからふまねっと事業かどうかわからんけども、それが  
やれるっていう説明はできるでしょう。決められるはずじゃないですか。

それ、僕が言ってることおかしいですか。

### 中村圭一委員長

よかですか、ちょっと。

想像で、ものを申し上げますけども。

言われてるのは、要は、もしかすると100%、0%じゃなく、とても集約したら成り立た  
ないということが起きた場合は、元に戻すということも0%ではないという意味合いも含め  
たところだと僕は思うんですけど。（「いや、休憩を」と呼ぶ者あり）

### 松隈清之委員

休憩。休憩じゃなくて答弁をもらってください。

**中村圭一委員長**

答弁できますか。（「どうも意味合いが食い違つとるといふか。そいけんちょっと」と呼ぶ者あり）

**篠原久子市民福祉部長**

ちょっと休憩いただいてもよろしいでしょうか。

中村圭一委員長

休憩します。

午前11時38分休憩

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

午前11時40分開議

中村圭一委員長

再開いたします。

## 石橋沢預市民協働推進課長

お風呂を一斉に改修するかということにつきましては、一括発注できればと考えておりますので、そのようになります。

ただ、1つの業者で一遍に着工ができるかっていうのは、そこは業者の状況に応じてなると思いますので、若干の時期のずれというのはでてくるかもしれません。

それから、先ほどの着工の時期のスケジュールを今の時点で決められないのかということにつきましては、先ほど申し上げましたように設計の期間が2カ月、それから事務処理に1カ月かかりますし、また、この設計の内容については耐震の関係の設計も含まれております。その関係で、若干そこが延びるかもしれないということと、それから予定といたしましては、二つの男湯、女湯を合わせて一つの部屋に改修をして、フローリング化ということでございますけれども、その辺の改修につきましても、また、十分地元の意見も聞きながら決めていきたいと考えておりますので、そういった関係も含めていつからということとは、まだ、設計、あるいは協議等の状況を見ながら着工の時期は決めていくことになると思います。

松隈清之委員

いろいろな意見があると思うんですよ、これ要望とかも上がってたんで。

ただ僕はね、利用者が少ないと、それでもっと利用していただくためにお風呂つぶすの、

僕、反対じゃないんですよ。そういう方針あるんだったら、そういう説明してやるんだったら、やればいいんですよ。

ただ、前回の執行には慎重にとかいろんな意見があるっていうんだったら、それを踏まえてやんなきゃいいんですよ。予算を上げなきゃいいんですよ。

そこをどうするかをもっと——先ほどシミュレーション甘いとか言われてたけど——じゃあ実際、この人たちがどういうふうな動きをするのか、だって数、知れてるわけだから。アンケート取ってどこ行きますかとか、その足の確保をどうするかとか議論して、それであると決めた時に上げればいいと僕は思うんですよ。

ただ、僕は利用者も少ないし別のことで使いたいっていうのは反対じゃないんで、やるなら、もう、予算上げるならさっさとやればいいと思うんですよ。

何かその、中途半端だよ。対応がどっちつかず……。このままだと、本当に執行しない可能性だってあるっていう、そういう含みですよ今の。

それだったら上げなきゃいいと思うんだけどね。そういうことなんでしょう。今の、執行しない可能性もあるっていう含みなんでしょう。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

執行しない可能性もあるという含みかという御質問ですけれども、そういうことではございません。4月から設計等については、着々と進めていきたいと考えております。

ただ、ここでちょっとスケジュールをはっきり申し上げられないと言いましたことについては、先ほど挙げました理由と、非常にお風呂が集約化されることに対してそれを残念がっていらっしゃる方々もいらっしゃるので、その辺の方々に対するちょっと配慮も考えまして、明言を避けたところでございますが。

何も特に利用状況で、何か特に、特別に支障があるようなことがなければ予定どおりで進めてまいりたいと考えております。

#### **松隈清之委員**

答弁、もう求めないですけど、中途半端だと思うんです、やっぱりそれは。

自分たちが、これが正しい、市民のためとか思うんだったら、それは、何でも賛成のいないですよ。反対する人いるんだから。それをきちっと説明するのがやっぱり責任だと思うんですよ。それで、決めたらやないと、そのおかげで自分たちが、今度やろうとしているいろんな事業をすること遅れるわけでしょう。

だから、やるんなら自信持ってやればいいと思うんですよ、自信持って説明して。問題があると思うんだったら時間かけて、調査するなり、対応を考えればいいと思うんだよね。

それはどうもね、中途半端な気がするけども、これ以上聞かないし、ほかのことも質問を



したいので、ほかに何かあれば。

#### **中村圭一委員長**

関連であれば。

#### **尼寺省悟委員**

もともと私どもはね、風呂がある日とない日は、センターの利用がもう段違いに違うということ。それからお風呂に行くこと自体が立派な介護保険事業ちゃうか、そういった意味で反対したんですけども。

特に私が思うのは麓地区——麓地区だけじゃなかろうけども——麓地区の場合は、ミニバスも走ってないんよね。だからそういった意味で、足の確保もさっきの話では全くされてないと。ということは、もう、そういった人たちは切り捨てると。

先ほど、お風呂を改修して新しい部屋をつくるって言ったけど、はたして激減した段階でそういった利用するね、そういうことがあるんかと。そういったところまでちょっと思うんです。

そういった意味ではミニバスの問題、いろんな形で質問してきたけども、やはり足の確保というようなこともやっぱり考えてもらわないかと、そういうふうに思いますね。

いいです、sonでけで。

#### **中村圭一委員長**

じゃあ、次に。

#### **松隈清之委員**

資料25ページの子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、これ中身をもう一度、御説明いただけますか。

#### **木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料についてでございますが、平成27年度、本格実施予定の子ども・子育て支援新制度への移行に際して、ニーズ調査や子ども・子育て会議の意見を基に新たな支援事業計画を策定するものです。

#### **松隈清之委員**

そこは知ってたんですけど、あえて聞いたんですけどね。

今、会議ですよ、子ども・子育て会議。この間、実はお話を聞いたんですけども、今まで、昨年11月に1回あったきりだということなんですよ。それで、平成27年度に新しい制度へ移行されるじゃないですか。

どういうスタイルになっていくのかっていう公定価格とかも含めて、スケジュール的に、どんなスケジュールでやられるのかなと。その会議、当事者の会議ってまだ1回しかされて

ないでしょう。

それぞれ、この間会ったのは私立の幼稚園の方々でしたけども、その方々もどうなるかわからんと、自分たちがどういう施設に移行していいかもわからんと、いう悩みをおっしゃられてたんですよ。

だから、どんなふうに考えられてるのかなあと思って、スケジュール的には。

#### **木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

子ども・子育て会議につきましては、今年度は、3度実施の予定でございました。

ニーズ調査の集計、分析が手間取ったこと、また、委員長である佐賀大学の上野教授のスケジュール調整がちょっとつかなかったこと、ということで2回目をパスしまして、来週2回目の会議を開催することになって、もう既に、委員の皆様にはニーズ調査の分析結果を配付しております。

また、来年度につきましては、5月に事業計画骨子案について御検討いただきまして、8月には事業計画案を検討した後、見込み量や確保案、確保の方策を県へ報告することになっております。

パブリックコメントを11月ごろに予定しておりまして、2月には計画案を確定させれると考えております。

#### **松隈清之委員**

今、さらっと言われましたけど、結局、幼稚園の方々はね、要は、自分たちの施設がどんな施設になったらいいのか見えないわけですよ。

要は、公定価格もわからんし、そのニーズ調査が今後出てくるのかもしれないけども、時間的に、そんな言われるスケジュールの形で進められるんですかね。すごく不安があるんですよ。

だから、子ども・子育て会議にしても、その頻度で——オフィシャルな会議はそれでいいと思うんだけども、それぞれ園だとかと個別とは言わんけども頻繁に集まって意見交換とかって、それ以外でされてたりするんですか。

#### **山本英規こども育成課子育て支援係長**

議員おっしゃるとおり、公式な会議としては、先ほど課長が答弁しました回数なんですけれども、それと別に幼稚園に関して申しますと、新しい制度の中で確認を受ける施設になるか、今のまま存続するかという部分の判断が必要になってきます。

その部分については別途、幼稚園の園長会でお話をしたいと考えております。新しい施設型給付になるか、既存の施設になるかは、今、国のほうで議論されています公定価格が収入の基礎となりますので、その価格が提示され次第、ある程度うちのほうでシミュレーション

をいたしまして、その判断に関する情報交換会などを検討したいと考えております。

以上です。

#### **松隈清之委員**

公定価格って、基本的にこっちで決めるですよ。公定価格自体は国が決める話じゃないですよ。

#### **山本英規 子育て支援係長**

公定価格については、一応、内閣総理大臣が決める形になっておりますので、その価格を基に標準的な保育料も国のほうで決めます。

それを差し引いた部分が、各施設に運営費負担金的な給付金となって支給するので、新しい制度の中では、児童1人当たり幾らになるかという部分を今、国のほうで議論されてますけれども、その結果が出ないと直接、経営的な判断ができないと思いますので、その付近含めて先ほどお答えしましたように国のほうから価格が示されて、その判断をしていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### **松隈清之委員**

いずれにしても保育園は余り変わらないと思うんですよ、あり方的には。

ただ、幼稚園が今言われた施設型給付を受けるのか、今までの。既存の、今までどおりでやるとしたときに、今後、支援のあり方が今までと変わってくることもありうるじゃないですか、まだ、わかんないから。そこら辺は非常に不安なところ、要素があると思うわけですよ。単純に公定価格だけじゃなくてね。今のそろばん勘定じゃなくて、将来的にどうなるかっていうの。

施設型給付を受けるとなると施設の改修等も出てくる可能性が出てくるし、そこら辺も早く判断して、じゃあ、施設の改修いつやるのかとか——少しあとからでもいいみたいな特例はあるみたいですけど——そのスケジュールとかも含めて議論するためには、もっと密に、僕は、幼稚園の方々にはもっと話し合い密にやらないと多分間に合わないですよっていう話をしてるんで、ぜひ、対応のほうをお願いしたいと思います。

#### **尼寺省悟委員**

私、午後からね、同和問題について質問をしたいと思うんですが、その前提として、今度の予算の中で同和関係の予算がどれぐらいあるのかということと、過去5年間どれぐらいそれに対して予算を計上してきたのか、資料をちょっと出してほしいんですが、よかですか。

(「いつまでに」と呼ぶ者あり)

#### **中村圭一委員長**

それ、午後までに出ますか。

**尼寺省悟委員**

出るでしょう。いつも決算委員会等では出てるから。（「事前に言っといってもらわんといかんよ、それは」と呼ぶ者あり）だから、事前に言いました。

**篠原久子市民福祉部長**

資料の提出ということでございますけれども、委員の皆様の、全体の総意としての意向かどうかをお伺いしたいと思います。

**中村圭一委員長**

総意として。（「いまさら」と呼ぶ者あり）

**篠原久子市民福祉部長**

総意としてということであれば、資料の準備等がございますんで、ちょっとすぐに、いつというふうなことは申し上げられませんけれども、それでよろしいでしょうか。

**中村圭一委員長**

準備をいただいて、もっと早く言えばよかったんですけど、準備をいただいて、その準備ができた時点で質問していただければいいのかなと思いますので。

**尼寺省悟委員**

今の話ですけどね、今回の予算の中で、同和関係の予算はどれぐらい計上しているかというのすぐわかるでしょう、当たり前のことですよ。

それがね、過去5年間どうだったか。すぐ出るんじゃないですか、何が、それが時間がかかるのか私は不思議でたまらん。

**古賀達也社会福祉課長**

今年度、当初予算でお願いしております地域改善事業費の部分については（「いや、いや資料が欲しいと言っただけ。口頭で言わなくていい」と呼ぶ者あり）こちらとしては、説明するために資料としては、平成26年度分と平成25年度分については、予算ベースで資料としては用意をしていたところでございますが、それ以前の分になると、また、資料の作成が必要ということでございます。（「もちろん、今委員会中で。だから、当然、その資料に基づいて私としては質問することもありうるということ」と呼ぶ者あり）

**尼寺省悟委員**

済みません。今、平成25年、平成26年と言われたんですけども、それ以前のものについては準備をしてからということですので、それについてあとで、質問することありうるということであれば、それでいいです。

**松隈清之委員**



いろ変えていって、条件をつけて、現在の形になったんですが。

今、鳥栖市のほうで、一応、国のほうで決めとるんですけども、鳥栖市はこうだと、あそこはこうだということで、いろんな待機児童の定義の仕方が違うんですね。

そう言った意味で、鳥栖市として待機児童の定義ですか、どういうふうにしているのかちょっとそれを。

**中村圭一委員長**

まず、ページ数を言ってくださいね。

**尼寺省悟委員**

済みません。

**中村圭一委員長**

委員会資料の27ページの私立保育所運営補助金についてということでもいいですか。（「はい、済みませんね」と呼ぶ者あり）

**木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

待機児童の定義という尋ねですけども、鳥栖市におきましては、3月1日時点で10名の待機児童が発生しております。

これにつきましては、あくまで保育士不足ということで、施設的には十分に足り得ることとなっておりますので、保育士の確保ができれば待機児童は解消できるものと考えております。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

実はこれ、東京新聞が書いてることなんですが、東京のほうで、認可保育所に……。要するに、無認可ですね。無認可に預けている児童を待機児童と勘定するか、勘定しないかでいろいろ各自治体で差が出ると。

あるいは、育児休業を延長するとか、仕事を辞めるとか、内定していた仕事を辞退するとか、求職活動をしているということで、それぞれの自治体で待機児童の数が違うんですけども、鳥栖市の場合この辺はどうですかね。

**木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

どういった理由で保育に欠ける家庭になっているのかっていうことですかね。

まあ、求職活動も含めて、パートタイムとかいろんな状況あると思いますけれども、鳥栖市の場合では認可外保育所、幼稚園の預かり保育等は、待機児童には含んでおりません。よろしいですか。（「求職については」と呼ぶ者あり）求職については、2カ月を限度に保育所入所の条件を満たしていると、基準としております。

## 尼寺省悟委員

民間保育所に、無認可に預けているといった場合、よそでは待機児童とカウントすることがあるんですが、そうすると鳥栖市の場合、もし、それを待機児童とするならばその数は幾らになるんですか。

## 木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

無認可と言われましたけど、認可外保育所のことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）認可外保育所についての（「はい、それでいいです」と呼ぶ者あり）把握しておりません。

## 尼寺省悟委員

把握してない。

## 中村圭一委員長

把握してないということです。

## 尼寺省悟委員

把握してないですか。

では、いいです。ちょっとこの件は、またあとでします。

それから委員会資料25ページです。

子どもの医療費ということで1億9,130万円計上されておりますが、この内訳ですね。内訳というのは就学前と、今度6年生まで医療費無料になったんですがその数と、中学生以降について、その内訳を当初予算ではどれぐらい、どういうふうに計上して、そして今はどうだったか、平成25年度はどうだったのか、その数字をちょっと言っていたきたいと。

## 木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

子どもの医療費につきましては1億9,130万円を計上しておりますが、区分につきましては0歳から就学前につきましては1億5,823万円。それから、小学生、中学生一緒にさせてもらっておりますが合計で3,307万円となっております。中学生につきましては、入院医療費だけですので、ごくわずか、大半が小学生の入院、通院となっております。

この積算根拠につきましては、平成25年度実績により算出しております。

以上でございます。

## 尼寺省悟委員

その実績についてということで、先日、補正予算の時にも問題になったんですが、償還払いということで、特に1年生以降で4割ということで——4割ということは半分以上がやっていないということで——せっかく1年生から6年生まで無料化したにもかかわらず、大半の人が利用していないというのは大きな問題だと思うんですが。

そういった意味で現物給付、窓口無料化、窓口で無料化する。現物給付するというふうに

できないのか。なぜできんのか、するためにはどうしたらいいのか、その辺をちょっと聞きたいんですけど。

#### **山本英規 子育て支援係長**

窓口での無料化、現物給付なんですけれども、佐賀県の場合で申しますと、現物給付するに当たっては県の医師会、あと国保連合会との申し合わせ事項によりまして、県内市町で小学生の医療費助成については、確実に県内の全市町で実施していることが条件となっております。

現在のところ、佐賀市とか幾つかの町については、小学生の通院医療費助成を実施していないので、現物給付そのものの議論ができない状況でございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟 委員**

この件で前回、佐賀市の一般質問があつて、その時にどうしてなのかといったときに、いや、これだけお金がかかるからということで、これだけ金があったらできるんだというふうな答弁もされたんですが。

そういった意味で、鳥栖市で、仮に、お金をかければできると、そういったものではないんですか。

#### **山本英規 子育て支援係長**

先ほど申しましたように、現物給付するにあたっては条件として、県内市町で、全ての自治体で医療費助成を実施していないと県の医師会、並びに国保連合会が協議の場につかないという条件とかがございますので、なかなか実施が困難な状況というところでございます。

以上です。

#### **尼寺省悟 委員**

この件でもう一点だけ。

現在、やっていないところ、佐賀市と言われたんですけども、佐賀市以外にどこですか。

#### **山本英規 子育て支援係長**

済みません、今、手元に資料ございませんので、後ほど御報告させていただきます。

以上です。

#### **中村圭一 委員長**

それでよろしいですか、尼寺委員。（「はい」と呼ぶ者あり）

#### **尼寺省悟 委員**

それから、あと生活保護について1点だけ聞きたいと思うのですが、29ページ。

生活保護費がいろいろ計上されておりますが、申請の問題についてお聞きます。



申請というのは、非常に大きな問題であって、簡単に言ってしまったら申請で、認可が…  
…、あなたが生活保護を受けられますよといったら、申請の日までさかのぼった形でそこから支払われると。

そういった意味で申請の日が非常に大事なんですが——私もいろいろ相談にあずかって一緒に行くんですが、こちらのほうから申請すると言わなければ、なかなか申請用紙を出してくれんと、そういったこともあるんですが。

例えば、今、市役所のフロアに住民票にしろ、所得証明書にしろ、ああいった申請の用紙というのはフロアにあるわけですね。

ある意味では、誰でも簡単に取ってできるんですね。そういったことが鳥栖市の場合ではないのか、そういう質問です。

### **古賀達也社会福祉課長**

尼寺議員の御質問にお答えいたします。

生活保護の申請にあたりましては、いろんな困窮しているような状態とか、あと各種調査等が必要でございます。何よりも、やはり申請の意思を確認するということで、そのあとの事務処理をスムーズに進めるためには、やはり現状行っております相談を受けた上で必要な方に申請書をお渡しするというようなケースが事務処理上、円滑な事務処理につながると思っています。

フロア等に置いておきますと、その後の事務処理等におきましては、申請をされても却下とか、そういうケースも多々発生するかもしれませんので、現状の取り扱いで実施したいというふうに考えております。

何よりも、申請する権限を、権利を支障がないように十分相談に応じながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

### **尼寺省悟委員**

いろいろ事務処理上、問題だと言われたんですが、事務処理というのはあなた方の都合であって、やっぱり申請のしやすさというか。

実際問題として、いろいろ相談受けると、なかなかさっき言ったみたいにこちらのほうが申請しますと言わなければ、言わんのよね。こういった資料が必要、こういった資料を出して、こういった資料が、それをまず持ってきてくださいと、それからしましょうとか、そんなケースが多いんです。

だから知らない人が行ったら、はいそうですかになってしまうんですね。そうじゃなくて、いや、私はきょうは申請に来たんだと。そして、言われた資料については、あとでそろえる

んだというふうに言える人というのはなかなか少ないんです。

そういった意味では、普通の、ほかの住民票とか、所得証明書とか、そういったものはちゃんとフロアに置いてあるというならば、それをやって、そうしてそれをもってするのが、さっきの申請する人の権利を守るという意味では、それが一番いいんじゃないのかと思うんですがいかがですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

先ほども申し上げたとおりでございますけれども、やはり、生活保護の受給に当たりましては、慎重なる調査等の必要もございます。そういった関係で、現状の対応とさせていただきますというふうに考えております。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

なかなか変えないですね。

例えば、イギリスでは知ってのとおり郵便局に置いてあるんよね、郵便局に。よその、外国のこと言ってもなんやけどね。郵便局に置いてあって、そこで書いて出してる。

今度の一般質問でも、私、言ったんですけど、申請というのは口頭でもできるわけですね、口頭でも。口頭でもできるっちゅうのは、なかなか知ってる人はいないんですけど。

口頭でも申請ができるということであるということが認められているならば、やはりフロアに置いとくということも私は、別に矛盾することでは一切ないとそんなふうに思います。

はい、もういいです答えは。

最後です。18ページ。

全日本同和会への補助金の問題、400万円ですね。この件について、まずお尋ねします。

今まで、なかなか、その500万円だったわけですね。いろいろ言っても補助金を削減しなかったんですが、何で今度400万円に下げたんですか、理由は。

#### **古賀達也社会福祉課長**

今回、全日本同和会補助金につきましては、県内の関係団体で組織しております佐賀県同和対策推進連絡協議会におきまして、統一して日当や旅費の見直しについて申し入れを行ったところでございます。

その結果を受けまして、支部におきまして精査いただいて、支部と協議して今回、減額をお願いしたところでございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

県内の連絡協議会を通じて、申し入れをしたと言われたですね。どこに申し入れをしたん

ですか。

**古賀達也社会福祉課長**

県の連合会のほうでございます。

**尼寺省悟委員**

県の連合というのは全日本同和会の連合会、そういう意味ですか。

**古賀達也社会福祉課長**

はい、そうでございます。

**尼寺省悟委員**

ということは、全日本同和会の同意がないとできんということですか。

全日本同和会から鳥栖市は500万円から400万円に下げますよと、その同意がないと100万円下がらないと。同意があったから下げたというふうにも取れるんですが。

そうすると、鳥栖市の自主性というのは一切ないですね、違いますか。

**古賀達也社会福祉課長**

協議をさせていただいて、今回見直しをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

協議をしないと、何回でも聞きますけども、協議をしないと補助金というのは下げることができないんですか。

鳥栖市は、いろんなところに補助金とかいうのやっておりますけども、今のところに対して鳥栖市は、鳥栖市としての補助金のどういう観点で出すんだというのがあるんですよね。それに基づいてやってるんじゃないんですか。

実はここに、平成26年度予算編成方針というのがあって、これ毎年出てるんですよ。この中に、平成26年度予算編成要領ということで、総務部長が書いとるんですね。この中の8番目に補助金については、情報公開による説明責任の立場からの従来の慣行や実績にとらわれず、必要性や効果を十分検討し、終期を設けるなどさらなる整理合理化に努めること。

あと具体的に言うと、補助の目的が社会の情勢の変化に適合しているのか、補助の効果が十分期待できるか、補助期間は適当かといった観点から補助金の見直しをしているわけです。

だから、この補助金の見直しに沿った形でしたわけでしょう。別に、同和会の了承とか協議とか必要ないんじゃないですか。違うんですか。

**古賀達也社会福祉課長**

予算編成方針、それから要領等を参照しながら、予算の提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

全然、その、答弁になっとらんですが。

この補助金の要綱の中で、終期を設けるとか補助の目的が社会の情勢、変化に適合、適応しているのか、補助の効果は十分期待できるか、補助期間は適当か。こういったことについて検討したことがあるんですか。

具体的に聞きますと、全日本同和会に補助金を出すということで、こういった効果を期待しているんですか。あるいは、こういった効果があったんですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

同和問題につきましては、特殊な事情もございまして、行政の施策だけでは十分な対応が難しいと考えておりまして、一定部分を特定の運動団体にゆだねて対応したほうが効果的と判断し、補助金として提案いたしているところでございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

私らが質問すると、いつも同じような言葉が返ってくるんですよ。

何回も同じようなの聞いてるんですけど、鳥栖市に同和の指定区域もないし、今まで差別、そういった事件があったのかといったこと聞いても、事実上全くないんよね、ほとんどないんですよ。そういったところに何で出すのかと。

もともと、差別をされる被差別部落はないし。あるいは、そういった問題も全く、ほとんどないし。だから、そういった意味では補助の効果、社会情勢の変化に適合してるとは全く言えないんじゃないですか。違いますかね。

#### **古賀達也社会福祉課長**

本市におきましては、あくまで補完的な業務をお願いしていることでございまして、その運動団体の目的が差別撤廃、人権擁護が行政の目的と合致していると考えておりまして、効果的であるというふうに判断をしているところでございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

私が言ってることに、本当に、まともに答えてくれんのですけどね。

よく言うでしょう、結婚問題とか、あるいは就職問題とか、仕事に就けんとか。仕事に就けなければハローワークに行けばいいし、本当に差別があったとするならば人権擁護委員会とか、そういった公の施設に行って対応すればいいわけでしょう。教育ということであれば、学校のほうで、そういった形ですればいいんであって。

何も全日本同和会というところに丸投げをして、そこに500万円、全日本同和会、今回400万円だけでも関連予算やったら2,000万円、3,000万円あるわけですね。

そういったとこにやる必要なんか、全くさらさらないと思うんですが、いかがですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

先ほどもお答えしたとおり、行政施策だけでは難しい点もございますので、行政の責務を補完していただいていると、というふうに考えております。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

どこが難しいんだよ、行政だけでは。何が、どこが難しいんですか。その難しいところを具体的に言ってくれんですか。

ここが難しいから、あそこが難しいから同和会にやってもらってるんでしょう。どこが難しいわけ、どこが行政ではできないわけ。

#### **古賀達也社会福祉課長**

同和問題につきましては、まだ解決したとは思っておりません。同和問題につきましては、特殊な事情もあるというふうに考えておりまして、そのような観点から補完的な部分をお願いしているところでございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

先ほど、何で400万円に減らしたのかということについて、話をしたからと、ということは今後の進展次第ではゼロになるということもあり得るのか。

また、ゼロに向かって努力する気持ちはあるのか聞きます。

#### **古賀達也社会福祉課長**

現時点で見直すことについては、言及を差し控えてさせていただきますけれども、必要に応じて今後も協議してまいりたいというふうに考えております。

#### **尼寺省悟委員**

ちょっと質問変えますが、全日本同和会の会員数、幾らですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

13世帯の43人でございます。

#### **尼寺省悟委員**

13世帯43人、もう10年前から言われとったよね。

この件について、記録が残っているところで調べてみると平成3年の地点で15世帯五十何人というふうに聞いとるんですよ。あれから、20年近くたって15世帯から13世帯、名前まで

どうのこうのとは言いませんけども、どういう家族構成とか、そういったところまで把握はしているんですか。

**古賀達也社会福祉課長**

把握はいたしておりません。

**尼寺省悟委員**

把握はしてない。

全日本同和会というのは綱領、規約を読まれたことがあると思うんですが、全日本同和会の規約によると自分たちの綱領に賛成している同志は会員とみなすと書いている。

部落開放同盟のほうの規約は、もちろん自分たちの規約に同意せんといかんけども、その前提として部落民、部落出身者であることが条件になっているんです。

全日本同和会はそうではないんです。要するに、規約に同意すれば誰だってなれるわけですよ。ということは、理論上は13世帯、ひょっとしたら部落出身者、被差別部落の出身者ではないかもしれんわけですね。

実態はわからないわけですね。実態がわからないところに対して、そういったことを出すというのはちょっと問題じゃないですか、違いますか。

**古賀達也社会福祉課長**

尼寺議員がおっしゃるように、団体の中では趣旨に賛同される方が会員になられるというふうにお聞きいたしております。

今回の補助金の支出につきましても、先ほどから申し上げておりますけれども、行政の補完的な役割をお願いするために補助しているものでございます。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

何か、のれんに腕押しで、何を聞いても同じ答弁しか返ってこんですね。

それで、先ほどの資料の中で賃金ということで158万4,000円という数字が出とるけど、これは何ですか。

**古賀達也社会福祉課長**

生活相談員の賃金でございます。

**尼寺省悟委員**

この生活相談員の賃金158万4,000円ですが、本当は5年前からの資料がほしかったんですが、この5年間、この賃金というのは変更はあるんですか、ないんですか。

**古賀達也社会福祉課長**

金額の変更はございません。

### **尼寺省悟委員**

この間、鳥栖市は職員の給与とか大分下がったですよ。それに伴って、こういった方々の賃金も下がったというふう聞いているんですが、この方だけは下がってないと、そういうことですか。

確か、ほかの人たちはかなり下がってると、職員の賃金のダウンに応じてですね。そういうふう聞いておるんですが、それは違うんですか。

### **古賀達也社会福祉課長**

嘱託職員等の賃金につきましては、職員の賃金に応じまして見直しをなされていると存じておりますけれども、このような、ほかの相談員等について金額が見直しをされたかどうかにつきましては把握をいたしておりません。

生活相談員の賃金につきましては、職種の特殊性に応じて5年前も同じ金額で変わらないところでお願いをしているところでございます。

以上でございます。

### **尼寺省悟委員**

ここにもやっぱり差別があるんですよ。ほかの職員に対しては下げといて、この人たちだけ、この人だけ下げていないと、これは本当に問題じゃないですか。

どうして、鳥栖市の基準に沿った形でほかの人にも下げるならば、何でこの人だけ据え置きちゃうか、そういった処置をとるんですかね。

### **古賀達也社会福祉課長**

先ほども申し上げましたけれども、職務の特殊性等に応じまして賃金について決定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

### **尼寺省悟委員**

この生活相談員ちゅうのは、何に基づいて仕事を行っているんですか。（「もうちょっと詳しく」と呼ぶ者あり）いや、どういった、普通やったらこの人はこういった……、要綱とか何とかあるでしょう。どういう要綱に基づいてやってるわけ、仕事をしているんですか。

### **古賀達也社会福祉課長**

任用伺によって、お願いをいたしております。

以上です。

### **尼寺省悟委員**

いや、ここに地域改善対策対象地域における生活相談員設置要綱というのがあるんです。これに準じて仕事してるわけじゃないんですか。

**古賀達也社会福祉課長**

御紹介にありました要綱に準じて、業務のほうをお願いいたしております。

以上です。

**尼寺省悟委員**

これ、問題になったんですがね、目的ということで、生活相談員は、地域改善対策対象地域住民の生活向上の相談に応じてやると、その対象地域の住民というは鳥栖市には対象地域というのではないんでしょう、違いますか。にもかかわらず、その対象地域の住民に応じてやると、これが一番の目的ですけども。鳥栖市にはその対象地域すらないわけでしょう、違いますか。

**古賀達也社会福祉課長**

地区指定は行っておりません。

**尼寺省悟委員**

地区指定は行っていないけど、対象区域はあるとそういう意味ですか、今の答弁は。

**古賀達也社会福祉課長**

把握をいたしておりません。

**尼寺省悟委員**

いやいや、この目的は、対象地域の住民の相談に応じてやるのが目的でしょう。

でも、対象地域は鳥栖市にはないわけでしょう。なかったら、住民すらいらないし、この目的にも合致しないし、そもそも生活相談員を置くことすら……、置けないんじゃないですか。違いますかね、違うんですか。

**古賀達也社会福祉課長**

あくまで、国の設置要綱に準じて生活相談員をお願いしておりますけれども、対象地域の住民というふうに国はなっておりますけれども、準じておりまして、同和問題関係での生活上の相談等に対応するために設置をいたしているところでございます。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

そうすると一番最初に戻るわけですね。

鳥栖市には対象地域すらないわけですよ。対象地域もないし、どこに、いわゆる部落民の出身者があるかどうかともわからないし、さっきの話じゃその確認もしてないし。全日本同和会自身すら、綱領に同意すればやれるということであって。

そうなってくると、生活相談員を置くこと自体が、もうあれじゃ……、意味もないんじゃないですか。だって、ないし。



一般的に考えてみたら、鳥栖市にはその対象地域はないけども、恐らくこの人は、部落民出身者だろうという推定のもとにやってるだけでしょう、推定でしょう。

だから、そういった意味では、この相談員を置くことすらおかしいんじゃないですか、違いますかね。

#### **古賀達也社会福祉課長**

生活相談員につきましては、同和問題全般におきまして生活上、それから就職上、結婚等の相談に応じていただいております。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

対象者が違うでしょう。だから、あくまで生活相談員というのは、その対象地域の住民で、もし百歩譲って対象地域がないんだとするならばこの人は部落出身者と、そういうことであるんでしょけれども。その確認というのは取れんわけでしょう。取れるんですか、どうやってとるんですか。

全日本同和会に言われたと、これこれこれですよと、それを丸のみしてるだけですか。圧力に押されて、結果的には生活相談員というのは、全日本同和会の会員でしょう。その会員のための、何ですか……、給与ということで、こういった役職を置いてやっていると。結果的には、報告も求めたことはない。任期は1年としてるけども、10年以上やってると。

もう、ある意味ではめっちゃめっちゃですよ。準じていると言っておきながら全然準じとらんし、いかがですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

生活相談員につきましては、全日本同和会、鳥栖支部の会員の方でございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

あんまり言っても、のれんに腕押し、全く。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

それで、この生活相談員の設置要綱の5番目に、相談員の任用は1年とする書いてあるよね、今は何年ですか。（「知っとるやろもん」と呼ぶ者あり）

#### **古賀達也社会福祉課長**

生活相談員につきましては、1年ごとの任用とさせていただいております。更新はさせていただきますけれども、任用は1年でございます。

#### **尼寺省悟委員**

トータルの任期は何年ですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

以上でございます。

監査委員の答弁についてどう思いますか。

ういうふうに言ってわけですね。

この時には社会教育指導員に対して、任期は1年と、原則として3年というふうに書いてあるけども、20年もやってるちゅうのはおかしかと、長年にわたって例外扱いの運用をされるのは問題だと言ってる。全くこれと同じでしょうが。この趣旨と、監査委員が言った趣旨と同じでしょう。

この生活相談員というのは任期は1年となってるわけ。これを19年間やるということは、まさに例外扱いであって、だから監査委員が言ってる趣旨と全く同じでしょうと。

そういった意味で、この監査委員のこういう答弁についてどういうふうに思っているのかと、おかしいんじゃないのかと、そういうふうに聞いているんです。

#### **中村圭一委員長**

確認をいたしますが、生活相談員は原則何年というのはあるんですか、ないんですか。そこから。

#### **古賀達也社会福祉課長**

先ほどもお答えいたしましたけれども、生活相談員につきましては、任用伺で毎年1年間の任期でお願いをいたしております。

そのような関係で、毎年更新はいたしておりますけれども、12月議会での監査委員の件につきましては、こちらとしては答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

#### **中村圭一委員長**

原則3年とかは、全くないわけでしょう。

#### **尼寺省悟委員**

「相談員の任用は1年とする」ただこれだけなんです、書いてあるのは。

だから、相談員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない、そんなの一切書いてない。任期は1年でしょう。普通任期が1年といたら1年なんですよ。

これを19年もやるちゅうことは、これは誰が考えても、常識的に判断してもおかしいでしょうもん。そういった意味で、監査委員の方も社会教育指導員について、常識的に考えてもおかしかと、例外扱いだと言われたわけですね。

そういった意味で言うならば、この生活相談員についても1年と言っておきながら19年もやっているのはおかしいし、違うのかと。それで、この人も全日本同和会の役員だと。役員に対してこうも例外扱いするということは、鳥栖市の行政が全日本同和会によってゆがめられていると、おかしくなっているということやないのかと。

それは、やっぱり変えないかんのじゃないのかと、そういうふうに言ってるんです。

#### **古賀達也社会福祉課長**

生活相談員につきましては、あらゆる生活上、就職とかの相談に応じておりますので、長期になっておりますのはそういう経験を生かすために、長期になっているというように思っております。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

長期になっているんじゃなくて、長期にしているのはあなた方でしょうが。ちょっとおかしいっちゃんね、これは。長期になっていると思いますじゃなくて、長期にしていると、むこうの圧力に応じて、屈して。そして、長期に、1年というところを19年もやってるということでしょう。

これは変えないかんのやないですか、違いますか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

これからも、そういう生活相談上の業務を担っていただきたいというふうに考えているところでございまして、そのようでお答えとさせていただきます。

#### **尼寺省悟委員**

全然、お答えになってないんよね。誰が聞いたって今の答弁はね、全く。

それから報告というところで相談員はその処理した相談事項等を記録しておくとともに、市町村長に報告しなければならないと書いてある。報告しなければならないと。

今まで一回も報告したことがないと聞いているんですが、これはいかがですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

一般質問の中でもお答えいたしましたように、秘密事項としなければならないこともございまして、報告は受けておりません。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

公務員は全て秘密の保持があるんですね。それで、この7番目にこういうふう書いてある、秘密保持で、相談員及び相談員であったものは、その職務上知り得た秘密を漏らしてならないと書いてある。前項では市町村長に報告しろと、ただし秘密を漏らしてならないところ書いとるんよね。

あなた方公務員についても職務上知り得たものは、秘密は漏らしたらいかんわけでしょう。にもかかわらず、上司に対しては報告してるわけでしょう。そういった意味で今の答弁は、答弁になってないんですよ。

それで、報告がないとわからんわけでしょう、この人がどういった仕事をしてるかどうか。どういった仕事をしてるかわからん人に対して、年間150万円のお金をずっとやるわけですか。

誰が考えてもおかしいでしょうもん。

もう全日本同和会に屈していると言わざるを得んでしょう。400万円、500万円で足らず、また、150万円やって、そうして社会教育指導員に対して3名のうち2名も同和会の会員で。実質的に、今まで補助金が500万円であったけども実質、違うんよね。そうじゃなくて、給料だけでも150万円、社会教育指導には400万円ぐらいじゃないですか、合わせて1,000万円。

それ以外にいろんな形で、例えば、職員と一緒にゲートボールするとか、何とかの講習会があって参加するとか、数を合わせたら2,000万円、3,000万円、毎年飛んでるわけでしょうが。

おかしいでしょうもん。そういったことに対して、やっぱり変えていくという考え方というのはないんですかね。

#### **古賀達也社会福祉課長**

同和問題を初めといたしまして、人権問題に対しては今後も啓発等に努めていく必要があるというふうに思っておりますので、そういった関係でいろんな形での予算をそれぞれで提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

そうしたら聞きますよ、人権擁護委員ちゃ何の仕事をする人ですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

人権擁護委員は、市民協働推進課の所管になりますので、そちらのほうでお願いしたいと思います。

#### **尼寺省悟委員**

いや、あなたに聞いとると。

#### **篠原久子市民福祉部長**

人権擁護委員については、市民協働推進課のほうの担当となっておりますので、市民協働推進課長のほうが御答弁いたします。

#### **中村圭一委員長**

石橋課長、答弁できますか。

はい、青木課長補佐。

#### **青木博美市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長**

人権擁護委員につきましては、国からの任命で人権問題等に対応して、相談を受け必要がある場合には、法務局等につないで調査等を依頼するようになっております。

#### **尼寺省悟委員**

そしたら仮に、同和問題の差別があつて、人権が抑圧されたとそういった場合には、その人権擁護委員が対応して、できなければ国の法務局につないで行くということでしょう、違いますか。

#### **青木博美市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長**

委員のほうに相談があれば、国のほうに相談を取り次ぐということになります。

#### **尼寺省悟委員**

基本的にそうなんよね。

もし、差別とかそういった人権が抑圧されたといったら、ちゃんとそういった公の機関があるから、そこで対応していくことが普通でしょうもん。

どうして全日本同和会という、一運動団体にすぎないところがそこに関与してやる必要が、どこにあるんですか、違いますか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

同和問題につきましては、歴史的な背景から結婚、就職等、やはり根強く残っている差別等があるというふうに認識をいたしております。

そういうふうな観点で啓発、推進等が今後必要であると、こういうふうに考えておまして行政を補完する（「もう、そういう答弁ならいらんよ」と呼ぶ者あり）ためから補助金をお願いをいたしているところでございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

そういった答弁なら、もういらんよ。全然こっちの質問に対して、まともに答えようとしていないからね。

最後に1点だけ聞くけども、私がかつて、鳥栖市において差別の問題があったのかというふうに聞いた時に、1件だけあったと。

中学校で賤称問題。恐らく部落に対して賤称問題があったということが1件だけですよというふうな話があつて、私はそれに対して、もし仮にそういったことが起こったとするならば、恐らく歴史の時間に学校の先生から、例えば、そういったことを聞いて友達同士で言ったんじゃないだろうか。

そしたらそれは、教育の場で解消すべきだという話をしたんですが、その話は全日本同和会のほうにつないで、そこで対応したわけですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

対応されたかどうかというふうな点については、把握はできておりませんが、全日本同和会のほうも把握はしてあるというふうには思っております。

## 尼寺省悟委員

まさにそういう仕事をしてもらうための話でしょう。

要するに、公の機関がそういった問題に対してやるのは大変だから、それを全日本同和会につないで、そこで問題进行处理してもらいたいということのために、してもらっているということなんでしょう、違いますか。

## 古賀達也社会福祉課長

議員おっしゃるとおり、そういう事象が起こった場合を含めまして、そういうことがないように啓発促進を図られているものと思っております。

以上でございます。

## 尼寺省悟委員

私は結果については知らんけどもね、もし、そういったことで全日本同和会に知れて、その子供がかわいそうだしね、その父兄もどうなったかわからんよね。

ある意味、そういった問題というのは何で同和会につないでやらないといかんのかと、学校の現場で先生がきちっと指導すればいいわけでしょう。

だからある意味、そういったせんでもいいことやることがあなた方が言う、同和会に——何ちゅうか、仕事ちゅうか——行政でできないことやってもらうと、そういったことに今の答弁はなるわけですね。

そう考えると、もういらんわけでしょうもん、そういったことは。全日本同和会に頼らんでもちゃんと行政ができることでしょうが。

今まで、同和差別の問題があったかという唯一それだけなんよ、この10年、20年、30年振り返ってみて。それが学校の問題でしょうが。その学校の問題というのは、別に、全日本同和会に頼らんでも、本来ならば教育の場でそういった差別用語は言ったらいかんよと。歴史的にこうなんだということで、先生が子供に教え、諭せばすむ問題であって。

それをつないでやるということが、まさに全日本同和会に500万円やってる意味だとするならば、余りにも情けないし、おかしいというふうに思いますが。

最後に部長、今まで言ったことについて、ちょっと答弁してください。これで終わります。

## 篠原久子市民福祉部長

全日本同和会のほうには、行政でできない部分を補完をしていただいているというふうに思っております。

以上でございます。

## 松隈清之委員

引き続きお尋ねします。きょう、いただいた資料ありますね。

地域改善事業費経費、これ全て地域改善事業費経費ということでもいいんですか。

**古賀達也社会福祉課長**

はい、そうでございます。

**松隈清之委員**

先ほどやり取りあったんですけど、地域改善事業費ということは改善すべき地域があるというふうに認識してるから、この事業名がついているんですか。

**古賀達也社会福祉課長**

先ほども、尼寺議員にお答えいたしましたけれども、地区指定は行っておりませんが、事業費の予算上このような地域改善事業費という文言を使わせていただいております、改善する地域があるというふうなことではございません。

以上でございます。

**松隈清之委員**

事業費の名前ちゅうのは、事業を表すもんですよね、基本的にはね。

だから、今の話を聞くと、あるいはこれまでの説明を聞くと、単純に人権問題に対する対策費なんですよ。結婚差別だとか就職差別とかっていうのは、これまでの答弁聞く限りでは地域とか地区は関係なく、そういう差別事情に対する対策費だというふうに聞く限りでは理解できるんですけども。

何でこの事業費は地域改善事業費なんですか。

**古賀達也社会福祉課長**

設定された時の経過はわかりかねますけれども、この事業費につきましては、同和問題を含めて人権に関する経費として計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**松隈清之委員**

不思議ですよ、地区指定もしない。そういう地区は把握はしてないけれども事業費は、地域改善事業費っていうのは、不思議ですよ。

それから、先ほどからやり取りあってましたけど、結婚差別、就職差別、まだまだ差別はなくなっていないというふうに執行部は認識をしていると、しかし尼寺委員からは、過去、ここ十数年、その賤称発言は僕が議員になってから聞いた話なので恐らくこの十数年、12年間以内の出来事ですよ。それしか一方ではないと、言われますよね。

ですから、僕は、人権問題という課題があるのであれば、あるで、予算を使って、使い方もいろいろあるんでしょうけど予算を使うことは構わないと思うんですよ。

ただ、何が起きているのかという課題を把握しないと、それに対する適切な事業という



のは行えないですね。ですから、そういう意味では課題を把握するところから、事業の手法も含めてあると思うわけですよ。ただ、その課題をどういうふうに把握をされているのか。先ほど、結婚差別、就職差別と言われましたけども、そういう課題は、何を通じて、どういうふうに把握をして、差別があると言われていているのかですね。

#### **古賀達也社会福祉課長**

課題等につきましては、今、大きくはインターネットによる差別とか、そういう部分も——鳥栖市においてはそういう部分はないんですけれども、他の地域においてはそういう差別的な事象。それから、対象地域は、というような問い合わせがあったというような事象等も聞いております。

そういった意味で、いろんな形で県内の、先ほど申し上げましたけれども、関係自治体の協議会等もありますので、その中で、いろんな課題の把握等にも努めているところでございます。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

インターネット……、世の中には差別があると、恐らくあるんでしょうね。

ただ、県内のほかのところと協議会を通じて把握に努めると、よそこにもあるかもしれません。うちもあるかもしれんし、よそもあるかもしれませんが、やはり鳥栖市にどういう課題があるのかっていう把握というのを——一般質問でもありましたけど——鳥栖市に関して、どんな課題があるかっていうのを、どう把握されてるんだろうなあって。課題をどこから……、鳥栖市にこんな課題がありますと。課題があるからお金を使ってるということだと思ってるんですね。

僕は、お金を使うことをいかんとは言わんですよ。課題があって解決すべきだということのだったら、その課題をどういうふうに、どういう手段で把握をしているのかと。

先ほどの話では、生活相談員からは聞いておられないということなので。

#### **篠原久子市民福祉部長**

鳥栖市においての課題を把握することなく、対応ばかりをとというような御意見だったかと思いますが、同和問題等につきましては、昔から、それこそ根深くなかなか残ってて、意識の問題であり、この解決というのはなかなか難しいということが言われております。

鳥栖市におきましては、非常に人口の流動の激しい都市でございまして、いろんな、全国各地から転入者もございます。

いろんな地域から来られて、いろんな方たちが交流する中で、やはりその中で本当にいろんな意識を持った方々いらっしやって。

鳥栖市としては、現在、地区指定等はありませんので、そういうのが具体的なものというふうなことは申し上げられませんけれども、やはり同和問題等につきましては、それはいわれのない差別であるということを常々広報、それから皆さんに知っていただくということを続けていかなければならないものだという意識のもとに、このようにして、やはり同和問題についての啓発等についてはずっと継続をして行っているというふうなことで思っておりますので。

今、具体的に、では鳥栖市に指定の区域はないじゃないかと言われるのであれば、確かに国の指定のほうは受けてはおりませんけれども、鳥栖市にはその指定はなくても、本当にここ近隣には指定区域がやはりたくさんございます。

いろんなところからの交流等もございますので、同和問題につきましては、いわれのない差別であるということを啓発するとともに、やはり常々そういう問題が起こらないようにということと、もし、そういうことにつきましては、行政で相談ができなかった部分等について全日本同和会等の協力を、補完をしていただきながらということに対応をするということとでやって行きたいというふうに考えております。

#### **松隈清之委員**

つまり、この鳥栖市の中で特定の地域が、地区がどうということではなくて、世の中にはそういう部落差別という、部落差別に限らず差別というものがあって、よその方も来られるし、そういう意識を持った方が来られますよと。

だから、そういった方々にも人権の意識というか、差別しない意識を啓発していく必要があるからこの事業を全てやっているというふうに理解してよろしいですか。

#### **篠原久子市民福祉部長**

流入して来れる方たちのためにというのではなくて、要するに、差別意識というのはあくまでも意識の問題ですから、それに対してはこの差別はおかしいということを、まず意識することから差別がなくなる。

だから、よそから来た方たちからとかであれ、どなたであれ、そういうふうな差別に対するような言動があったとき、それをちゃんと判断する自分の中で価値基準を持つためにも啓発等は必要であるということが、まずは意識の問題だというふうに思っておりますし。

もし、何かで事象がありましたとき、行政で即座に対応できない場合もあるかと思うので、いろんなところとの連携、協力に対応してまいりたいというふうに考えているところ です。

#### **松隈清之委員**

ちょっと聞き方がまずかったかもしれないですが、よそから来た人のためとかではなく、

よそから入って来る人もいるので、この鳥栖市内の中に、そういう差別の意識が人も流動化するのでは、なくなってしまうから差別意識というものをなくしていくために、こういう事業をやっているというふうに理解していいですか。

**篠原久子市民福祉部長**

その一面もございます。

**松隈清之委員**

そのほかの面を教えてください。

**篠原久子市民福祉部長**

大変、先ほどからの古賀課長と同じような答弁をさせていただくことになるかと思いますが、同和問題による結婚、就職差別等があったとき等（「ないやろう、それ」と呼ぶ者あり）のために対応を、行政でできない部分の補完を全日本同和会のほうに協力（「鳥栖市には、それないやろう」と呼ぶ者あり）いただいているというところです。

**松隈清之委員**

いやいや、そういうこと聞いてるのではなくて、まず何のためにこういう予算を使っているかっていう話なんです。要は、予算の目的ですね。

だから、何かを改善したい、解決したいと思って予算を使ってるわけでしょう、公費ですからね。自分たちの欲を満たすためだけにお金を使うことはないんで。何かの課題があって、それを解決することが市民のためになると思ってお金を使われているんですよね、ですよね。

だから、今言われたことが理由ですかと、鳥栖市の差別意識とか、地区とか、そういうものはないけども人の流入等もあるので、差別意識はそう簡単にはなくならないから、それをなくしていくことが、この事業費の目的なんだろうかってお尋ねしてるんですよ。

**古賀達也社会福祉課長**

先ほどから、部長のほうで答えをいたしておりますけれども、大きく捉えれば松隈議員がおっしゃるとおりだというふうに思います。

以上でございます。

**松隈清之委員**

そうすると、やはり先ほどのやり取りじゃないんですけど、地域とか地区もなく、この方々が差別をされてるというわけでも——全日本同和会ですよ——という方々が差別されてるっていうことも把握することなく、一般的に起こりうる差別等の事件というのか、問題に対して、解決するということになる行政が一番手っ取り早いのではないのかな。

そして、行政では特殊な問題なのでタッチできないと言われますけども、もっと多分、ほかの部分でも似たような、かなりプライベートな部分に立ち入らなければできない仕事は行

政の中にたくさんあると思うんですよ。だからこそ守秘義務もあるわけだし。

なかなか、こんだけの課題がこの団体の会員さんから差別の情報が上がってますと、まだまだこれは解決しなきゃなりません、というデータでもない限りは、なかなかこの団体に補助金出してということにはなりづらいですよ。

ですから、先ほどの要綱もありましたけど、やはりこういう差別問題が結婚差別、就職差別があっていると、これを解消しなきゃいけないんだと。

それも何か、そういうところは行政は、何か、入って行きにくいからお任せしますということでは、解決してるかどうかもわからないですよ、だって報告がないんだから。問題もわからん、解決してるかどうかもわからんで、お金を続けていくっていうことになると、議会としてはなかなか理解しづらいですよ。

減額する理由もよくわからなければ、減額は提案をして、減額に同意していただいたって話がありますけども、じゃあ減額したことで差別問題に対する何らかのマイナスがあつて、ということも考えられるのであれば減額すべきじゃないのかもしれんし。

でも、その判断は執行部には、もしかしたらあるのかもしれないですけども、少なくとも是非を判断する我々というのは判断材料がないですよ。これだけの差別問題が起こっておりまして、こういう形で解決がなされましたと、ですからこの補助金には意味がありますとか言われなければ、なかなか理解しづらいところはありますよね。不毛なやり取りですよ聞いてても、実際。

だから、片方は理解できない——理解できないですよ、なかなか理解できる材料がなければ。片方では、特殊な問題でありますからとか、という話をしてても、ほかにもプライベートに立ち入る問題というのは執行はいっぱい抱えてると思うんですよ、特に福祉の関係なんかは、先ほど生活保護もありましたけど。

だから、いいか悪いかの判断する材料がなければ、やっぱ言われますよね。これまでも多分、ずっと言ってきたことではありますけども、はっきり考え方を示すべきだと思うですよ。

僕は、差別問題がないとは言わないですよ。あると思うんですよ、きっと。あると思うけれども、その解消の仕方というのは、こういう問題が今起こっているからそれに対しては、これが適切な手法だと思いますんで、こういうのにお金を使いますと言ってもらわなければ判断できないし。

今、出されているのは、補助金とか生活相談員にしても、問題があるのかどうかすらわからんのに補助金だ、賃金だと言われても、それはやっぱり納得しづらいですよ。

だから、出すのであればその根拠というのは示すべきだと思いますよ。我々も、ようわからんけど賛成したとは、なかなか有権者には言えんけんですよ。そこはやっぱり、お互いそ

ですから、出すのであればそれに足る根拠を示すべきじゃないですか部長、特殊な問題でありますからとかというのは僕は別に聞かなくてもいいです、わかってるんで。出すのであれば、その根拠をやっぱ示すべきですよ。

現在のところ、きょうお示しした資料程度のものを出させていただいているところでございます。

まあ、言っただけで答えが返ってくるなら、僕も何年も、この問題言っていないんですけど。ただ、それはなんとなく……。

休憩取ってもらっていいですか。

じゃあ、休憩します。

午後 2 時13分休憩



午後 2 時 24 分開議

再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

歳入のほうでちょっとお伺いしますけど、資料7ページの県補助金。総務管理費県補助金、これ身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業補助金ですかね。これ280万円、その下に社会福祉費県補助金に60万円出てるわけですね。これどんなふうなあれでしょうかね。

それから、次に歳入の10ページ。雑入、保育所職員給食費、職員の給食費、これ一食当たり幾らで、何人分かなというふうなことですな。

それから、一時預かり事業の雑入、これ一時預かりで、要するに、どのくらいの回数がある

って、どのくらいの予算を組んであるかなと。

それから、延長保育の促進事業の雑入、これ1時間当たりお幾らになるわけですかね。

わかれば、平成25年度のこの3点の雑入、わかれば数字的なものを教えていただきたい。

以上です。一応、歳入に関してはですね。

#### **中村圭一委員長**

まずは7ページのほうから。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

7ページの身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業補助金につきましては、これは県の補助事業でございまして、事業期間が平成25年度から平成27年度までの3年間とされております。

対象となりますのは、多くの県民がよく利用する民間や市町の施設のトイレの洋式化等の工事費に対し助成をすることとなっております。例えば、民間施設でありますとか、社会福祉施設、あるいは自治会の所有する自治公民館、あるいは飲食店、物販施設、宿泊施設等になります。そのほか、市町の有する施設も対象になります。

このうち、自治会の公民館に対する補助につきましては、市町を通した補助となっております。

それ以外の施設に関する補助につきましては、直接県のほうへの申請を出すこととなっておりますので、この総務費県補助金の中で挙げております身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）のこの補助金は7町区の自治会の公民館のトイレ洋式化の工事費に対する助成でございします。

#### **古賀達也社会福祉課長**

その下の社会福祉費県補助金の同じ補助金につきましては、先ほど石橋課長のほうが申し上げましたように民間施設の自治公民館は、市のほうが取りまとめて県に補助金を申請すると。それで、間接補助で市のほうから補助をされると。

それで市町の施設につきましては、直接県のほうが補助をしてというケースになります。補助の補助限度額が自治公民館と市町の施設が違いまして、自治公民館ですと40万円の定額補助と、いろんな工事の概要にもよりますけれども40万円の定額補助となっております。

それで、市町の施設につきましては10万円の定額補助となりまして60万円につきましては、4施設の6カ所、便座が6基の改修ということで60万円を計上いたしております。

市町の施設の改修工事費につきましては、それぞれの担当課でございしますが、今回、都市整備課と環境対策課、それから農林課のほう朝日山とか、中央公園とか、斎場とか、河内の河川プールのトイレの洋式化のための改修でございまして、歳入の受け入れとしては、社

会福祉課のほうで一括して受け入れるということで、今回計上させていただいております。

以上でございます。

**中村圭一委員長**

この件についてよろしいですか。

じゃあ、10ページのほうの答弁、お願いします。

**木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入のうちの保育所職員給食費についてでございますが、これにつきましては、一人一月4,600円掛けるの85人、これは正職と嘱託職員を足した合計の職員数でございます。それで、12カ月分を足したら469万2,000円となります。

その下、一時預かり事業雑入でございますが、1日当たり2,000円。それに平成25年度実績で660人を掛けておりまして132万円となっております。

その下の延長保育促進事業雑入でございますが、延長保育は一月に3,000円となっております。まして、824人というのは平成25年度実績に準じた数となっております。掛けましたら247万2,000円となっております。

以上でございます。

**小石弘和委員**

次、歳出のほうでお伺いしますけど、13ページの、まちづくり推進設計委託料670万円計上されているんですけど、これ推進センターの何カ所分ですか。

それと同じく、まちづくり推進施設の改修工事、これ風呂5カ所分、各地域ごとの改修工事の積算された、要するに、金額を教えてくださいと思います。

それから、13ページの麓まちづくり推進センターの駐車場の整備130万円。どのような整備をされるのか、何平米ぐらい、要するに、整備をされるのかこの3点をお聞きいたします。

**石橋沢預市民協働推進課長**

まちづくり推進センターの設計委託料670万円につきましては、入浴施設を廃止する5カ所分の浴室の改修のための設計委託料でございます。

それから工事費の内訳につきましては……、ちょっと手元の資料が今……、探しておりますので。

**中村圭一委員長**

その下の、麓の駐車場のほうを先に答弁できれば。それも、あれですか。

**小石弘和委員**

今、資料を探してある間に、このまちづくり推進センターの設計委託料、これ5カ所分で670万円として理解するんですけど、これ取り壊しだけで、要するに設計委託料が要るかなあ

と私は思うんですけど。

取り壊しで、要するに、設計委託料、おかしいんじゃないかなあと私思うんですけど、こういうのは、ある程度、建設課のほうでこのくらいのことは段取りできるんじゃないかなというふうなことですけど、その点ちょっとお答えをお願いをいたします。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

設計委託料の670万円に関しましては、5カ所の浴室改修のうち麓を除く田代、基里、旭、鳥栖のセンターの浴室の改修に関しましては、男湯と女湯の間の壁を取り外します関係で、耐震の計算をそこに入れる必要があるということで、こういう金額になると建設課のほうから計算で出していただいております。（「先ほどの内訳を」と呼ぶ者あり）

#### **中村圭一委員長**

じゃあ、課長補佐。

#### **大石泰之市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長**

今、課長が答弁しました分の補足ですけれども、撤去したあとに、当然、部屋を板張りにしたりとか、空調とか電気とか、そういう諸々が必要になりますので撤去だけではなくてそういう改修費の分を含んだ設計と、御説明ありました耐震診断の分も含んでおります。

それから、施設ごとの改修工事費という御質問だったと思いますので、それにお答えします。

鳥栖の分館が、478万円程度、田代が579万円程度、基里が——ごめんなさい、全て分館ですね。田代の分館が579万円、基里の分館が594万円、麓が590万円、それと旭が590万円程度を見込んでおります。

それから、麓の駐車場の面積でございますが、舗装面積を420平米としております。

以上です。

#### **小石弘和委員**

まちづくり推進センター、先ほどの5カ所分の設計委託料、これ壁を外して、また、これ耐震関係をやらなくてはいけないわけですか。そういうようなこと、計算、以前なかったんでしょうかね。

それから、まちづくり推進センター、麓の整備、どのような整備するのかなあと、要するに広げるわけでしょうかね。

その点、お願いをしたいと思います。

#### **大石泰之市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長**

耐震診断については、今、課長が申しあげました麓を除く箇所について——仕切り壁ですね——壁がある前提で耐震診断を行っております。



その結果、それらの施設については、補強の必要なしと出ておりますが、その壁を撤去することでそれでも診断上、地震に耐えられるだけの構造であるかどうかの確認をするための設計業務でございます。

あと、もう一点、麓の駐車場のことでございますが、もともと段差があって、アスファルトの舗装をしてなかったところを舗装をかけるため、駐車場として広く利用できるようにするための舗装をあそこの敷地内の中でやるということでございます。

以上です。

### **小石弘和委員**

一応、理解はしました。余り、はっきりした理解はしておりませんけども。

次に、12ページのまちづくり推進センター職員の賃金30人、これ嘱託職員で理解していいものか。

それから、嘱託職員であれば30人どのような配置をされるのか。その分館の配置、恐らく、若葉まちづくり推進センター、中央老人センターの、これ含めてあると思いますけど、その点を御答弁を願いたいと思います。

それから、この嘱託職員の給与面が平成25年度が4,936万9,000円になっております。平成26年度には5,466万7,000円、これ529万8,000円前年度よりふえているわけですね。この点、どういう理由でふえたのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上、2点。

### **石橋沢預市民協働推進課長**

まちづくり推進センター職員賃金、30名分の賃金についてでございますが、7地区にありますまちづくり推進センターのセンター長7名と、それから、旧老人福祉センターでございますが——今、分館になっておりまして——分館長3名分、それから、各センターにおります主事格の職員、センター職員20名分、合わせて30名分の賃金となっております。

それから、平成25年度と平成26年度の賃金に関する予算の差でございますが、平成25年度につきましては、市民協働推進費のほうにまちづくり推進センター長の賃金7名分とまちづくり推進センター分館長3名分。それから、まちづくり推進センター主事の賃金17名、合わせて27名分の賃金を予算としてつけております。残りの3名分につきましては、中央老人センターの所長の賃金と、それから分館の職員、入浴事業をしておりましたので分館の職員の賃金4名分を社会福祉課のほうの予算につけておりました。

平成26年度につきましては、平成25年度に分館職員賃金としてつけておりました4名分の賃金のうち3名分をまちづくり推進センターの主事の賃金としてつけております。市民協働推進費のほうに付けております。

ちょっとわかりにくかったと思いますが、平成25年度は、分館のほうに入浴事業の職員として鳥栖南、それから中央、田代、基里の分館にそれぞれ入浴事業専門の職員を配置しておりました。（発言する者あり）

平成25年度について、鳥栖南、中央、田代、基里の4つの分館に入浴事業のための職員を1名ずつ配置をしておりました。それで、平成26年は、鳥栖南と田代と基里の入浴事業が廃止されますので、それぞれ個々に配置しておりました1名分の賃金を主事格としてまちづくり推進センター分館の職員として、賃金を市民協働推進費のほうに移しかえた形になります。

### **小石弘和委員**

理解できないですね。説明、もう少しぴしっとやってくださいよ。

それから、まちづくり推進委員センターにどのような職員を配置されるのかというようなことは、基里、田代、鳥栖、麓、旭は分館としてされると思うんですけど、じゃあ基里、田代、鳥栖、旭、麓を別にして、まちづくり推進センターのほうにですよ、何名ずつ配置されるのか。

また、中央老人センターは、また、別と思うんですけど、若葉まちづくり推進センターには何名配置されですかね。

その点、お答えをお願いいたします。

### **石橋沢預市民協働推進課長**

まちづくり推進センターの本館と分館と合わせて10カ所ございますけれども、こちらの職員の総数は32名。それで、平成26年度になっても職員の総数は変わりがございません。

ただ、先ほど申し上げましたように、分館の鳥栖南と田代と基里に配置しておりました職員の賃金を市民協働推進費のほうに移し替えたために、市民協働推進費のほうでは30名の賃金。それから、平成26年度は市民協働推進のほうには30名の賃金。

それから、社会福祉費のほうには中央老人センターの所長の賃金と、それから中央老人センターのセンター職員1名の賃金を社会福祉費のほうにつけております。

したがいまして、若葉のほうに何人配置をされるのかという御質問につきましては、以前と変わらないセンター長と3人のセンター職員、人数は変わりません。

### **小石弘和委員**

ちょっと説明が、わかりづらいと思うんですよ。恐らく、ここの委員さんも全然わかってないと思うんですよ。

それで、よければ、まちづくり推進センターのどのような嘱託職員の配置、職員の配置をどういうふう、結局、計画されて予算組まれたかを書類によって出していただきたいなと

思うんですけど、書類でですね。

それから、平成25年度の予算と平成26年度の529万8,000円上がったところを書類で出していただきたいと。

それから、まちづくり推進センターに4名の嘱託職員の配置で、依然として変わらないと。先ほどからの答弁では、古賀委員の、要するに、質問に対して、あそこは駐車場の整理も職員に任せると、4名で今いっぱいなのに。4名配置されて、なぜ、要するに、足りるかなあというふうなことも思うわけでございます。

それから、恐らく、シルバー人材センターからの職員もやめると、いうふうなことになっておれば、ここは、風呂も一週間続けてやるし、要するに、まちづくり推進センターもしなくてはいけない。これ、4名で足りるわけがない。そういうふうな、やはり温度差のあるようなことはぜひ担当部署としては考えてほしいと思うわけで。

以上、書類でもって出していただきたいと、これ以上もう聞きません。よろしくお願いします。

#### **中村圭一委員長**

あすでもいいですか、その資料。準備できますか。（「ありますので」と呼ぶ者あり）

今すぐ配れますか。コピーせないかんでしょう。（「よか、よか」と呼ぶ者あり）後ほど配付をお願いいたします。委員会としてお願いを申し上げます。

ほかに、委員の皆様、御質問がある方、挙手をお願いします。

#### **古賀和仁委員**

19ページからいきますので、よろしくお願いいたします。

委託料、障害者理解基礎調査委託料ということで、これ障害者の計画をつくるための調査ということでございます。

それともう一つ、障害者理解促進事業委託料なんですけど、これ、どういうふうな調査をされているのか、これと関連があるのかどうかですね。それから、どこに委託をされてるのか。

それと、心理リハビリ業務委託料。それぞれ、どこに委託をされ、どういうふうなことをお願いされているのか。

これについて質問をよろしくお願いいたします。

#### **緒方 守社会福祉課障害者福祉係長**

まず、鳥栖市の障害者理解基礎調査の分なんですけれども、この分は対象者を20歳以上の市民2,000名を対象にいたしまして、障害に対する理解状況ですとか、関心がどのような状況にあるかということの基礎調査を行うような形になります。

理解促進事業につきましては、障害者のことについて理解をしていただくために小・中学校等に出前講座を行っていただいたりとか、地域の交流イベント等を行いまして障害に対する理解を深めるような事業になります。

以上です。

#### **中村圭一委員長**

あと、予定の委託先があればという御質問あったと思いますんで。

#### **緒方 守社会福祉課障害者福祉係長**

予定の委託先といたしましては、龍谷短大の鬼塚先生がされてある研究会のほうに委託をする予定になっております。

以上です。

#### **古賀和仁委員**

障害福祉計画をつくるのが大体、障害者法が変わりまして、しなければならないということになってるのは理解してるんですけども、これ何年ぐらいに策定予定なのか、それでこのほかにどういうふうな調査をされるのか、この理解のほかに、まだ、調査として出されるのかどうかお尋ねします。

#### **古賀達也社会福祉課長**

障害者福祉計画につきましては3カ年の計画となっております。

現在、平成24年度から平成26年度までの計画を策定しておるところでございまして、平成27年度からの3カ年計画を平成26年度に策定するものでございます。

大きくは、全体的な計画の策定委員会を今後設置いたしまして、おおむね9月ぐらいから1月ぐらいにかけて委員会を開催し、最終的には3月ぐらいで最終案を決定したいというふうに考えております。

それで、策定にあたりましては、サービス等についてのいろんな形での計画をつくりますので、事業所訪問でのヒアリング等や国の方針等を見ながら策定をしていくことになるかというふうに思っております。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

障害者の審議会とかあるというふうに聞いているんですけど、そこからの要望等というのは策定の中で、当然入れていくというふうに考えていいわけですかね。

#### **古賀達也社会福祉課長**

策定委員会の構成員といたしましては、学識経験者を初め障害者団体や福祉サービスの事業所等も構成員としてなっておりますので、その中での御意見をいただいきたいと

いうふうに思っております。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

次の質問に移ります。

30ページになりますけども、節20. 扶助費ですね。

緊急特別措置住宅手当というのが222万円出てるんですけど、これは生活保護の中で扶助費とか住宅費とか医療費とかいろいろあるんですけど、これのほかに上乗せの部分でこれは出てるのか、別個の予算として出てきてるのかお尋ねいたします。

#### **古賀達也社会福祉課長**

これは、生活保護とは別でございます、緊急的に住宅の確保が困難になった人たちに手当を、6カ月間を限度に扶助していくものでございまして、生活保護受給者ではございません。

それで、住宅を確保でき、その間就労等につなげていくためにこのような制度が設けられているところでございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

これは、金額的に上限どのくらいで、何名ぐらいを予定されているんですか。

#### **高尾一彦社会福祉課保護係長**

手当につきましては、生活保護の住宅扶助の上限額を限度としております。単身者ですと2万8,200円、複数人数世帯ですと3万7,000円が上限ということになっております。

平成25年度、現時点で大体、年間通して28名ぐらいの方が御利用いただいたところでございます。

#### **古賀和仁委員**

この質問終わりますけど、次に、29ページ。19番、子育て世帯臨時特別給付金ということで、先ほど説明によりますと児童手当と合わせながらやっていかれるということですけど、ここで説明いただいた9,800人、児童手当を現在いただいているのが何名で、対象としてこれは、その中の何名ぐらいが当たるのか。

#### **山本英規こども育成課子育て支援係長**

児童手当の受給対象児童数としては、延べ人数で13万2,464人を予定しているところでございます。これは12カ月の延べ月数ですので、平均で出しますと約1万1,000人でございます。

#### **中村圭一委員長**

もう一点、なんやったですかね。古賀委員。

**古賀和仁委員**

そうすると、9,800名ということは、1割ぐらいは対象にならないということなんですけれども、これは、受給の条件というのはどういうふうになっているんですか。

**中村圭一委員長**

資料もありますよね。

**山本英規こども育成課子育て支援係長**

古賀委員の御質問の児童手当の児童数と給付金との児童数の差異についてですけれども、先ほど言いました1万1,000人は、児童手当におきます特例給付、所得制限に引っかかった児童も含んでおります。

所得制限に引っかかった児童を含む世帯については、給付金の対象とはなりません。

一応、児童手当における特例給付の児童数としては所得制限に引っかかる児童数といたしましては約434人。それと、あと社会福祉課のほうで支給いたします臨時福祉給付金の対象となった児童は、子育ての給付金から外すことになっておりますので、その部分が差異の原因となっているところでございます。

以上です。

**中村圭一委員長**

今のは、7ページと8ページの関連のお話ということで。

**古賀和仁委員**

じゃあ、次の質問に移りますけれども……、どこやったかな……。〔先に、誰かと呼ぶ者あり〕

**中村圭一委員長**

じゃあ、先に誰かされますか。

**伊藤克也委員**

そうしたら21ページなんですが、鳥栖地区広域市町村圏組合の負担金について、教えてくださいと思います。

この負担金ににつきまして、まず、総額はお幾らかおわかりになりますか。1市3町での総額ですが。

**中村圭一委員長**

今、数字ありますか。

〔発言する者なし〕

**古賀達也社会福祉課長**

済みません。

1市3町で総額の負担金額は12億8,480万6,000円となっております。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

ありがとうございます。

そうしましたら、ほかの3町ですね。基山町、みやき町、それから上峰町それぞれにお幾らかを教えていただきたいと思います。

**中村圭一委員長**

負担の額と、その割合。

**古賀達也社会福祉課長**

割合までは申しわけございませんけど、金額でいきますと基山町が2億1,472万5,000円。みやき町が2億9,994万5,000円。上峰町が1億4,042万9,000円となっております。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

ありがとうございます。

鳥栖市が約6億2,900万円ということで、この割合についてなんですけれども、例えば、全体で集めた分をほかの市町村の町区までカバーをしているっていう考え方でよろしいのでしょうか。

**中村圭一委員長**

負担の割合の、どういう考え方で割合を出しているかっていうのを御答弁いただければ、お答えになると思うんですけど。

**古賀達也社会福祉課長**

介護保険の負担割合につきましては、均等割、それから人口割、それから高齢者人口割というところで積算した中で負担金の割合が決まっているところでございます。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

ありがとうございます。

そうしましたら、各市町村で負担金はそれぞれ別途違うというふうな理解の仕方よろしいでしょうか。

**古賀達也社会福祉課長**

積算する項目は一緒ですけれども、比率は異なってくるかというふうに思っております。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

ありがとうございます。

そうしましたら、負担に応じたそれぞれ市町村でサービスは受けさせていただいているというふうなことでいいんですかね。

例えば、鳥栖市が余計に、お金を市民の方から負担をしていただいて、例えば、その分ほかの市町村で足りない部分を鳥栖市が出してるよとかっていうふうなところは全くないというふうな感じでよろしいですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

まず、全体でかかる経費、介護給付費であったり、いろんな事業費や事務費であったりする部分を積算しまして、それに国の補助とか、そういう必要な部分を入れて、最終的に市町村からの負担金というのを割り出しておりますので、一概に、鳥栖市が出した分がよその住民の分に流れているとか、鳥栖市のサービス分をカバーしてるとかということについては、ちょっと現状としてはわかりかねるところで、申しわけないんですけどもそういう御答弁とさせていただきます。

#### **伊藤克也委員**

ごめんなさい。私も十分に理解していない中で質問をしているんですけども。

そうしましたら、例えば、広域でしてるメリットっていうのはどういったところが考えられるのかを教えていただきたいと思います。

#### **古賀達也社会福祉課長**

一般的に、広域で取り組むという点につきましては、やはり専門的な対応が必要であるということと、あとは、やはり事務経費とか、そういう部分は単独でするよりも安上がりになる可能性もありますし、あとは、近隣の町等の状況にもよります。単独でしてある自治体もあるかもしれませんが、やはり事業については、これまでも広域で取り組んほうがいのような、そういう部分については近隣との調整もございまして広域で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

そうしましたら、今のところメリットがあるので、広域で取り組んでいると。メリットがあるということで、今後もこういった形で継続はされていくという理解の仕方でよろしいわけですね。

#### **古賀達也社会福祉課長**

介護保険の場合は、認定とか、鳥栖三養基医師会との関係等もございしますので、そういっ



た意味では、広域で取り組んだほうがスムーズな運営が図られておりますので、現時点では国の制度がどういうふうになるかという部分もございますけれども、現時点では現状の体制でしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

ありがとうございます。

次に、お尋ねなんですけれども、確か健康マイレージ制度っていうのがあったと記憶しておりますけれども、この件につきましては、例えば、予算組みの中では12ページの19の負担金の中の項目にあるっていうふうなことでよろしいでしょうか。（「ううん」と呼ぶ者あり）

ごめんなさい、12ページの19の負担金ですね。

**中村圭一委員長**

12ページですね。

**井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

マイレージの負担金は、支出のほうの報償費のほうに入っておりますので（「34ページですね」と呼ぶ者あり）

**中村圭一委員長**

34ページということでもいいですか。

**井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

失礼しました。

34ページの263万円の中に入っております。

**伊藤克也委員**

わかりました。ありがとうございます。

そうしましたら、健康マイレージ制度は、今後とも継続されて行くっていう理解の仕方でもよろしいんですか。

**井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

成果が出るまでには、まだ、相当の年月を要するかと思いますので、当分の間は継続と考えております。（発言する者あり）

**伊藤克也委員**

ぜひ、効果が出るように取り組んでいただけたらというふうに思っております。

それと、関連かどうかわかりませんが、ちょっと耳にした話で、老老介護のポイント制度というのを耳にしたことあるんですけれども、これというのは、健康マイレージ制度と関連したようなポイント制度になるのでしょうか。

#### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

もしわけございません。不勉強で老老介護のポイント制というのは、ちょっと私、聞いたことございません。

#### **古賀達也社会福祉課長**

介護ボランティアというような制度が、他の自治体では取り組みをされているというふう  
に聞いております。

当然、これからの介護を支える人材としては、やはり高齢者の方にも担っていただく必要  
があるということで、そのようなポイント制度を考えていきたいということは鳥栖の広域の  
ほうで、現在、事業設計に向けて検討されているということはお聞きはいたしております。

以上でございます。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

そうしましたら、制度としては全く別ものということですね。

はい、ありがとうございます。

最後なんですけど、これは確認というか、教えてほしいんですけども、33ページの18番、  
備品購入費の中にA E Dの購入費用ということで計上をされております。33台分というこ  
とで、まず、耐用年数を、ごめんなさい勉強不足で耐用年数を教えていただければと思  
います。

#### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

メーカーによってちょっと違いますが、大体7年、うちのやつは7年でございます。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

1台当たり約30万円ほどっていうふうに思いますが、例えば、これっていうのは、耐用年  
数を過ぎたものはどういった取り扱いをされるのかを教えていただければと思  
います。

#### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

高価なものでございますが、基本的にこれ、医療機器でございます、止まった心臓を動  
かすほどの高電圧でございますので、これを一般の、普通の者が取り扱うというのはでき  
ませんので、やはり廃棄を考えております。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

確かに、高価なものですので、単純に何か再生ができるのかなっていうふうに思ったもの  
ですからお尋ねをいたしました。

以上でございます。ありがとうございました。

### **小石弘和委員**

関連でございますけど、今の自動体外式……ですね。これ、33台廃棄されるんですけどね、その33台のうち何回か使われたケースはあるんですかね。

### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

数は、把握しておりませんが、使われたところがあるのはあります。

直近では（「麓の」と呼ぶ者あり）麓のまちづくり推進センターで、いつか倒れられて使ったというふうに聞いております。

### **小石弘和委員**

これ、正確に、やはり担当部署で把握する必要があるんじゃないですかね。

何回使われて、どういうふうな、要するに、使う方法は私たち何回か指導を受けたんですけど実際いったらできないんですね。講習をどういうふうな方法でやられているかですね、それを教えていただきたいなと思うんですけどね。

### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

これ、うちのほうで今回、備品で全部、33台分の予算を計上しておりますけども、一番最初はAEDを導入する際に県のほうでまとめて、県内の市町村の分を全部県で入札して、その後、各市町の必要な台数分だけを、希望した台数を配付したというような状況でございます。とっかかりは健康増進課についておりましたが、以後の訓練とか、現実手元にある機械の整備とかというのは、やはり、その施設ごとに管理しないと管理できませんので、あとは各施設ごとの訓練とか、消耗品の拡充とか、そういうふうになっております。

### **小石弘和委員**

その各配置したところって、例えば、まちづくり推進センターだって、そこで管理できるわけないでしょうもん。使い方とか、要するに、できないと思いますよ。

### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

訓練については、各施設ごとで消防とかから講師を招いてされるようになっております。ですから、市庁舎であれば総務課のほうがその担当ということになります。

### **小石弘和委員**

じゃあ、今までそういうふうな7年間、どういうふうな経緯は、どこでどう指導されたとか、どこで何回されたというふうな実績があるんですか。

### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

訓練の実績ということでございましたら、それはちょっと把握はしておりません。

基本的に各施設に、あとの管理とかそういう訓練はもうお願いをしておるということでございます。

### 中村圭一委員長

その体制がどうかちゅう、今、質問をしよる話ですけどね。（「もうよか」と呼ぶ者あり）

### 坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

7年前にAEDを全施設に入れた時に、総務課とうちのほうで調整をしまして、全職員と全施設の嘱託職員ですとか臨時職員を対象に、何回かに分けて消防の方をお願いをしてAEDの講習を全職員受けるようにはいたしました。

その時に――回数覚えてないんですけど――四、五回に分けて職員対象の講習会を開催いたしております。

その後は、各施設によって、また、人も変わるもんですから消防のほうをお願いをして、講習会を開催していただくようにはしております。（「実際、素人でできんて」と呼ぶ者あり）

### 中村圭一委員長

いずれにしろ部長、前、私も一般質問したことあるんですけど、設置の、いわゆる計画、これ38で本当に十分なのかということも含めてどこかでやっていかんと管理、そして啓蒙、啓発もやっていかんといかんと思いますので、もう一遍、買って、預けて、そのまんまじゃあちょっとお粗末かなと思いますので、今の質問を契機に、お考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

### 篠原久子市民福祉部長

今後、総務課、各施設とも協議しながらその辺については検討させていただきたいと思います。

### 古賀和仁委員

21ページの19番、負担金及び補助及び交付金の中の鳥栖地区広域市町村圏の介護の部分で、この部分の負担金のことで質問いたしますけども、この部分の中に、いわゆる、鳥栖市の中に3カ所ある地域包括支援センター、この部分の予算も入っているというふうに理解しているんですかね。

それともう一点、シルバー人材センターの補助金。前回よりかなり大幅にアップしてるんですけど、これは何か理由があって大幅アップしたのか、人材センターの補助金の積算というのはどういう形でやられているのかお尋ねをいたします。

### 古賀達也社会福祉課長

鳥栖市地区広域市町村圏組合負担金の介護保険に包括支援センター分の予算が入っているのかということで、負担金の中に包括的支援事業等の関係で負担金として積算をされているところがございます。

それから、シルバー人材センター補助金の積算でございますけれども、基本は、国の補助

と同額を補助するという事で、基本、運営費として710万円を昨年は当初で計上いたしております。

それで、昨年、補正予算で企画提案事業という部分を国のほうで採択をいただきましたが、その同額をシルバー人材センターのほうに補助金として市のほうも出すということで、この事業が3カ年の継続事業というふうに言われておりまして、今年度が2年目になるということで、当初からその企画提案事業に伴う補助を見込んだところで予算を計上したために、昨年度よりもふえたというような状況でございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

企画提案事業で、シルバーの場合ふえたという、具体的にどういうふうな報告を受けて、どういうふうな事業をされたのかお尋ねします。

#### **古賀達也社会福祉課長**

平成25年度から取り組みをされております企画で、提案事業につきましては2事業ございまして、一つは、優しいパソコン教室ということで会員等を中心にパソコン等の指導等の教室を開催する経費でございます。

それから、もう一つの事業は、愛の手のひら事業ということで触れ合うことによって心のケアをする、元気を与えるというような事業をなされておりますけれども、その事業に取り組まれておりまして、その経費を今回補助金として出しているところでございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

この介護の地域包括支援センターのほうなんですけど、これは、本来ならば、国のあれではセンターの主体は市町村というのが本来の姿だと聞いとるんですけど。

それと、もう一つは、団体に対する委託というふうに聞いているんですけど、その中でそれぞれ目的があると思うんですけど。

それぞれ、これは市のほうに報告が来るのか、もう介護保険のほうに行ってしまうのか、どっちなのかですね。市として直接立ち会いができるのかどうか、改めてお尋ねします。

#### **古賀達也社会福祉課長**

包括支援センターにつきましては、市町村の事業として法律的には位置づけをされております。

ただ、委託をすることも可能ということになっております。それで、今後の考え方としては、やはり地域の中で在宅医療とか、在宅介護とか、そういう部分の拠点施設としては、やはり包括支援センターがそういう相談業務とかも担っていただいておりますので、

やはり市で直営とするのではなくて、各地域のほうにお願いしていく、各地域のほうで取り組んでいくのが望ましいのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

この部分については、介護とかについては地域でも、予防も含めて、やっていくというふうな形になってる。その中で、要するに、まちづくり推進センターも含めたところでこの部分について幾らかの対応できないかという問題です。

ここに4点ぐらいの項目あるんですけど、それについては、全く考えられていないのかどうかお尋ねします。

#### **古賀達也社会福祉課長**

包括支援センターにおきましては、まちづくり推進センターのほうで健康相談等を行っていただいているところでございます。

また、それぞれのセンターごとに対応は違いますけれども、地域のほうにいろんな形で御説明なり伺いながら、サービス等が必要な方の把握等に努められているというにお聞きいたしております。

報告につきましては、相談件数とかそういう部分については、介護保険課を通じて市のほうにも報告が上がってきているところでございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

この中で特に相談業務については、介護も含めていろんな形の相談があると思うんですけども、その分についてできればいろんな形で相談をするときに、介護まで含めていろんな相談あってるようです。

それで、介護以外の相談も含めて大体どのぐらいの相談があっているのか実態はわかりますかね。

#### **古賀達也社会福祉課長**

済みません。手元に資料がないために、この場では件数について申し上げることはできません。

申しわけございません。

#### **古賀和仁委員**

この地域包括支援センター、全体の業務は一括でやるというのは基本になっているとはお聞きしているんですけど、このランチを設けることで、相談業務等については他の施設でも利用できるというふうなお話聞いているんですけど、これについてはそういうふうに理解

していいわけですかね、どうなんですか。

#### **古賀達也社会福祉課長**

ランチと申しますと、そういう包括支援センターの下に支所みたいな形で、そういう相談業務を受けるような施設を、というような考え方もあるとは思っておりますけれども、現時点ではランチというような方法をとるという考え方は持っておりません。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

とることはできるというふうに理解していいんですか、どうなんですかね。とることはできる……、相談業務はいろんな、いろんな多岐にわたると思うんですよね。

これが果たして、包括支援センターだけでできるのかどうか、この中にいる職員はケアマネジャーまで3人から4人ぐらいと限られてくる、相談業務というのは非常に、介護予防まで含めていろんな生活相談とか、いろいろあると思うんですけど、この部分については幾らかの対応が必要じゃないかというふうに私自身は考えているんです。そこでちょっとお話を聞きたいんですけど。

#### **古賀達也社会福祉課長**

今、現在ランチ方式について検討は行っておりませんので、以前、そういうランチというような制度については資料で見たことがございますので、ランチ制度はとることは可能かというふうには思っております。

ただ、本市においてはランチ制度をとる考え方は、現時点では持ち合わせておりません。  
以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

他の市町においては、そういう制度を設けているところがあるのか、そういうふうな調査をされたことがあるのかどうか、改めてお尋ねします。

#### **古賀達也社会福祉課長**

申しわけございませんが、調査はしているかどうかというのは把握できておりませんが、私が知る限りでは、現時点では調査をしているかどうかというのはわかりかねます。

申しわけございません。

#### **中村圭一委員長**

閉会中の継続審査の絡みで、御質問いただいたと思いますが、後ほど議員間で協議したいと思っておりますので、よろしいですか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

じゃあ、まだ質問あると思しますので、35分まで休憩とさせていただきます。

午後 3 時24分休憩



午後 3 時 34 分開議

中村圭一委員長

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、質疑を行います。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

飛松妙子委員

済みません、私の質問は簡単なことだと思うんですけど、よろしく願いいたします。

健康についてなんですけども、まず、6 ページのアスベストの健康調査委託金ということ  
で1,400万円ついてるんですけども、来年度で最後の補助金です、とお聞きしたんですけども。

今までに何人中何名の方が受けられて、あと、残り全員受けさせたいという思いを先ほど言われたと思うんですけど。このアスベストの健康って毎年、多分受診があっていると思うんですね。無料でされてあると思うんですけど、その方以外が多分、受けられてない方をことし全員受けさせたいっていうことだったんじゃないかなと思うんですけど、少しお話を伺えればと思うんですけど。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

継続してやっておりますので、例年290人とか380人、少ないときには290人ぐらい、今は380人ぐらいでございます。

そのうち、来年380人を予定しておりますけど、多分新規の方が80人ぐらいだったと思います。

飛松妙子委員

その方を全員受けさせていくってことですよね。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

申し込みがあれば、もちろん受けていただくということになると思います。

飛松妙子委員

では、申し込みがなければ受けられないってことですか。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

御本人さんの申し込みがなければ受けられないことになられますですね。

**飛松妙子委員**



でも、あれですね。受けていただくようにPRはしていただけますよね。

#### **中村圭一委員長**

周知、広報。

#### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

もちろん、いたしますが。

#### **坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐**

国から委託を受けて実施しておりますアスベスト健康リスク調査っていうのが、昔、曽根崎町にエタニットパイプという石綿を扱っていた工場がありまして、その工場から周囲の地域のほうにアスベストの粉が飛んでいて、それによる健康被害を調査するリスク調査ですので、一応、工場周辺に当時住んでらっしゃった方が対象になります。

それで、今、2期目の調査に入っているんですけど、その2期目の調査っていうのが、自分がもしかしたらアスベストを吸ったかもしれないという不安をお持ちの方を対象に受けていただいておりますので、例えば、全市民の何歳以上が対象とかそういうわけではなくって、周辺にお住まいの方が対象になっております。

その方たちは、アスベストっていうのが吸ってから大体40年から50年経って、レントゲンとかCTの所見が出てくるものですから、ずっと継続して検査を受けていただくことが大事になっております。

それで、課長がことし最後の年で全員に受けていただくって言ったのは、この調査の初年度に、エックス線とCT検査を全員に受けていただいております。その間の年については、何らかの所見があった方はCTまで毎年受けていただいておりますけど、何も所見がなかった方については、2年目、3年目はエックス線だけという検査の方がいらっしゃるわけです。

今回、平成26年度が最終年度になっておりますので、何の所見もなかった方も今回は全員の方にエックス線とCT検査を受けていただくという、平成26年度はそういう事業になっているということを申し上げます。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございました。

次に、34ページの、また、がん検診なんですけども、がん検診が低いということで、一般質問でもお聞きしたんですけども、特に女性特有のがん検査に関して、少子対策も含めて2015年だったと思うんですけど、50%まで持っていくっていう国の目標が、確かあると思うんですけども、それに対して鳥栖市の取り組みっていうのはございますでしょうか。

無料検診とかもしてるってことはわかってるんですけども、今、25、26%から30%ということもありますので。

### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

なるべく、受けていただくということで、受診機会をふやせるような実施体制に平成26年度は持っていきたいと思っております。

複数のがん検診を受けられる日とか、レディースであればレディースデーで乳がんと子宮がんを同日に受けられると、そういうふうなことで受診機会をなるべく、簡単に複数のがん検診を受けられたりとかということをやりたいと思っておりますけども。

### **飛松妙子委員**

あと広報が、何ですか、チラシとかでされると思うんですけども、例えば、市役所のほうでいつも広報車っていうんですかね、車が巡回されてありますよね。

ああいうので、アナウンスとか、期間がありますよね、がん検診の、何月からとかそういうのでPR活動とかはできるんでしょうか。

### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

今のところ、PRは市報とかチラシの全戸配付とかを考えておりまして、車での街宣というやつは、なかなかこれが、職員数とか事務の関係で、なかなか厳しいものがございまして、現在のところ街宣は考えておりません。

### **飛松妙子委員**

今、課別に何か周ってらっしゃいますよね、車が、こう。それで応用とかいうのは可能ではないですか。無理ですかね。

### **中村圭一委員長**

それ専門的にじゃなくて、ついでにというかそういう御質問だと思うんですけど。

今、周ってる車を活用できないかという。(「安全パトロール。青パトとか」と呼ぶ者あり)

### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

今のところは計画はしておりません。

### **飛松妙子委員**

はい、わかりました。

あと、健康診断で胃がんとか、大腸がんとかすごく検診が低いということで、その受診率も上げなくちゃいけないと思うんですけど、予算がこないだ平成25年度補正予算の時に、前年度の対象者で大体予算を上げてるってことで、多分今年度もそうだと思うんですけど、その目標、国の目標が50%ってあるのに対して、受診者が去年はこうだったから、来年度もこうですとか、何か目標があってないような感じがするんですけども。

そういう広報活動とか、無料化にせつかくがん検診をしているけども、何かこう上がる要素がないのかなっていう、ちょっと逆行しているような気がしないでもないんですけども、

その辺に対してはどうでしょうか。

#### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

上げる要素と、上げるような働きかけというようなことでしょうか。

広報とか無料化とか、やれることは精いっぱいやっているつもりでございますので（「つもりなんだ」と呼ぶ者あり）ただ、なかなか正直申し上げて、上がっていないというのが現状というふうなお答えになるかと思えますけども。

#### **中村圭一委員長**

今、飛松委員が予算の上げ方についても言われたと思うんですけど、目標値で上げるのか、実績で予算を組むのかっていう、その考え方のところですよ。

#### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

もちろん、現実的には予算の適切な執行という意味では、当然、必要な分だけを上げるということになると思います。

当然、50%分を上げておいても、最後には結局、減額補正をしなければならない、それは予算の適切な執行にはならないというふうに考えております。

#### **飛松妙子委員**

済みませんね、しつこくて。

もちろん、50%にいきなりしてくださいっていうお願いではないんですけど、胃がんだったら8.8%の人しか受けてないっていう状況の中で、やっぱり、せめて胃がんはじゃあ10%に持って行こうよとか、そういうのっていうのは市としてはないんでしょうか。

がん撲滅とか健康推進と掲げているわりには、検診率が低いと思うわけですね。だから、そこを何とかしたいし、一般質問でも言いましたけど、もう、バリウム検診ははっきり言ってあんまり効果がないというところで、どうしてもピロリ菌検査に変えたいっていう思いはあるんですね。

そうすれば、胃がん撲滅につながるわけなので、本当にそういうところを考えたときに、受診者の方たちが本当にそれを受けてがん予防になるのかっていう不安も、もしかしたらあるかもしれないし、バリウム検査だったら高齢者の方だと誤飲だとか、やっぱりつらいというところで受けないとか、そういう声があると思うんですね。

そういうところを受け止めて、市としてどういうところを対策をしていくかっていうところがすごく大事なんじゃないかなあと思うんですけども、いかがでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

#### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

私どもとしても、受診率はアップはしたいというのは悲願でございますし、確かに、バリ

ウムなどの高齢者の誤嚥というのはたまに聞く話でございますので、そういうのを改良はしたいと思いますが、現在のところは、一応、国のガイドライン等に沿って業務を執行しておりますので御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

#### **飛松妙子委員**

済みませんね、一般質問で言ったんですけど、国のガイドラインは、やっぱり関係ないと思うんですね。

市としての検診の方法っていうのは市が決めればいいことだと思うので、そこを国のガイドラインがこうだからって固執してるところに、市が遅れているんじゃないかなと思うので、やっぱりそこは、ぜひ、見直していただきたいなと思います。

次に行きます。

11ページの男女共同参画懇話会委員謝金ってあるんですけど、この目的と、謝金を何人の方にされるのかっていうのわかりますか。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

男女共同参画懇話会は、男女共同参画の事業を進めるために、いろんな今後の方針であるとか施策であるとか、そういうものについて話し合いをしていただく委員さんたちでございます。

この謝金につきましては5,700円の12名分、これを年間3回予定をしております。

この男女共同参画懇話会委員の中に委員長さんがいらっしゃいますので、その分の委員長の手当として1万円の3回分が加算されております。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございました。

これは、別途そういう組織があるということでよろしいですか。

#### **石橋沢預市民協働推進課長**

はい、そういうことでございます。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

もう一つ、27ページの保育士等の処遇改善臨時特例事業補助金があるんですけども、処遇改善すれば、多分保育士さんが集まるっていう、不足が改善できるっていうことかなと思うんですけども。

実際、改善金額というか、どこがそういうのを決められますか。

#### **木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

保育士処遇改善臨時特例事業補助金ということで、これは平成25年度から始まりまして、

国の安心こども基金を使って平成25年度に補正をしていただきました。

来年度が2年目になるわけですが、処遇改善をして、保育士を安定した職業として位置づけるような給料アップ、一時金として出しております。

**飛松妙子委員**

市がそれを決めるということでしょうか。

**木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

これは国の事業でありまして、市は国の事業を受けて市のほうで事業を行っております。

**飛松妙子委員**

済みません、改善金額も国が保育士さんの給料を決めるっていいことですか。

**木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

そのとおりでございます、鳥栖市に限らずどこの市町村も同じような状況で行っております。

**飛松妙子委員**

最後に済みません。

保育士さんの不足分は来年度、平成26年度はもう改善できるってことで大丈夫でしょうか。

**木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長**

先ほども答弁しましたように、3月1日時点で10名の待機児童がいるということを御報告申し上げましたけれども、これが、保育士が足りればその10名も解消できることになりますが、まだまだ十分足りない状況にあります。

これからもシルバー人材センターを含め、県のほうでも保育士の支援センターをつくっておりますので、それを利用しながら保育士の拡充に努めてまいりたいと思っております。

**飛松妙子委員**

ありがとうございました。

以上です。

**中村圭一委員長**

園長、補足ないですか。

**西村洋子鳥栖いづみ園長**

箱物は十分につくっていただきましたが、やはり保育士不足ということで、隣の久留米市、福岡市のほうも同じような傾向の状況にあると思います。

私たちは、より質の高い保育士のほうを望んでおりますが、現実には本当に、保育士不足になっております。

以上です。

中村圭一委員長

その他ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕



中村圭一委員長

なければ、議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算に関する質疑をこれで終了とさせていただきます。今日は散会とさせていただきます。

午後 3 時51分散会

平成26年 3 月 19 日（水）





## 1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 石橋 沢預

〃 課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 青木 博美

市民福祉部次長兼国保年金課長 内田 幸男

〃 課長補佐兼健康保険係長 吉田 秀利

市民福祉部次長兼税務課長 久保 昭夫

〃 管理収納係長 有馬 秀雄

社会福祉課長 古賀 達也

〃 課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

市民福祉部次長兼健康増進課長 井邊 正文

〃 健康増進課参事兼課長補佐 坂井 浩子

〃 保康予防係長 白山 淳子

〃 健康づくり係長 名和 麻美

## 4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

## 5 審査日程

### 市民福祉部関係議案審査

議案乙第10号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第1号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

### 陳情協議

陳情第6号 要望書（グループホーム事業の円滑な運営について）

〔協議〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

午前 9 時 55 分開議

中村圭一委員長

時間前ですけれどもお揃いですので、本日の厚生常任委員会を開催させていただきます。

~~~~~

議案乙第10号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

中村圭一委員長

まずは、議案乙第10号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

篠原久子市民福祉部長

議案乙第10号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算については、歳入・歳出とも77億9,544万1,000円となっており、前年度に比べ約1%増となっております。

歳出増の主なものといたしまして、後期高齢者支援金や保険財政共同安定化事業拠出金の増加でございます。

詳細につきましては、関係課長より説明をさせていただきます。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

おはようございます。

それでは、まず、歳出のほうから主なものを御説明いたしたいと思います。

委員会資料の44ページお願いいたします。

まず、款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費、節 2. 給料から節 4. 共済費は、国保業務に従事する職員 7 名分の人件費でございます。

次に、節13. 委託料、共同電算処理業務委託料は、医療機関からのレセプトの例月処理や被保険者の資格異動処理などの業務を佐賀県国民健康保険団体連合会に委託しているものでございます。以後、国保連合会と呼ばさせていただきます。

次の第三者行為求償事務委託料は、交通事故など第三者の行為によって生じた保険給付につきまして、損害賠償金の請求及び受領の事務を国保連合会へ委任して行うものでございます。賠償金の額の4%が委託料となっております。事務機器保守点検委託料は、レセプト管理システムなどの年間保守料です。

また、システム改修委託料は、国への調整交付金の申請に必要な調整交付金年間プログラ

ムなどの更新費用でございます。

次に、目２．連合会負担金は、県内の市町が加入をいたします佐賀県国保連合会の運営経費に対する市町の負担金でございます。

次に、目３の医療費適正化特別対策事業費、節13．委託料のレセプト点検業務委託料は、療養給付費の適正化を図るため請求内容の疑義のあるレセプトについて縦覧点検などの二次点検業務を実施し、再審査請求を行うものでございます。

なお、このレセプト点検の内容に関しましては、厚生常任委員会の参考資料の10ページのほうに記載しております。目的は、ここに記載していますとおり、事業内容としても診療報酬点数表との照合や調剤報酬明細書との突合など、あと資格点検等を行っておるところでございます。

次に、委員会資料のほうです、46ページをお願いいたします。

款１．総務費、項２．徴税費、目１．賦課徴収費を計上しております。これは、国保税の電話催告などに従事させる国保税滞納整理補助員の賃金や滞納整理などの事務費、また、節12．役務費は、督促状や催告状、納税通知書などの郵送料です。節28の繰出金は、県の２種調整交付金を利用して、滞納整理システムの賃借料を税務課の一般会計に繰り出しを行っているものでございます。

次の47ページをお願いいたします。

項３、目１の運営協議会費は、国民健康保険の運営に関し必要な意見交換や審議を行う鳥栖市国民健康保険運営協議会の運営経費でございます。

次に、歳出の約70%を占めます款２の保険給付費でございます。

項１．療養諸費、目１．一般被保険者療養給付費及び下段の目２．退職被保険者等療養給付費は、一般、退職の被保険者の方々が医療保険の窓口で自己負担分を支払った残りの医療費分を保険者が支払う額、いわゆる現物給付分を計上しております。一般被保険者ともに平成23年度から平成25年度決算見込みまでの１人当たりの療養給付費及び被保険者の平均伸び率を勘案して予算計上しております。具体的には、一般の１人当たりの給付費は平成25年度見込み額の1.4%増の30万4,182円、被保険者数は0.25%増の１万3,982人で算定しまして42億5,460万円を計上しておるところでございます。

次に、目３．一般被保険者療養費と目４．退職被保険者等療養費の主なものは、柔道整復師による施術や医師が必要と認めたコルセットなどの治療用具の経費などに対する保険者の支払い額でございまして、いわゆる現金給付分です。一般及び退職被保険者ともに平成23年度から平成25年度見込みまでの療養費の前期、後期の伸び率から平成25年度の月平均額を算定して予算計上しておるところでございます。

次に、目５の審査支払い手数料は、国保連合会に委託しております保健医療機関から提出された月ごとのレセプト等の審査と医療機関への支払い業務に対する手数料でございます。

次に、48ページお願いします。

項２．高額療養費、目１．一般被保険者高額療養費及び下段の目２．退職被保険者等高額療養費は、1カ月に医療機関の窓口で支払った一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合、被保険者に対し高額療養費を支給するものでございます。一般、退職被保険者ともに平成23年度から平成25年度見込みまでの高額療養費の前期、後期の伸び率から平成25年度月平均見込み額を算定しまして予算計上しておるところでございます。

次に、目３．一般被保険者高額介護合算療養費と目４．退職被保険者等高額介護療養費は、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険両方の自己負担を年間で合算した額が一定額を超えた場合に、その超えた額を支給するものでございます。ともに実績に基づき、前年同額を計上しております。

次に、下段の一番下の項４．出産育児諸費、目１．出産育児一時金は、被保険者に出産1人につき42万円を支給するものです。これまでの実績を勘案し71件と算定しているところでございます。

次に、49ページお願いいたします。

項５．葬祭諸費、目１．葬祭費は、被保険者の死亡により葬祭を行った者に3万円を支給するものです。これまでの実績を勘案し100件と算定しております。

次に、款３、項１の後期高齢者支援金等、目１．後期高齢者支援金は、平成20年度から高齢者医療制度が施行したことに伴い、各保険者が現役世代から後期高齢世代への支援金として、社会保険の審査支払機関である社会保険診療報酬支払基金に支払うこととなっております。この、後期高齢者支援金の算定方法につきましては、支払基金において全国の後期高齢者医療にかかる保険給付費の約4割を各保険者が負担することから、平成26年度の被保険者1人当たりの概算額は5万5,107円で算定されておまして、本市の被保険者数1万4,944人に乗じたものを基本額として算定されておるところでございます。

次に、款４、項１の前期高齢者納付金等、目１．前期高齢者納付金等は、65歳から74歳の前期高齢者の方にかかる医療費の不均衡を調整する仕組みで、健康保険組合等の被用者保険と前期高齢者を多く抱える国民健康保険との間で医療費負担を調整するための制度でございます。

この、前期高齢者納付金の算定方法につきましては、支払基金において平成26年度の被保険者1人当たりの概算額79円が算定され、被保険者数1万4,944人を乗じたものを基本額として算定されて計上しておるところでございます。

次に、50ページをお願いします。

中ほどの款6、項1、目1の介護納付金は、介護の給付及び予防給付に要する費用に充てるため各保険者が支払基金に拠出しております。この、介護納付金の算定方法につきましては、全国の介護給付費等の総額から40歳以上65歳未満の第2号被保険者1人当たりの負担概算額6万1,813円と算定され、本市国保の第2号被保険者数5,384人に乗じたものを基本額として算定されておるところでございます。

次に、款7、項1．共同事業拠出金、目1の高額医療費共同事業費拠出金は、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費の発生による国保財政への影響緩和するため、県内市町がその対象額を佐賀県国保連合会に拠出して共同で負担するものでございます。

次の目2の保険財政共同安定化事業拠出金は、県内国保間の保険料の平準化、県内市町の財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり20万円から80万円までの医療費に対し、その対象額を佐賀県国保連合会に拠出して、共同で負担するものでございます。

次に、51ページをお願いします。

款8．保健事業費、項1、目1の特定健康診査等事業費、節7の賃金は、保健師、看護師の資格を持つ臨時職員を雇用し、特定健康診査を受診してない未受診者の方々を訪問し、受診勧奨をするものでございます。

また、地区公民館での集団健診や特定保健指導時の保健師等の賃金を計上しておるところでございます。

次に、節13．委託料の主なものは、個別及び集団健診を佐賀県医師会及び佐賀県医師会成人病予防センターへ委託するものでございます。

なお、この特定健診につきましては、委員会参考資料の11ページのほうに内容等を記載しておりますので、後で見てください。

次に、52ページをお願いいたします。

項2．保健事業費、目1．保健衛生普及費の節12．役務費、節13．委託料は、被保険者に自己の健康管理や医療費に対する関心を高めてもらい、適正な受診による医療保険事業の健全な運営に資するため、年6回の医療費通知の経費とジェネリック医薬品の普及のため、年4回被保険者にジェネリック医薬品に切りかえた場合の自己負担軽減額をお知らせする経費でございます。このことに関しても、委員会参考資料12ページのほうの一番最後のページですが、こちらのほうに内容を詳しく記載しておるところでございます。

次に、委員会資料のほうです。目3．健康推進事業費でございます。

節7．賃金は、訪問指導看護師などの賃金でございます。これは、同一疾病で複数の医療機関に受診している重複受診者や同一疾病で診療日数が15日以上受診している、いわゆる、

頻回受診者を訪問し健康相談や保健指導を行うものでございます。

次に、節13の委託料は、疾病の早期発見、早期予防のため人間ドック検診と脳ドック検診の委託料でございます。実績に基づき計上させていただいております。

次に、53ページをお願いいたします。

款10、項1．公債費、目1．利子、これは一時借入金の最高限度額を22億円と規定しております。

この額を約60日間借り入れした場合の相当額を計上しておるところでございます。

次に、款11．諸支出金、項1．償還金及び還付加算金、目1．一般被保険者保険税還付金、目2．退職被保険者保険税還付金につきましては、所得の構成や社会保険加入により、過年度還付金が発生した場合の還付金を計上しております。

次に、款12、項1．予備費に5,000万円を計上しております。これは、給付費増などの不測の事態に対応するため計上しているものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の御説明をしたいと思います。

委員会資料の36ページをお願いいたします。

まず、款1．項1．国民健康保険税、目1．一般被保険者及び次のページの目2．退職被保険者等の国民健康保険税につきましては、一般被保険者と退職被保険者にかかる医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれの現年度額と滞納繰越額を国民健康保険財政制度に基づき、保険給付費などの歳出財源に見合う国保税を予算計上しておるところでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

款3．国庫支出金、項1．国庫負担金、目2．療養給付費等負担金、節1の現年度分は、一般被保険者の療養給付費から前期高齢者交付金を除いた額に対する医療分、退職者の療養給付費交付金を除いた後期高齢者支援金分、介護納付金のおのおの各32%を国が負担する定率負担金でございます。

次に、目2の高額医療費共同事業負担金は、歳出で申し上げました高額医療費拠出金に対する国の負担金でございます。国及び県は、おのおの拠出金の4分の1を負担することとなっております。

次に、目3の特定健康診査等負担金は、歳出で申し上げました特定健診等に要する対象経費に対する国の負担金でございます。国・県は対象経費のおのおの3分の1を負担することとなっております。

次に、項2．国庫補助金、目1．財政調整交付金の節1．普通調整交付金は、全国の市町

村間の医療費水準や所得水準の格差による財政力の不均衡を調整するため、国が交付するものでございます。

次に、節２．特別調整交付金は、画一的な測定方法によって措置できない市町村の特別な事情を考慮して、国が交付をするものでございます。本市におきましては、結核性疾病や精神病に係る療養給付費等に対して交付をされておるところでございます。

次のページをお願いします。

款４．県支出金、項１．県負担金、目１．高額医療費共同事業負担金は、高額医療費拠出金に対する国と同額の県の負担金でございます。

次に、目２の特定健康診査等負担金は、これも国と同額の県の負担でございます。

次に、項２．県補助金、目１．財政調整交付金は、節が１種調整交付金と２種調整交付金に分かれております。節１の１種調整交付金は主に療養給付等に充てられ、節２の２種調整交付金は、市町が実施する保健事業などの経費に充てられておるところでございます。

次に、款５、項１、目１．療養給付費交付金は、会社を退職した方が社会保険から国民健康保険に移ることによって、市町村国保の財源が急激に圧迫されることを防ぐために設けられたものでございます。退職者医療制度の条件を満たす方については、国保に加入はしていただけますが、退職者の保険税を差し引いた退職者の保険給付費は、企業から拠出され、支払基金が負担することとなっております。

次の40ページをお願いいたします。

款６．前期高齢者交付金、項１、目１の前期高齢者交付金は、歳出のほうで御説明いたしましたように、65歳から74歳の前期高齢者医療費の不均衡を被用者保険と国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度で、支払基金から交付されるものでございます。

次に、款７、項１．共同事業交付金、目１の高額医療費共同事業交付金と目２の保険財政共同事業交付金は、歳出で御説明しました各共同事業拠出金から実際に発生した医療費に応じて59%相当額が国保連合会から交付されるものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

款９．繰入金、項１、目１の一般会計繰入金は、国保事務にかかわる人件費や事務費、低所得者の方に対する国保税の軽減相当分を補填する保険基盤安定繰入金や保険者の責めに帰することができない所得水準が低いなどの特別な事情による、国保財政の負担増に対する財政安定化支援金など、国保制度に伴う法定内の繰入金でございます。

次に、43ページをお願いいたします。

款11．諸収入、項３．雑入、目２、目３の一般、退職被保険者第三者納付金は、歳出で御説明しました交通事故など、第三者の行為によって生じた保険給付費について請求した損害

賠償金の納付金でございます。

以上で、議案乙第10号、平成26年度鳥栖市国保特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

中村圭一委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行いたいと思います。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

小石弘和委員

最初、ちょっとお聞きしたいんですけど、この国保の歳入・歳出の金額を。

中村圭一委員長

もう一度お願いします。（「総額で」と呼ぶ者あり）総額で。（「歳入、歳出」と呼ぶ者あり）

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

国保の歳入と歳出の総額でございますね。

歳入、本年度予算額の総額77億9,544万1,000円でございます。（発言する者あり）9,544万1,000円です。

歳出とも同額ということでございます。

尼寺省悟委員

幾つかお尋ねします。

最初、簡単なやつから、こちら予算書のほうで212ページ。

共同事業拠出金というのが10億8,300万円。243ページを見ると、共同事業拠出金については、一応、入ってくるお金と出るのが一緒になってるんですけども、これはずっとこうなんですか。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

この共同事業拠出金、これ2つに分かれておりまして、先ほど御説明しましたレセプト1件当たり80万円を超える分と保険財政安定化共同事業といって、レセプトで20万円から80万円までの2つの共同事業がございますけど、一応当初予算においては、同額にしております。

高額共同事業に関しましては、国と県から4分の1ずつ入っておりますので、歳入のほうの……（発言する者あり）いや、ということで、まず、一応予算的には、当初予算では、同額で計上しております。

尼寺省悟委員

歳出がふえるということは、歳入ではなくて歳出がふえるということはあるんですか。

この件に関して、国とか県とかお金が入ってくるけれども、その分と歳出と比べてみて、歳出が多くなるということはあるのかということですね。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

この事業に関しましては、佐賀県の市町村だけでやっておる事業でございまして、事務局としまして国保連合会がこの、先ほど申し上げました、例えば、保険財政共同安定化事業で20万円から80万円までのお金が大体平成26年度はこれぐらいかかる、それを各市町に拠出金を出しなさいというわけですね。

その出し方が、まず、過去3年間の医療費の実績割が50%、それと被保険者割が25%、あとの25%が所得割ということで、この大まか260億円ぐらいなんですけど、この分の保険財政、それを案分において各市町にこの拠出金を交付してくださいというわけですね。

今度は、バックのほうですね。

バックのほうは先ほど申し上げましたように、その分の実際に医療費、その年度の医療費の実績にかかった分の59%相当額。これ、なぜ59%相当額と申しますと、国のほうから、国の定率負担金が32%と申しました。それとあと、国の普通調整交付金と特別調整交付金合わせて9%なんです。これ、合わせると41%と、この分を差し引いたところで歳入のほうに交付するようになっておるんですね。

これは、この前の勉強会の時に御説明したと思うんですが、資料はお持ちじゃないと思うんですけど、過去何年かの拠出金ともらった額の、そのリスト、表を（「ああ、はい」と呼ぶ者あり）示しているんですけど、鳥栖市のほうは保険給付費の水準が高いので、拠出した額よりもらう額が多いです。

以上です。

尼寺省悟委員

はい、わかりました。いいです。

次に、211ページに、こっちのほうですね。211ページに国庫支出金が出ております。18億1,600万円ですか、全体が77億9,500万円ですから二十数%なんですね。

私は、国保財政が一番の危機というのは、これだけ弱い国保に対して国がちゃんと面倒を見ていないというところにきています。

かつては五十数%あったと思います。現在は二十数%ということで、半減以下になってるわけですけども。

過去最高の国庫支出金の割合が幾らだったのですかね、過去最高は。鳥栖市において。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

尼寺委員の今言われているのは、国保財政制度における国庫支出金の割合が大体どれぐらいかと。

尼寺省悟委員

過去最高はいくらだったかと聞いとるんですよ。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

ただ、平成20年度から後期高齢者医療制度が新たに導入されまして、国民健康被保険者数から、今まで国民健康保険に入られてた75歳以上の方が出られたわけですね。鳥栖市でいえば7,000人ほど。

それで、今現在、国民健康被保険者数は1万5,000人弱となっておりますけど、その時に、財政スキームを、過去の国保の財政の支出金は私も勉強不足でわかりませんが、今の国民健康保険の財政のシステムは、要するに、そういう被保険——この前の勉強会で申し上げましたように、国民皆保険制度ですので、各保険者から前期高齢者交付金という額が、新たにそういう制度が投入されておるわけですね。

今、国庫支出金は18億円ですけど、この款6の前期高齢者交付金、これは18億円なんですね。ということでの国の公費部分は、おっしゃるように減じておると思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

確かに言われる前期高齢者から来てるけども、前期高齢者の中にも国のね、支出金があるんだから。その辺を全部を計算した形で、全体として見たときに鳥栖市の全体の収入の中に占める国庫支出金の割合は幾らかと。

そして、過去最高は幾らだったか、それを聞いている。

中村圭一委員長

過去最高が、今、わかるかどうかですけど、今現在は、幾らになるんですか。どれぐらいの割合になるんでしょう。

答弁できますか。（発言する者あり）（「あとでいいです」と呼ぶ者あり）じゃあ、のちほど。

尼寺省悟委員

今の関連で、239ページに後期高齢者支援金が8億3,500万円出てますよね。それから221ページ、これ前期高齢者の交付金18億3,600万円ですね。

何を知りたいのかというと、後期高齢者医療制度ができたことによって、鳥栖市の国保財政がどういうふうになったのかと。当然、後期高齢者医療制度ができたんだから鳥栖市にとってみて貢献してると、いうふうに普通思うんですね。

それでね、簡単に言ってしまったら、鳥栖市にとってプラスになるのは前期高齢者から交付金が入るということ。

それから老人医療に対して、今まで拠出金しとったと、これがなくなったということ、こ

れがプラスやね。マイナスの分は、後期高齢者にお金を渡すということと、75歳以上の税収が減ったということ。この四つやね。

それで、このプラスマイナスすれば、後期高齢者医療制度ができたことによって鳥栖市にプラスになったのかマイナスになったのかわかるんですがね、そういう計算をして、実際どうなったのかということはあるですか。それが、今度の予算の中にどういうふうに反映されているのか、そっからどうなのかということわかりますか。質問です。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

国レベルの話を言われておりますが、私ども、この前の決算委員会でも申し上げたんですが、平成23年度と平成24年度の決算を比較してみますと、後期高齢者支援金は、10%の伸びでございます。約7,000万円でした。

一方、医療給付費では6,000万円の一、何パーセントか。そういうふうに若年の若い世代の、要するに、後期高齢者支援金は先ほど御説明しましたように、全国の広域連合が47都道府県にございますが（「ちょっといいですか、ちょっとね」と呼ぶ者あり）……。

尼寺省悟委員

どうして、こういう質問するのかというと、国保がもう非常に、国保税そのものが非常に高いと、ずっと値上げが続いていると、それは何でかということ国保会計がこんなにね、弱体化しているからと。

その中に、国の動向というのが大きく反映されてるわけね。だから聞くわけ。

今の話ですけど、この予算の中では、前期高齢者から入ってくる金が18.36億円、それで後期高齢者の分がマイナス8.35億円だから、10億円、10億円ほどプラスになるわけね。

一方、今まで老人医療に対して大体13億円か14億円ととったので、結果として4億円。この4億円程度が、税収と比べてどうなのかという私のレベルで考えたらこうなるので、あなた方にとってみて、後期高齢者医療制度ができたことによって鳥栖市の国保財政はどうかというふうなことから、計算とか分析とかしたことがあれば教えていただきたい。そういう意味です。

中村圭一委員長

内田次長、簡潔にお願いします。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

簡潔に……、要するに、先ほど申し上げられた18引く10の8億円と言われましたけど、後期高齢者支援金のほうの8億円ですか、そのうち4億は国費が来とるわけですが、五十、五十、国の分が来とるわけですね。

委員会でも説明しましたが、この医療分にこういうふうに分かれているわけですね、支援

金、介護納付金として。ということで、その分には委員のちょっと勘違いだと思うんですが。

あと、先ほどの分析に関しましては、今すぐは私ども、今、答弁を用意していませんし、今の段階では……。

ちょっと、課長補佐にかわります。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

まず、後期高齢者医療制度が始まってから、国保の財政は楽になったのかっていうようなことだと思います。

それで、詳細には、先ほども課長が申し上げましたように分析を行っておりませんので、確かなところでははっきりとは申し上げられませんけれども、今までの経緯から見てみますと平成20年度以前、平成19年度以前の単年度の赤字といいますと、億を超えていたと思います。それが、平成20年度、後期高齢者医療制度が始まりました年度は約1億2,500万円ほどの黒字になっておると。

それ以降についても、1億円以上の単年度累積赤字が出ていないというふうなことで、確かに、平成23年度まで医療費がかなり伸びておりますので、その分で財政は厳しくなっておりますけれども、後期高齢者医療制度がなければ、それまでの単年度の赤字が億単位であったことから考えますと、若干、後期高齢者医療制度に変わったことによって、幾らかは楽にはなっているんじゃないかということで、税率等の改正におきまして平成17年度に実施をさせていただいてから、それ以降、昨年、平成24年度、そこまでは上げなくてある程度過ぎたと、これたということでございますので、そういう意味からして、後期高齢者医療制度に変わったことで、幾らかは楽になっているんじゃないかというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

中村圭一委員長

その程度の答弁でいいですか。

尼寺省悟委員

いろんな国保のね、本読んでみると、確かに、後期高齢者医療制度によって国保財政がよくなったところもあるし、悪くなったところもあると。それぞれの市町村ではそれぞれで分析する必要があるというふうなものを讀んだことがあるったいね。

そういった意味で、よくなったと思われるという答弁やけどもね、やっぱり、今すぐとは言わんけども、ちゃんと分析して、こうだというのを出示していただければと思います。

次です、224ページですね。ページ数をしっかり見ますのでね。

224ページに一般会計からの繰入金約4億円あるわけですね。これは、いわゆる制度内

の繰入金ということですね。

私どもは、一般会計からの繰り入れ、制度外の繰り入れをすべきだということを、ずっと一貫して言ってきたわけですね。何でもかっちゅうと、しない限りは国保の赤字が続いて、結果として増税、値上げというふうになってくると。

ただでさえ高い国保税が高くなる、これはいかんということで、これを防ぐためには今の現状の中では、一般会計から制度外の繰り入れをしてやるべきだと、そういったことを再三言ってきたわけですね。

その時に、あなた方は、いつも理由を言われるわけです、理由がありませんというふうな理由を幾つか言われる。その一番のその端的な理由がね、こう言われるんですよ。要するに、制度外からの一般会計からの繰り入れは、保険給付の対象者でない者の負担を求めることになり、受益者負担の原則から適当ではないと。要するに、一般の鳥栖市民は、国保だけじゃなくてほかの被保険者、会社の組合、健康保険とか入っていると、そこにお金をやっているのにまた国保からね、国保に税金を入れるちゅうことは二重に取られると、だからいかんとそういう言い方されるわけですね。

そんなこと言うんだったら今の制度内繰り入れはどうなのかと。

これ、ちゃんと鳥栖市の税金から国保にまわってるわけでしょう、違うと。だから、この理由は私は当たらんと思うけども、どうですか。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

6月の一般質問で、尼寺議員の御質問にもその件に関してはお答えしましたように、国のほうでは、先ほど申し上げました一般会計から繰り入れる分の法定内の繰り入れは、認められておるわけですね。

しかしながら、法定外の繰り入れについては、それはやはり、財政規律と社会保険の方式とする国民健康保険の規律をある程度危うくするということで、その辺は一般会計から今年度も4,000万円補正で繰り入れしておりますが、それは、答弁でも申し上げましたとおり各市町の状況、方針に応じてなされるものでございますので、今、現時点で鳥栖市の方針としては、平成19年度以前の累積赤字に対しまして、一般会計から繰り入れするというところになっておるところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

私が質問したのはそういうことじゃあないって、違うって。

あなた先走って答弁しとるって、違うって。

あなた方は、私が一般会計から制度外の繰り入れをせろと言った時にね、その理由として、

今言ったことを理由にして挙げるから、これおかしいんじゃないかと言ってるわけです、ね。こういったこと言うわけでしょうが。何で、一般会計から繰り入れしたらいいのかと、制度外の繰り入れしたらいいのかと言うたら、いや受益者負担の原則から適当でないと、そういう言い形をずっとしよるわけでしょう。だから、この言い方おかしいんじゃないのかと。こんなこと言うべきじゃないと。

そんでね、もういっちょ言うならばね、もう鳥栖市は、一般会計の制度外の繰り入れを毎年4,000万円しとるわけですたい。ルビコン川渡ったわけですたい、ルビコン川をね。

だからね、こんなことを理由に言うんじゃないくてね、もし、理由を言うなら財政上の問題から一般会計から繰り入れできませんと言ったらわかるわけですよ。

そうじゃなくて、一貫してこんなこと言うからね、ううんて思うわけ。だから、一般会計から繰り入れをしない理由として、私はこれは不適當だと。こんな言い方、もう、すべきじゃないと、そういうふうに言ってるわけ。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

国保特別会計におきましては、本来その中で、会計内で歳入・歳出、当然、賄うべきものだということで、特別会計はつくられていると思います。

その中で、一般会計からの繰り入れっていうものにつきましては、国保の現状からして非常に構造的な問題もありますし、そういったことで、何らかの支援が必要だということを国のほうで判断をされまして、やむを得ず、この程度までは繰り入れをしていいですよというのを法律で定められたというふうに考えておりますので、現在行っている繰り入れにつきましては、やむを得ず繰り入れをするものということで、ここを無制限にするということにつきましては、先ほどのうちのほうの見解でございます、被保険者以外の方に負担をしていただくということの是非についてが、国のほうでも考えられると思いますけども、そういう趣旨であくまでもこの繰り入れにつきましては、やむを得ず繰り入れをしているということで、本市における法定外繰り入れにつきましても、平成20年度に制度が変わりまして、被保険者の年齢構成が変わっております。

そういう中で、現被保険者について、以前の昔から、以前からある累積赤字を今の被保険者の方に御負担していただくうちゅうことは非常に適正でないということで、この分についてもやむを得ず市全体の一般会計のほうのお金を繰り入れをさせていただいて解消するというようなこと、これも、やむを得ずやっているということで御理解をさせていただいているということで考えているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

要するに、そうなん。やむを得ずしとるんよ。

何で、やむを得ずしとるかっちゅう理由がさっき言ったね、国がね、本来ならばちゃんとやるべきお金をやってないそこにあるわけですたい。それで、ついでにこう言うとりんですけどね、制度外の繰り入れをしているのはね、別に国保だけじゃないんです。下水道会計だっけ入ってるんよ。あすこは9億円ぐらい、今は違うけどもね。

全くの赤字補填ちゅうことで、国保だけじゃないんです。

それから、質問しますけどね、限度額、最高限度額ね、高額納税者に対しては60万円か70万円かで打ち切ってあとはなってるんですね。その金額はトータルでどれぐらいあるんですか。

本来ならば、線を区切らなければね、当然入ってくる税額、要するに、高所得者の税額ちゅうのはどれぐらい、大体でいいですが。

中村圭一委員長

今、答弁できますか。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

今議会で御質問されとったばってん、答弁できなかった分の内容ですので、答弁書を見ながら御説明したいと思います。

2億3,000万円です。

尼寺省悟委員

2億3,000万円あるわけですね。

本来ならば入ってくる金が、しかも高額所得者ね。それで、今回の値上げによって、前年度、増資をした金額は幾らですか。

〔発言する者なし〕

中村圭一委員長

課長補佐、答弁。

どっちでもいいですよ。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

保険税のほうで1億8,000万円の引き上げ分ということです。

尼寺省悟委員

1億8,000万円ですよ。

さっきの限度額をしないでもしできたら、当然その分が入れば、税額上げなくてもよかったというふうな形になる。何も私はね、限度額を取っ払らえと、そんなこと言ってるわけではないんですね。この金額を線を引いたことによって、この負担が結果的には、一般の低所

得者に対して負担をかぶせるということになるわけですね。なってるわけです。引き上げということ。

だから、少なくともこの分については、その責任は一般にあるわけじゃなくて、やっぱり実際あるんだからこの分については一般会計から繰り入れをすると、こういう考え方もあるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

限度額の考え方につきましては、詳しいところは私も、まだ、勉強不足なんですけれども、医療を受けるものの対価として、ある程度の限度額を決めとくってということで限度額が決まっているということだと思います。

そういうことから、所得割率を単純に掛けたものを保険税としてするのではなく、上限を決めた上で税率を決めるというふうな形になりますので、その限度額を超えた分が——確かに2億円を超えてはおりますけれども——その部分は、もう最初からないものというふうなものの考え方で賦課のやり方が決められたものではないかというふうに考えておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

尼寺省悟委員

全体の、本年度の予算の国民健康保険税は予算20億円なんですね。20億円の中に、限度額というのは2億円と、1割と。前から言ってるように、限度額をね、設けるなど、そんなこと言ってるわけじゃない。

特に国保の場合、この分が余りにも多過ぎるとそういった意味で、この分については一般会計で負担せよと、そういう言い方してるわけ。

これについては、もう答弁は要りませんで、そういったこともひっくるめてみてね、やはり私としては、一般会計からの繰り入れはね、こんな4,000万円じゃなくて、もっとして、市民の負担をやっぱり減らすべきだと思います。

最後にもう1点だけですが、234ページに、療養給付費が出ております。

それでね、正確な年次忘れたんですが、診療報酬が改定になったことによって平成21年から平成22年にかけて赤字になったんですね、大きく。その分が響いて国保会計の大きな影響を与えたわけです。

私はこの分について、国のほうで診療報酬改定ってやったんです。であるならば、この分が国保会計に対して当然大きな影響を与えるちゅうことはわかってる。

それを、そのままほったらかしにして、みんなに負担を求めるちゅうのおかしいであって、普通、こういった場合に対して、国のほうから上げましたと、だから、あんたどん大変でしょうからということで、お金が入るとそういった仕組みちゅうのはないんですか。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

今、委員御指摘の分は、平成22年度の診療報酬改定だと思います。

その時、民主党政権ですね、その前に産科に妊婦が行ったけど診られなかったとか、いろんな、舛添さんの時やったですかね、いろんな救急体制とかが問題になった時に、民主党政権になって手厚く、平成22年度診療報酬回答を行った結果、各被保険者の医療費給付増になったことがございます。

この件に関しましては、中央社会保険医療協議会で、2年に1回の改定が審議されており、今回の平成26、27年度も消費税が導入されることにより、この分の消費税がどう、診療報酬は非課税ですので、お医者さんたちが、要するに、転化することができないわけですね。患者さんから診療報酬、消費税取れないので。

だから、診療報酬のとき、国はそれにオンさせた上で診療報酬改定をやるので、今回の診療報酬改定においても、その分と全体で、あと診療報酬の本体と薬価といいますか、調剤のほうですね。この差し引きで全体で0.1%の上げ幅になっておりますけど、国のほうはこの中の金額の大枠については国で決めるんですが、あとの中身についての、細かい内容については、今、やっと新聞等で出てきている状況でございます。

この分の補填につきましては、私どもは、要するに、もうこういうふうに、2年に1回は改定がある、大体減額じゃない改定があるわけでございますね。

2年に1回じゃあ国民健康保険は上げられるのかということ、そういうことはできないので、私どもは国・県等に、全国市長会、九州市長会、私どもが属する九州都市国保協議会などで国に対して公費負担を要望しておるところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

結局、具体的にはないということですね。

そういった、診療改定があった時に、国保に対して打撃を受けたということに対して、それに対して手当てをすると、そういった仕組みはないということですね。

それで、もう質問しませんけどね、国保といたら、非常にこう、赤字が続いてると、大変だ大変だと、それはね、あんたらが病院に行くからだと、年寄りがふえたからだと、そういうふうな言い方をするせいもあるけども、多くのところやっぱり違うと、制度の問題としてね、国の問題とかいろんな要素が絡み合っただけでこうなっているんだと。

特に国がね、本来ならば国保に対して、もっともっと支援すべきところをしてないと、そういうところに問題点があるんであってね。

その辺もちょっと考えんとね、単に老人医療がどうのこうのだけじゃね、解決できんとい

うところがあるということを言いたいだけです。

終わります。

古賀和仁委員

委員会資料の39ページ。

財政調整交付金、県の支出金で、1種、2種それぞれあるんですけども、この金額が年度によってかなり極端に上がり下がりするという、この原因というのはどの辺から出てくるわけですかね。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

この、県の1種調整交付金、財政スキームで申し上げますと公費50、あと保険税50のスキームがございますんですけど、そのうち、50のうち32が国の定率、それと9が41、先ほども申しあげましたですね。それで41で、国のほうですね。あとの9、9で50なるんですけど、この9%がこの1種市と2種で使ってるでございます。

これの1種調整交付金と2種調整交付金の、要するに、療養給付費等に対するその9%ですね。

それで、この1種調整交付金と2種調整交付金、各都道府県で、その率に関しましてはいろいろございますけども、一応、1種調整交付金に関しましては佐賀県の場合は、そういう療養給付費には5%、それで、1%はそういう市町村間の調整に使うと。

2種調整交付金は、ここにも書いてございますが、そういう安定化に要する事業の実施とか、そういう安定化というのは要するに保健事業とか、そういう、この前も申しあげました、例えば、一般会計に繰り出してありますいろんな事業に対する経費ですね。この中に、これが3%ございます。

さっき、5%、1%が1種で、3%が2種なんです。この3%の2種の中に、先ほど言う保健事業、これらの中に、また、人間ドックのああいう保険事業などの分も経費も、私もここで、この資金を利用してやっておるんですが、この2種調整交付金の中にも一つ、広域化支援対策事業というのがあって、それが元で1%ふやされて、こういう3%になった経緯があるとばってん、前年度が——おっしゃってる質問は、1種調整交付金が3億1,892万円か2億4,200万円になったとこの差を言っておられるわけですよ。その辺が、県の、先ほど言った率の勘案した……、県内の中で県のほうが、やはりさじ加減でやるもので、うちのほうでは療養給付費の分をふやしてほしいんですが、この辺は県のほうの調整の、県内を見合ったことで、増減が毎年あってくるという状況でございます。

古賀和仁委員

1種は少なくなって、2種はふえたと、まあトータルでは一緒になっているわけですよ、

トータルの金額では、ほぼ6%と3%、大体。

6%と3%で平成24年度でそういうふうな説明で、今、違うと思うんですけど、それで、このことが実際に、今度……、何でこういう質問しているかという保険の――要するに、いろんな事業やる場合に何かの影響が出てくるのかどうか、この辺をお尋ねしているんですけど。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

もちろん、先ほど申し上げました今、1種と2種の負担割合は、原則的には5%、1%、1種、3%が2種となっているんですが、その中で、要するに、もう一つ広域化、先ほど連携事業と申し上げましたが、これが保険財政共同化事業とも関係してきます。

例えば、ざっくり申し上げますと103円拠出してました。しかし、入ってきたのは100円でしたと、3%入ってきたより出が多かったですよ。そうしたら、広域化連携事業のほうで、この調整交付金を使って、この3%上がった上の分は補填してやろうというのがあるわけですね。広域化支援化、県が策定しましたけど、方針中で。

そういうのが個々、年度年度で変わってきますので、ただ、おっしゃるように総額的には基本は9%ですので、合わせてということでございますけど、よろしいですか。

以上です。

中村圭一委員長

影響ないということですか。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

全く影響がないっていうことはございませんけれども、一応、予算を立てる上では、理論上の9%ということで計上をさせていただいております。

実際のところは、そういったことで国から県のほうにその交付金の分は来まして、県でどのように使うかっていうのは決めていくということで、今現在、広域化から都道府県化になりますけれども、そういったものにかかる費用についても、そこの中から使っていいというふうに国のほうになっております。

そういったことで、広域化に向けて使われたお金につきましては、療養給付費への財源にはなりませんので、その辺については若干厳しくなるのではないかと、本来、担当者のほうからの要望ではありますけれども、本来、療養給付費の割合について、交付されるものでございますので、療養給付費として使っていただき、広域化については、別枠で国のほうからの支援をしていただきたいというふうには思っているところではございますけれども、現状、国のほうの方針としましては、その調整交付金の中から広域化にかかる費用は使っていいというふうなことで、今現在進められているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

総額50%が全体の負担ということで、国・県の負担ということで、その中の、療養費の中のパーセントというのはわかるんです。

ただ、そこに一応いろんな形で出てますから、それに対する制約という、それはなくして使えるということで理解していいわけですかね。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

なくして使えるという意味が、ちょっとわかりません。

古賀和仁委員

この交付金、県の交付金の目的は、そんなに考えなくて、あくまでも療養給付金の中で使えるというふうに理解していいわけですかね。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

繰り返しになりますが、1種調整交付金は大体、療養給付費に対してするものが主なものです。

2種は、先ほど申し上げた保健事業等に使えるものが主なものです。

そういう振り分けがあるということです。（発言する者あり）そうですね、おのおの1種と2種で分けておるところでございます。

中村圭一委員長

よろしいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

はい、ほかに。

小石弘和委員

ちょっと簡単な質問ですけど、国民健康保険の本市の加入率ですかね、何所帯で何人、それから他の保険ですかね、社会保険とかいろいろ、その割合がわかればですね。

それから、今、よく出てくるジェネリック薬品ね、薬を扱うようになった理由と使えるようになったのいつ頃からかというようなことですね。

それ、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

中村圭一委員長

ジェネリック医薬品、245ページについて。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

まず、国民健康保険の被保険者の加入率でございます。

平成24年度しかわかりませんで、申し上げますと世帯数でいきまして全体の世帯数が2万7,954世帯の中で、国保世帯が8,768世帯、加入率にしまして31.4%でございます。

それで、これを被保険者のほうでいきますと、鳥栖市の平成24年度の人口が7万955人の中で、国保の被保険者は1万4,994人、加入率にしまして21.1%でございます。

過去からの推移を見てみますと加入率、世帯数、人口ともに減少傾向でございます。

ジェネリックにつきましては課長のほうから。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

ジェネリック医薬品、いわゆる先発医薬品に対する後発医薬品のことでございますが、これがいつから始まったか私のほうもお答えできないんですが、国のほうでは平成19年度から平成24年度までをジェネリック医療使用促進のアクションプログラムというのをつくられてまして、その時の国の目標値が、全医薬品に対する30%以上を後発医薬品を使ってくださいというのが、平成19年から平成24年度のアクションプログラムでした。

次に、平成25年度から平成30年度が、要するに、ジェネリック薬品としても後発医薬品がない薬品もあるわけですね。全体の医薬品中で後発医薬品があるものとないものがあります。

だから、全体の医薬品の中でのパーセントは、やはり世界基準に合わないということで、平成25年度からさらなる使用促進のためのロードマップというものを平成25年4月から厚労省は出しておりまして、その目標としますのは、後発医薬品のうち60%以上の目標値に変わっております。

ちなみに、鳥栖市の場合を平成25年の10月調剤分のレセプトで、数量ベースで申し上げますと、鳥栖市の全体利用率では31.6%、後発医薬品の中では50.0%の高い数字を示しておりますところでございます。

昨年の平成24年12月よりはおおの、全体利用率で0.4ポイント、後発医薬品のみでは1ポイントアップしてるところでございます。

以上です。

小石弘和委員

先ほどの本市の国保の加入率は21.2%ですね。

要するに他の保険というのはわからないわけでしょう。社会保険が何パーセント、組合保険金が、要するに、幾らというふうなことはわからないでしょうかね。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

これも、勉強会のほうでは御説明したんですけど、地域保険にはなっていませんので、佐賀県の中で保険者協議会というのがございまして、その中での数字は、国保連合会では、把握していると思うんですが、本市の中で国保の被保険者数は、今、先ほど提示できるんですが、ほかの健保協会に入っている方、通常健康保険組合に入っている方とか、いろんな各種保険、私ども地方公務員の共済とかいろいろありますが、その鳥栖市内の部分は私ども把

以上です。

それから、先ほどのジェネリックですかね、後発の薬と、要するに、効用があって、その効能ですか、効き目が違うんじゃないかというふうなことをたまにお話を聞くんですけどね、ちょっとその辺が、わかる範囲で、どうしても効き目が、その少ないんじゃないかというふうなことをお聞きすることがあるんですが、その点がわかれば。

一応、国のほうで後発医薬品、認定いたしまして、効能は、先発医薬品とかわらないと。もし、それでいろんな……、先発医薬品もそうですが、事故等あれば保険といいますか、そういうのが完備されておるといことです。

ちなみに、まだ、世界の比重に比べて日本の後発薬品の数量ベース、金額ベースにしても低い率になっております。価格にしても後発医薬品の会社が、今、結構出てきましたけど、まだ、全世界に対しては、世界的には、後発医薬品が2割、3割の価格なんですけど、日本の価格は6割、7割ということです。

今回、私が国保実務か何か読んだ時は、その分の後発医薬品の単価を下げるような物を読みましたけど、以上です。

まだ、質問あると思いますが、15分まで休憩をさせていただきたいと思います。
休憩します。



それでは再開いたします。

質疑ある方は挙手をお願いいたします。

私もジェネリックについて、質問をしたいなと思ってまして、お聞きをさせていただいた

いというふうに思いますが、先ほど、鳥栖市の場合が全体で薬価の約全体で31.6%、後発医薬品については50%の高い数字を鳥栖市は出ているということでお話をいただきました。

それで、なぜ、鳥栖市がそういういい効果というか、いい結果を生んでいるのか、鳥栖市としての市民に対する広報のやり方がこれまでジェネリックが出てきた中で広報のやり方がよかったのか、それとも医師会との協力関係で、そういうお願いをした中で双方向にいい連携が取れて、そういうふうな普及活動が進んでいるのか、その辺をわかる範囲でよかったですら教えていただきたいと思います。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

このジェネリック医薬品の普及につきましては、国のほうも医療費の適正化事業ということで、まず4つ推奨してます。

まず、ジェネリック医薬品の推進に関して、そういうシールなり、そういう使用を促進するようなものを、カードとかを配布しなさい。

もう1つは、ジェネリック医薬品の差額通知を実施しなさい。

あとは、先ほど申し上げました医療費通知を年6回出しなさい。

それともう1つは、重複、頻回受診者の保健指導を実施しなさい。

この中でジェネリック医薬品が2つ入っているわけですが、この佐賀県の中においても、鳥栖東部地区のほうは、鳥栖三養基医師会というふうなくくりになっておりまして。

ただ、全体に言えることは佐賀県の中でもこのジェネリック医薬品の促進、先ほど小石議員さんからありましたが、使用に関して疑念を持たれてるお医者さんもいることも確かでございます。

先ほど申し上げましたジェネリック医薬品の差額通知等事業は、鳥栖三養基地区はやっておりますが、佐賀市の医師会のほうではやられないと。そういうジェネリック医薬品の推進は、ある方によれば医者の方せん侵害だという方もおられます。

それで、私どもは其中で、鳥栖市地域の中では佐賀県と比べてジェネリック医薬品の使用率がいいものだと考えておるところでございます。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

以上です。

中村圭一委員長

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

わからないことを聞いてもいいですか。

一つお聞きしたいんですけど、41ページの繰入金で右側のほうに、財政安定化支援事業繰入金というのがあるんですけど、これはどういう内容というか、わかりますか。教えてください。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

財政化安定化支援ということで、5,000万円計上されてある分だと思います。

これは、地方交付税として国民健康保険のほうを支援するということで、地方交付税の中の算定の一つとして上がっているものでございます。

詳細につきましては、保険者の責めに帰することができない特別な事情、すなわち被保険者に低所得者が多いことや病院の病床数が過剰であるために医療費が高いこと、限定的に一般会計から繰り入れるを認める、というふうになっております。被保険者の応能保険料負担能力が特に不足していることと、病院の病床数が特に多いこと、それから、被保険者の年齢構成が高齢者に至っていること、この3点について算定式がございます。

この算定式に合わせて計算した額で、大体5,000万円程度になるということで、この5,000万円につきましては地方交付税として全体の中の一部でございますけど、そこで来るということで、その分について、国から地方交付税として来ますので、その分を国保のほうに繰り入れをするというような内容でございます。

よろしいでしょうか。

飛松妙子委員

ありがとうございます。もう一つ聞いていいですか。

割合ってというのは、鳥栖市はよそと比べてどういうものかというか、おわかりになりますか。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

他の市町との比較は行っておりませんので、鳥栖市がどうなのかっていうことは申しわけございませんが、わかりませんけれども。負担能力につきましては、鳥栖市の被保険者の所得水準、これが鳥栖市の場合は国保被保険者の方について言えば、さほど高い状況ではございません。

県内でも中位程度ぐらいで、市全体で申し上げますと、東部の鳥栖市のほうはかなり所得水準は高いんですけども、国保被保険者に関して言えば県平均並みの所得水準でございます。

そういったことからもらえますし、病床数につきましても療養型病床数が県内平均しましても1.5倍と病床数が多いということにいただいていると。

それから、年齢構成が高齢に偏っているということにつきましては、65歳以上の――前期

以上でございます。

ありがとうございました。

以上でございます。

詳細につきましては、関係課長より説明をさせていただきます。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

それでは、議案乙第11号 平成26年鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

委員会資料の57ページをお願いいたします。歳出の主なものについて御説明いたします。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、節12. 役務費は、75歳になられる年齢到達者に対し保険証交付や保険証の更新などの郵送料でございます。

次の項2. 徴収費、目1. 賦課徴収費の節12. 役務費は、納付書、口座振替領収書、督促状や催告状などの郵送料でございます。

次のページをお願いいたします。

款2、項1、目1. 後期高齢者医療広域連合納付金は、一般会計から繰り出されました広域連合に対する共通経費の負担金や後期高齢者の低所得者の方の保険料軽減の保険基盤安定負担金、また、保険料負担金を佐賀県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

次に、款3. 諸支出金、項1. 還付金及び還付加算金、目1. 保険料還付金、目2. 還付加算金につきましては、所得の更正などにより、過年度還付金が発生した場合の還付金を計上しております。

次に、歳入のほうを申し上げます。

54ページをお願いいたします。

款1、項1. 後期高齢者医療保険料、目1. 特別徴収保険料は、一定以上の年金受給者からの特別徴収分の保険料収納額でございます。いわゆる年金からの天引きの分でございます。目2の普通徴収保険料につきましては、納付書などで納付された保険料収納額となるところでございます。

次に、下段の款3. 繰入金、項1、目1. 一般会計繰入金は、先ほど歳出で申し上げました広域連合に納付する共通経費負担金などを含む、一般管理費の事務費や保険基盤安定負担金分でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、款5. 諸収入、項2. 償還金及び還付加算金、目1. 償還金は、歳出で申し上げました保険料の還付金が発生したものを広域連合から受け入れるものでございます。

以上で、議案乙第11号の説明を終わらせていただきます。

中村圭一委員長

説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ごめんなさい、一つ私のほうからの提案ちょうかお願いなんですけども、国保もそうですが、この後期高齢者も部長が最初に御説明されているような、この予算書でいくと15ページとか、21ページとかの内容をちょこっと最初に載せていただくと総額がわかるかなあというんで、今後の書類のつくり方としてお願いを申し上げていいよかですかね。小石議員も聞かれてたようにですね。

今、言いよる意味わかりましたか。（「資料の」と呼ぶ者あり）

この委員会資料の、それぞれの特別会計の表紙的なものを付けてくださいという、そうすると、もっとわかりやすくなるんでということで、よろしく願いいたします。（発言する者あり）

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

善処します。

古賀和仁委員

一番最初の総額で6.7%伸びてるっていうことですけど、当然、75歳以上でかなり医療費が伸びた。そのうちの半分、後期高齢者の中の半分は負担するというふうな、さっき聞いたんですけども、国から半分、市から半分ということで。

当然、これに対する対策、どういうふうなのが適切なのかですね。（「対策って」と呼ぶ者あり）

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

まず、先ほど部長のほうで申し上げました歳出増の理由は、後期高齢者広域連合納付金の増加ということで、広域連合は、介護保険組合もそうですが、介護保険組合は3年に1回の財政運営の見直し、後期高齢者広域連合は2年に1回、財政運用を見直なさないと、おのこの法律によって規定されておるわけですね。

今度の平成26年度、平成27年度は、広域連合は保険料率を改定しております。保険料率ですね。その分のことがあって増加しているものと思われます。

この増加に関しましては、国保もそうですが、要するに医療費は、これをまた申し上げますと（聴取不能）ですけど、要するに、1人当たりの医療費の増加と高齢者が、少子高齢化で高齢者が増加することにより、これはもう、いかんともしがたく医療費は上がっていくわけですね。

後期高齢者広域連合は、今、佐賀県の中で1,200億円です。11万5,000人被保険者数がおりますが、75歳以上の方がですね。だから、月に100億円医療機関に支払ってる状態です。これは今後、少子高齢化で高齢者はふえていきます。

まず、この被保険者数の増と先ほど来ありましたが診療報酬の改定等で増があれば、これ

はもう、いかんともしがたく高齢者の医療費は増加していくと。

これに対する対策というのは、国保も医療保険者にとってもそうですけど、地道に特定健康診査とか、今やってる40歳以上からの生活習慣病に着目した、そういう疾病に関してはそういうことに気をつければ後期高齢者になっても、そういう医療費、そういう病に至らないと、そういう重症化しないというようなこととするしか最終的にはないんじゃないかと考えております。

以上です。

古賀和仁委員

非常に、答えにくいとはわかりますけれども、要するに、予防まで含めて元気で、人間、最終的には、極端に言えば120歳までは生きることができるというふうに生物学上はなってるたいね。

ただ、いろんな病気とかしますから、ただ、病気しても極力、寝たきりになったりしないような予防策が当然必要だと思います。

そのための施策というか、そういうのをやっていかなければならないということで、ぜひ、その辺も含めてやっていただきたいと思います。

答弁要りません。

伊藤克也委員

54ページの、単純だと思うんですが教えていただきたいと思ひまして、目の1と2で特別徴収と普通徴収というふうに分けられ、わざわざ分けられているんですけども、これって例えば、1．特別徴収は年金天引きって今おっしゃいまして、普通徴収は納付書でっていうことなんですが、何か、特別徴収の場合は多少優遇されているのか。

それとも年金等を受け取られてないがために普通徴収という形で納付書でっていうふうなことで分けられているのか、その辺を、事情を教えてくださいと思います。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

まず、先ほどの説明の中で特別徴収のことは一定以上の年金受給者の方と申し上げましたが、この一定の方の内容が年間18万円で月額1万5,000円以上からの方は、特別徴収義務者となります。

それ以外の方はあと、口座振替とか納付書が送られたもので払う普通徴収になります。

この割合は、後期高齢者医療保険者の、本市の場合ですが、特別徴収の方で大体平成26年1月末現在で5,579人、普通徴収の方で1,313人、計の6,892人の方ですね。

金額ベースで申し上げますと大体5億4,653万7,000円が――これ特別徴収の調定額なんです――特別徴収分が3億5,000万円、普通徴収が1億9,400万円の、大体率にすると65対

被保険者数の割合でいきますと、82対18ぐらいの比率と、特別徴収のほうは82、18が普通徴収というようなことになっております。

中村圭一委員長

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

以上です。

伊藤克也委員

小石弘和委員

先ほど、佐賀県の10市10町ですか、約1,200億円と言われたが、数字的には1,172億円ぐらいじゃないですか。

約は付けとかんと、これ議事録に残ると思うんですけどね。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

私の記憶違いかもしれません。

平成25年度の決算で、大体1,180億円ぐらいだったと思います。約と言って1,200億円と申し上げたつもりでした。

以上です。

小石弘和委員

いいです。

中村圭一委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

はい。なければ、議案乙第11号に対する質疑を終わります。

準備のため暫時休憩をさせていただきます。

午前11時33分休憩

~~~~~



た。

出動についてもう少し述べますと、先ほど、内科小児科系と外科系の２人体制と申し上げましたが、外科の医師は９時から２１時まで通して１人でございますが、内科小児科の医師は、昼・夜交代で２人出動していただいておりますので、１日の出動医師は延べ３人ということになります。

このような状況を踏まえまして、医師会のほうから小児科の受診が多いため、小児科の充実、大学病院からの小児科専門医の派遣、出動医師のローテーションを確保するために診療時間の変更等の提案がございました。

そこで、休日救急医療センターのあり方を抜本的に見直すために、市及び医師会との間で作業部会を立ち上げて協議を重ね、次のような改正案がまとまりました。

まず、一番目でございますが、診療時間を９時から１９時とする。これにより、内科小児科の医師も９時から１９時まで１人で通しての出動が可能となり、将来的に医師会員の数が減少することに対応できるものでございます。

次に、診療体制は、月に１回は内科と小児科として、ほかの週は内科と外科といたします。これにより、小児救急については現在より改善されるものと考えております。

次に、休日救急医療センターのバックアップとして開院している二次医療機関も９時から１９時といたします。

次に、８月１５日は廃止して１２月３１日を加えます。これは、現在８月１５日に多数の医療機関が通常診療を行っておりますので、８月１５日を廃止し通常診療の少ない１２月３１日を新たに加えるものでございます。これにより、年末年始の救急医療体制がより充実すると考えております。

次に、１２月３１日を新たに追加いたしますので、現在、正月の出動日当が平常の５０％増してございますので、年末の日当も５０％増しとし、ゴールデンウィークを３０％増しとします。これは、出動医師確保のためでございます。２１時から１９時へ短縮した２時間分の日当は削減するものでございます。

次に、久留米大学からの小児科専門医師の派遣要望でございますが、小児科の受診が多いので要望いたしまして、実現すれば医師会の小児科の出動と合わせて、月に２回が内科と小児科の体制になるものでございます。

これらの運営体制につきましては、診療時間と診療につきまして市の条例事項でございますので、本議会に条例の改正案を上程したものでございます。

では、議案書のほうをお願いいたします。

改正条文でございますが、本条例第４条第１号中、「８月１５日」を「１２月３１日」に。また、



同条第2号中、「午後9時」を「午後7時」に改めるものでございます。また、施行日は7月1日でございます。これは、市民への周知、広報期間を確保するためでございます。

提案理由は、診療日及び診療時間を改正したためでございます。

以上で、説明を終わります。

#### **中村圭一委員長**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

#### **尼寺省悟委員**

医師会と相談してということなんで、診療日は8月15日をやめて、これは理解できるんですが、時間ですね。現在、午前9時から午後9時までと、これを2時間早めて午後7時までと、しかも二次医療機関もそうだということなんですが、この2時間早くしたことによって影響が出てくると思うんですが、その辺はどういうふうな検討をなされたんですか。

#### **井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

当然、2時間短縮いたしますので、それなりの影響は当然出ると考えております。

ただ、2時間縮めるということで、先ほど申し上げたように医師会のこれからの将来的な出動医師のローテーションが確保できるという利点の一つということでございます。

昼間は、大体1時間当たり5人ぐらいの患者さんがいらっしゃいます。縮めるこの、19時から21時というのが1時間当たりに2人ぐらいございます。

ですから、その方については、当然、影響は出ますけれど19時以降につきましては、先ほど申し上げましたが、小児科につきましては久留米市の聖マリア病院のほうで広域の小児救急が365日開設されているということがございます。

あと、内科、外科につきましても市内の県指定の救急医療病院がございますので、そちらのほうで対応ができるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

まあ、1時間で2人と、2時間だから4人ぐらいと、だから基本的に毎日、毎日よね。（「土、日」と呼ぶ者あり）毎日やないんか、ごめんなさい。（「休日」と呼ぶ者あり）休日だから違う。

4人ぐらいの方については、午後7時以降来た人方については、久留米市の聖マリアとか行ってもらおうということになるわけですね。それで大丈夫だと。

もちろんあれよね。その場合には自分で行くわけよね、当たり前のことやけどね。それでよかろうということですか。そうですか、はい。

## 松隈清之委員

二次医療機関も充実するって言われたんですよね。それは、違ったんですか。今、説明の中でですよ、説明の中で。

**井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長**

二次医療機関、要するに、輪番制の二次医療機関というのは特に充実はございません。今までどおりでございます。

時間が短く、休日救急の開設時間に合わせて、輪番制のほうも短くなるというだけでございます。

**中村圭一委員長**

よろしいですか。

ほかに質問ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

なければ、議案甲第1号に対する質疑は終わります。

準備のため、暫時休憩させていただきます。

午前11時46分休憩



午前11時48分開議

中村圭一委員長

再開します。

~~~~~

陳情第6号 要望書（グループホーム事業の円滑な運営について）

中村圭一委員長

それでは、陳情第6号 要望書（グループホーム事業の円滑な運営について）の協議を行います。

本件について、執行部から説明をよろしくお願い申し上げます。

古賀達也社会福祉課長

要望書のほうをお願いいたします。

今回、グループホーム事業所協議会のほうから要望書が出されておりますけれども、これにつきまして、4行目のところでございますけれども平成18年度の介護保険法の改正によりまして、グループホーム事業は地域密着型サービスとして位置づけられております。

また、このグループホームでの事業所指定等につきましては、本市におきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合のほうで指定を行っておるところでございます。

その下の段落になりますけれども、真ん中ほどでございます。

地域密着型サービス事業は、その管内に居住する方々しか利用できませんというのが原則——地域密着型でございますのでそういう原則でございます。そういう関係で、今回の要望は、そのあとでございますけれども、新規に市外から鳥栖市に、仮に来られた場合には、グループホームに入る時には基本認めないという制度になっております。

そのような関係から、その4行下の後のほうになりますけれども、地域密着型サービスという観点からは、その根幹や目的を考えれば確かに正論かもしれませんが、というふうには書かれております。原則、そのような考え方でございます。

今回の要望につきましては、現状で全部じゃないんですけれども、鳥栖市の区域内においては約90%の入居率で、空室があるという状況で隣接する自治体からグループホームに入れてくれと、入りたいと言われた場合には、そういう介護保険制度が使えないという観点でお断りをしているという現状があるということで要望書を出されております。

ただ、極端に申し上げますと鳥栖地区広域の圏内におきましては、鳥栖市の住民の方が市外の、例えば、小郡市のそういうグループホームに入る時に条件がございましたら、小郡市内のグループホームを鳥栖広域の圏内にある事業所という圏域外の指定という形をして、鳥栖市民の方がそこに住所を移さずにグループホームにいて、介護保険の費用を鳥栖広域のほうで払うというような制度になっております。

逆に、小郡市の方が鳥栖市に来た場合には、小郡市のほうでそういうふうに圏外の指定をしていただいて、小郡市民の方が鳥栖広域の事業所を利用する分を小郡市のほうで介護の負担をしていただければ受け入れますという制度になっております。

ただ、久留米市がそういう制度じゃございませんで、出て行ったり、入って来たりした時には、もう、久留米市は出て行けば見ない。逆に、入って来たら見るというような制度にされているみたいでございます。

鳥栖の広域につきましては、申し上げましたように、原則、やはり12カ月以上どこか鳥栖市に住んで、その後、グループホームに入られた時は、そういうふうに鳥栖の広域で介護保

らこの要望書の内容について、改めて御説明いただいたんですが、その中で具体的な要望は3つ出されておりますけれども、わかる範囲で結構ですので、それぞれそうした場合に鳥栖市財政というか、広域の財政っていうことになろうかと思いますが、影響とかそういった懸念事項等あれば、わかる範囲で教えていただいた上で委員間の協議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

古賀達也社会福祉課長

地域密着型サービスの、こちらの資料としてございます、まず、金額を申し上げますと平成24年度で支給額が、広域全体になりますけれども約12億6,000万円を年間支給しております。件数としては5,252件ですので1件当たり約24万円程度の支給額となります。

そのような観点でいきますと、先ほど御説明いたしましたけれども圏外から入居されたとした場合に、前住所地のほうで負担をしていただけないとなると、その約24万円程度が鳥栖市の介護保険で負担していくことが必要になるかというふうに思っております。

確認ができておりませんが5,252人ということなので、恐らく、1カ月当たりの単価ではないかと、済ません、推測ですけれども、それくらいの費用がグループホームに入居するとかかっているというような状況でございまして、どれくらい来られるかという見込みはわかりませんが、そのような負担増になるというふうなところがあるかというふうに思います。

中村圭一委員長

ありがとうございます。

ちょっと確認ですけども、この要望事項の1番に対しては、まさにそのとおりで鳥栖市が丸々負担になるということの理解でいいんですかね。

古賀達也社会福祉課長

恐らく、そういう観点での要望だというふうに思います。

以上です。

中村圭一委員長

それで、私が申し上げて恐縮ですが、2番目については、今は12カ月間は介護給付しませんよと、それ以降はよろしいですよというのを短くしてほしいという内容と理解していいんですかね。

古賀達也社会福祉課長

基本は、直接グループホームに入居した場合には、その1年とかそういう部分じゃなくて、あくまでもグループホーム以外の、子供さんとかが居るところに転入して、そこで12カ月以上たって、そのあとグループにホームに入ったら対象としますということで、真っすぐグル

ープホームの場合は対象外となっております。

中村圭一委員長

例えば、まっすぐグループホームに入って12カ月間は全部自己負担します、それ以降はお願いしますという話にはならないと、原則的にはならないという、目的が最初からそれだと、もう、だめだという理解でいいんですかね。

古賀達也社会福祉課長

そのように思っております。

中村圭一委員長

3番目が、これは小郡市とはされてるっていうような説明もあったかと思いますが、要は、久留米市の人が鳥栖市に入った場合は久留米市が全額負担をすると、例えばですけども、そういうふうにしてもらえないかというのが3番だというふうに理解していいんですか。

古賀達也社会福祉課長

こちらで把握している段階では、久留米市と佐賀中部はそういう圏外の指定をしない、そういう制度がないということで、小郡市と筑紫野市についてはそういう圏外を指定するという方を方針としてあるというふうに聞いております。

中村圭一委員長

済みません、ということは、小郡市と鳥栖広域が既にやってるんじゃなくて、制度として小郡市はありますというだけの話ってということですかね。

古賀達也社会福祉課長

実際、小郡市民の方が来てる鳥栖広域の事業所は、現在ないというふうに理解しております。

ただ、筑紫野市の方については、そういう形で圏外指定で来られてるというふうには聞いております。

中村圭一委員長

済みません、ちょっと整理をしましたが、以降は委員の皆さん、確認の意味の御質問、もしくは委員間の協議あれば、挙手の上お願いします。

小石弘和委員

これ、2番目の介護報酬の不請求期間を短縮した上で、短縮とは、要するに、どのくらいの短縮を考えられとるとかなあと思いながらね。これ明確に書いてないから。例えば、市内居住12カ月以上ならんとだめだというようなことが原則であって、この2番、請求期間を短縮した上でっていうようなことだけど期間としてはどのくらいかなあ。これ、明確に書いてないもんだからちょっとね。（「執行部に聞いてもわからん」と呼ぶ者あり）

中村圭一委員長

それは、要望者に聞かんとわからんと思いますが、今の御説明聞く限りは、グループホーム入居目的での転入であつてもちゅうところがポイントなのかなあということですね。

今、グループホーム入居目的だったらしませんという、そもそもがそこなんでしょう。

古賀達也社会福祉課長

恐らく、入居目的の転入であつても、直接のグループホームの入居じゃなくて、一旦どこか市内のところに住まれる期間を、今は12カ月以上、1年以上というふうに言っておりますけれども、それを例えば、半年とかそういうふうなところを、この場合は言われているのかなというふうには思いますけれども。（発言する者あり）

以上でございます。

中村圭一委員長

そういう内容だと思います。

古賀和仁委員

ほかの、久留米市とかもそういう規定があるんですか、12カ月とか、転入して来てからある一定期間おればやってるというのは、結構、ほかにもあるんですかね。どうなんですか。

久留米市とかは、もう全く、ぽっと来てもだめなのか、期間を決めてやってるのかどうかですね。

古賀達也社会福祉課長

冒頭のところで、平成18年度の制度改正で地域密着型サービスになったというところで、それ以前は、恐らく、そういう形でされていたんですけれども。それから制度が変わりまして、それ以降、久留米市においては、久留米市へ入ってきて市民になった場合は、もう自分のところで最初から見ると、直接のグループホームへの入所も認めるし、逆に、久留米市民の方が市外のグループホームに入っても久留米市のほうは対応しないというようなことで整理をされているというふうに聞いております。

古賀和仁委員

私が聞いているのは、例えば、鳥栖市におって、久留米市に行つて1年ぐらいおれば、久留米市でグループホームに入れば入れるような規定はあるのか、ないのか。それを聞いているんです。（「待たんでいいって言いよる」と呼ぶ者あり）

古賀達也社会福祉課長

久留米市は、もう待たずに、多分、まっすぐ入っても介護給付の対象としているというふうに聞いております。

古賀和仁委員

鳥栖市は12カ月やけども、久留米市はそこに住所さえ変更すれば、そこで受けられるというふうな制度になっているということですかね。

古賀達也社会福祉課長

そのとおりでございます。

中村圭一委員長

問題は、そうするとうちの広域の財政自体はかなりの負担増が見込まれるであろうというところは、前提としてあるちゅうことですよね、多分ね。

古賀達也社会福祉課長

恐らく、先ほど申し上げましたように1件当たり24万円程度かかりますので、それなりの負担は、影響はあるというふうに思っております。

小石弘和委員

じゃあこれは、もう広域が許可せんことには、どうしようもないということなんですね。この制度というものは。

古賀達也社会福祉課長

要望書の冒頭のほうにもありますように、管理しておりますのは鳥栖地区広域市町村圏組合のほうで管理されておりますので、やはり、この制度をこういう……、要望が市のほうに出されておりますけれども、いろんな見直しをするにしても、鳥栖地区広域市町村圏組合のほうで見直されるべきものだというふうに認識いたしております。

中村圭一委員長

ちなみに、これ、同じものが構成自治体には全部出てるやに聞いております。

小石弘和委員

宛名が、鳥栖市議会様になってるからね、要望書が。これ、市町村広域なら話はわかるわけ。議論をするようなことじゃあ、要するに、私たちわからんわけね。

中村圭一委員長

私の理解では、構成してる市町の首長と議長というか議会宛に、それぞれ出していて、それぞれ構成団体が最終的には組合に持ち寄ってというか、それぞれ来てますよねと、どうしますかというような話の流れになっていくんじゃないかなっていうふうに理解してるんですけど。

尼寺省悟委員

1番の隣接する自治体、具体的にいったら久留米市、小郡市、神崎市と相互協定を結んで、これらの地域におる方々と相互によ、相互に乗り入れちゅうんか。もし、久留米市とか小郡市、神崎市にいる人が鳥栖市に来るならば、その負担も鳥栖広域が見ると、逆に、鳥栖市の

人が久留米市とか小郡市とか行ったら、その負担はそこで見るという形にしたいとそういう意味ですかね。

古賀達也社会福祉課長

そのようだというふうに思っております。

尼寺省悟委員

そのことによって、結果として鳥栖広域のほうはこれだけ、前段に書いてあるように部屋がいっぱい空いているので、よそから人が余計来ることによって、経営状態を良くしたいとそういうことですね、1番については。そういう主旨ですね。

古賀達也社会福祉課長

そのような内容だというふうに理解しております。

尼寺省悟委員

2番については、今、12カ月と、要するに、久留米市の人が鳥栖市に来て、鳥栖広域の介護施設に入りたいと、その場合、今、1年間は鳥栖市の親戚、子供のところにおらないかんだけど、それを半年おって、おれば鳥栖広域の施設に入れるようにお互いしたいとそういうことですね。（「お互いじゃない」と呼ぶ者あり）お互いではない。

中村圭一委員長

この鳥栖広域として、そうしてほしいと。

尼寺省悟委員

逆に、ああ、そういうことね。

逆に、鳥栖市の人間が久留米市に行くっちゃうことは主旨からいって。

中村圭一委員長

久留米市はすぐ大丈夫。今でも認めてるっていう話。（「今でも」と呼ぶ者あり）行ったら、すぐ入れる。（「ああ、そう」と呼ぶ者あり）どうぞ続けてください。

尼寺省悟委員

そういうことですね。

古賀和仁委員

1人当たり24万円と言うけど、これ以外に何かの負担が出てくるというのはないんですかね。

これは、純然たる介護の負担ですけど、そのほかに何か、もろもろ影響するような負担は出てくるんですかね、どうなんですかね。

中村圭一委員長

例えば、職員に対する補助とか……、わからんですよね。

わかる範囲で教えてください。

古賀達也社会福祉課長

そういう、サービスを受けることによる手続的な面の事務は発生してくるかとは思いますが、具体的な影響額とかそういう部分はわかりかねます。

申しわけございません。

古賀和仁委員

例えば、鳥栖市という地理的条件が便利性あるから、できればここに行きたいという方がたくさんふえた場合は、当然、施設もふえてくるという場合は、それに対する負担もふえてくるというふうに考えていいわけですか、どうなんですか。

古賀達也社会福祉課長

基本的には、介護のサービスをする施設については、やはり鳥栖広域であれば、鳥栖広域で必要とされる方を満たすような事業所というか、そういう施設をつくることであって、他の圏外から入られてくる方を見越してというか、そういう形での施設整備というのは考えられないのかなというふうには思います。

以上でございます。

小石弘和委員

これ、別紙資料ついてる、これ。別紙資料ついとるでしょう。(発言する者あり)

別紙資料ついとるように、これグループホームの、要するに、鳥栖市、みやき町、上峰町、基山町これ全部認定ですかね。全部が認定されているわけですか、これ。

古賀達也社会福祉課長

鳥栖地区広域市町村圏組合のほうで指定されているものと認識いたしております。

小石弘和委員

ちょっと、わからない点があるんですけど。

このグループホーム事業所協議会とは、この会長さんが出してあるんですけど、これ要するに、グループホームの全部の総意なんかなあというふうなことをちょっと思うんですけどね。

中村圭一委員長

これ、僕も一度見たんですけど、今、手元にないんですけど全体の9割か、それ以上ぐらいの判こが押したってあったと思うんですけど、それ今、手元に誰か持ってないですかね。(発言する者あり)

じゃあ、その資料来るまで尼寺委員、どうぞ。

尼寺省悟委員

ちょっとしつこいようやけども、もう一回。済みません。

久留米市、小郡市、神崎市については、外部の人が来た場合には、久留米市が負担するというのが今の現状ということ。

中村圭一委員長

もう一遍説明してもらっていいですか。（「ちょっと、ごめんね。もう一回」と呼ぶ者あり）

古賀達也社会福祉課長

佐賀中部ですので神崎市ですね、と久留米市については、グループホームに直接入居した場合でも、神崎市、久留米市は基本自分のところで給付費を、サービス給付費を負担するということで。

小郡市は、（「要らない」と呼ぶ者あり）鳥栖市と同じように圏外指定ということで、鳥栖市から行った場合には鳥栖広域の負担を求めるというふうに理解をいたしております。

尼寺省悟委員

だから、佐賀と久留米市については、ほかの外部の人が来たとしても、佐賀、久留米市が負担するということやね。（「そう、そう、そう」と呼ぶ者あり）そういうことやね。

それで、小郡市については、鳥栖市と同じように、小郡市については来たところの、もし鳥栖市から小郡市に行ったとするなら鳥栖広域が見ると、そういうことやね。

それを佐賀、久留米市と同じようにしてくれと。佐賀、久留米市と同じように、要するに、佐賀とか久留米市の人が、もし、鳥栖市に来たならば鳥栖広域で見てくれと、負担をしてくれと、そうすればもっと余計に来るだろうと。

そういうことやね。

古賀達也社会福祉課長

そのような要望書の内容だと思います。（「佐賀東部やろう」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

佐賀東部ね。（「佐賀中部」と呼ぶ者あり）中部ね、だから全体ね。佐賀中部だから。（「はい」と呼ぶ者あり）

中村圭一委員長

ただ、それよりも若干緩くて、短縮してくれとか、すぐじゃなくてもいいけん短縮してくれみたいな書き方になってるわけですよ。

尼寺省悟委員

今の住居の問題でしょう、住居の。だから2番がそうでしょう。

中村圭一委員長

そう、2番がそうです。今、12カ月。

尼寺省悟委員

1年だけでも半年で。

中村圭一委員長

例えばね、半年とは言っていないけども。

尼寺省悟委員

そうすればもっと余計来やすくなると。

中村圭一委員長

そういうことです。

古賀和仁委員

このグループ、それとケアホームと両方あるわけですよね。

それで、国の施策の中でグループホームにケアまで含めてやっていこうというふうな、施策の中でされているんですけど、鳥栖市の場合グループホームというのは両方やられているんですかね。グループホームだけ、どうなんですかね、これ。

中村圭一委員長

把握されてますか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

ケアハウスとグループホームと一緒にやっているかどうかなんですけども、私どものほうでは把握はしておりません。

古賀達也社会福祉課長

グループホームとケアホームの一元化というのが、障害者の施設のほうを一元化を進めるということで、今回の分の介護保険というか、高齢者のほうの施設についてはちょっと把握ができておりません。

松隈清之委員

質問ではないんですけど、要は、介護計画の中でグループホームの枠って決まってるやないですか。

つくる時に、要は、どんだけでも希望に応じてつくれるわけでもないですよね、広域の計画の中で。

ということは、今ある入居可能数っていうのは、何年かな、3年間かな。（「3年です」と呼ぶ者あり）3年よね。

その計画の中で、そんぐらいあったがいろいろということ、施設数とか、その数っていうのはあるっていうふうに建前上なるとるっていうことやね。

そうすると、空とるけん入れるっていうた時に、後から鳥栖市の人が入りたいっていった

時に、最初の説明でもあったけど、入れないっていう可能性も出てくると。今度、待っとる人がいっぱいおるちゅうことになる、施設をまたつくらないかんみたいな話になることもありうるね。鳥栖市の人が今度入れないということで、鳥栖市の人が待ってるちゅう。

これ、鳥栖市の人が入りたいから出てくださいって言われんはずでしょう。入ってしまえば。

だけん、よその人のためにつくらんけど、よその人が入って埋まった時に、鳥栖市の人がいっぱい待っとなつた、施設整備せないかんという可能性だつて出てくるよね、そうするとね。ですかね。

古賀達也社会福祉課長

そのとおりだというふうに思います。

このような形であり、他の市町村から転入して入居をすることを制限することについては、松隈議員が言われるように区域内の住民の入所が難しくなるというようなことを防ぐという部分で制限を設けることも可能というふうに、国のほうでも見解を示されているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

今、この中で3つあるんですけど、そん中で、地域外指定っていうのは今でも金銭的な面でいえば、要は、金さえくれば受け入れるっていうのが一つの考え方ですね。ということでしょう。その3番というのは。

古賀達也社会福祉課長

そのとおりでございます。

松隈清之委員

僕は1、2番に関しては、相互協定を締結してちゅうことになる、全体である意味一帯の広域みたいな運用をするちゅうことになると思うんだけど、多分、現実的ではないので、なかなか、よっぽど小規模の自治体とかじゃないとあり得ないのかなと思うんですけど。

2番は、先の理由からどうかと思うし、3番っていうのは、現在もされているんですよ、今のお話でいくと。

これは要は、3番で、今言われているこの要望の部分っていうのは解決することは可能じゃないですか3番だけでも。

今、3番の実績があるって説明言われてましたよね。それは、どういうケースに地域外の指定っていうのはやられているんですかね。

古賀達也社会福祉課長

鳥栖広域から他地域への事業所……、圏外指定をするケースとしては、それぞれ、理由はございますけれども子供とか親戚等の居住地のそばとか、病院から紹介されたとか、そういう具体的な理由を元に、そちらのほうに入る必要があるというような認識で指定をされているというふうに理解をいたしております。

松隈清之委員

鳥栖広域が指定するっていうのは、鳥栖市の人が出て行った時にうちが負担しますよっていう意味での、うちの指定なんですよ。

例えば、じゃあ、よそが入ってくる時に、そこが指定してくれるんなら、要は、負担してくれるんなら受け入れるよっていう実績はあるんですか。

古賀達也社会福祉課長

件数は、管内では7件ございます。

先ほど、方針とかで申し上げましたところでは、筑紫野市さんがそういう圏外指定のそういう取り組みがありますので、そういう事例で、あとは、飯塚市とか福岡市、また、佐賀中部もございますけれどもこれは平成18年以前から入所をされていたんじゃないかということで、そういう指定をされているということでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

要は、受け入れる時に金銭的なものを解決すれば受け入れると、この3番の事例ね。

もちろん理由は——いろいろ合理的なのかどうかわからんけども——合理的と思われる理由があって、要は、送り出す側ちゃうか、もともといたところは、じゃあ、お金負担しますよと。

そのケースで受け入れることは可能なんですか、それとも、いや、それを無制限に受け入れていたら本当にいっぱいなる可能性が出てくるので、それも相当の事由がなければ受け入れないみたいなスタンスなんですか——ちょっとこれ、鳥栖広域に聞かなわからんのかどうかわからんけども。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

鳥栖広域のほうから、いろいろ事情伺ってみますと、先ほど申し上げました子供とか親戚とかが鳥栖市内にいるとか、そういった形のほうで広域が事例ごとに判断をして、受け入れている場合もあるというふうにお聞きしております。

松隈清之委員

それは、要は、金はちゃんと元のところが払ってくれるっていう前提で受け入れてるって

いうことですかね。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

そのとおりございます。

中村圭一委員長

ほかに、皆さん何か。

いずれにしろ、きょうお聞きをし、また、最終的にはあしたの自由討議の中でこの取り扱いについては議員間で協議をしたいと思っております。

きょう、執行部のほうに確認事項あれば、きょうのうちにお願いしておきたいと思います。

尼寺省悟委員

結局、この要望書の主旨は、経営が悪化しとるところまでは書いてないけども、書いてないけども、空いてる部屋が19ぐらいあって、これがこのままいくと経営にかなり影響を及ぼすということだろうと思うんです。隣接する自治体を見ると、よそは、需要がいっぱいだと、鳥栖広域は逆に余っていると。

だから、その辺をうまく調節して、鳥栖広域でもよそと同じように鳥栖広域が負担するというふうにしたら、この空いてる部屋が余計に来てから埋まってしまうと。

ただ、埋まりすぎたら、今度鳥栖市の人が入れんようになる。そういった危険性があるってことは、前提としてあるわけよね。だから、その辺のどっかで線引きというか。

それともう一つは、鳥栖広域の負担がふえると、さっき言われたような形に、鳥栖広域が負担するようになればね。その辺のメリット、デメリットというんか。

しかし、利用者の立場に立ってみたら、利用者の立場に立ってみたらどうなんかね、立場に立ってみたら、この要望書に沿ってしたほうがいいんかな。

中村圭一委員長

ニーズはあるわけですね。ニーズはある、鳥栖市としてどうか、鳥栖広域としてどうかちゅうことです。（「そのニーズは鳥栖市じゃないってことでしょうか」と呼ぶ者あり）今、言うたごと鳥栖市とか鳥栖広域と考えたら違うけど、もっと広い意味でのニーズはあるということですね。

松隈清之委員

だから、さっき言ったように、要は、負担しているとか支えている人たち以外のニーズのために、支えている人たちのニーズが満たされない可能性があるってことですよ。

空いているってことはね、いかんて言うけど、逆に言ったらすぐ入れる環境が整っているってことですよ。これ埋まってしまったら入れなくなるんだから。

施設整備に何年かかりですか。（発言する者あり）

尼寺省悟委員

出してるということは、この前提として、経営が悪化するということまでは書いてないけども、このまま行ってみたら経営が悪化して大変なことになるから、何とかしてほしいということが事業所協議会の趣旨なんでしょう。

中村圭一委員長

傾向として、減少傾向というところも書いてあるんで、流れとしてそう見込めるっていう思いはあるのかもしれないですね。

尼寺省悟委員

だから、これがこのまま行ったらどんどん減っていったら経営が悪化して、ひょっとしたらね、もう畳まないかんごとなってしまうこともあるけん、何とかしてほしいというのがあるわけでしょう。

松隈清之委員

だけどね、施設整備をしているのは公じゃないんですよ。あくまで、民間なんですよ。だから、そういうリスクだってあるんですよ。あくまで、決めてるのは定数なんだから。広域として、こんだけ必要だからそういう申請が上がった時には、そこまでは施設整備認めましょうと。

だって無制限につくったらどんだけでも金がいるんだから。

だから、それは民間として入っとる以上はそのリスクは当然、考えないかとですよ。余っとるけんがどげんかしてくれっていうのは、広域の中の人たちのためにやるんやったらいいけど、広域の外の人たちのために緩和してくれっていうのは、俺は都合がいいと思うね。

尼寺省悟委員

ただ、そうは言え、佐賀中部とか久留米市では鳥栖広域とは違うことをやってるわけよね。その考え方もちょっとね。

鳥栖広域だけやるなら別やけど、既にうちのところに来たらうちで面倒見ますよということも現実的にあるんだから、そこはそこの考え方もね、ちょっとね。

まあ、よかです。

中村圭一委員長

特に、この2番とか、少なくとも鳥栖市民になるわけですよ、この2番はね。

税金をたくさん納めてくれる市民じゃないかしらんけども。

小石弘和委員

これ、さっき総意かなというふうなことを……、まあ、同意されていないところが5カ所ぐらいある。

定員に対する入居率が、押されていないところは100%あるんですね、見たら。1件が、要するに、94.4%。そう逼迫したものじゃないんじゃないかなというふうな判断はするわけですよ。

恐らくこれ、私、総意じゃないんじゃないかなというふうには感じるんですけど。理由を見たら、「グループホームありがとー」は、「法人に問い合わせしてから」と言われたが、返答が間に合わず、署名捺印辞退される」ということで、恐らく、総意じゃないんじゃないかなあというふうには感じたわけです。

以上です。

古賀和仁委員

例えば、2番目のところですが、2番目、請求のところ。この12カ月ということなんですけど、例えば、遠くから子供さんたち来られて、ここに家建てて住まわれて、親は遠くにおると。ところが、1人で住んであるから、心配だから鳥栖に呼び寄せたいと。悪くなるかもしれないから呼び寄せて、面倒みたいと、ある程度まで見たい。その時に、グループホームという制度の中で、家ではちょっと難しいけどそこで預かっていただけるなら、自分たちもあと、いろいろ介護も含めて、いろいろできるということであれば、それに対しては幾らかの対応をしてやる。そういう理由が多ければ……。

ただ、単純にぽんとここに来てちゅうのは、やっぱり受益者負担という感じからするならば多少は抵抗があるかな。ただ、子供さんがおるとか何かでここに来てあれば、その期間を短くしてやっていくのは別に問題ないんじゃないかと、私はそういうふうに思うんですけども。

ただ、グループホーム入るだけで来るとこまでするとどうかなという感じはします。まあ、これ私の意見です。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

古賀議員のおっしゃられてることなんですけれども、鳥栖広域の介護保険のほうでは、そのような個別の事情に応じて対応しておりますので、先ほどおっしゃられたようなケースがあれば、全く12カ月適用しないかというところじゃなくて、実際に受け入れをしているというようなケースもあることも申し添えておきます。

松隈清之委員

ちなみに、この資料の中に「法人に問い合わせしてから」と言われたが、返答が間に合わず、署名捺印辞退される」と、これ、法人でどこの法人のこと。

古賀達也社会福祉課長

恐らく、このグループホームを経営してある法人だというふうに思いますけれども。

中村圭一委員長

医療法人がしよったりということですかね。

松隈清之委員

これ、何で付けられてるのかよくわかんない。これ、内輪の、言うたら内輪の話でしょう。

グループホームを経営している法人ということは、その中ってことでしょう。それで、この法人に問い合わせたからと言われたが返答が間に合わずとか、これいったい何を……、これ、何を言いたいのかな。

中村圭一委員長

だけん、その前の署名捺印のやつで、空欄のところの理由を書いとるっちゅうことです。

松隈清之委員

これね、これ。

ということは、賛同できないっていうのは、明らかにこの人は反対するっちゅうことたい。

だから、グループホーム大樹とかっていうのは、「法人および管理者が賛同できない」ちゅうことは、この要望書に全く同意しない、内容が納得できんということやろう。（「100%あるっちゃけんね、このグループホーム大樹は」と呼ぶ者あり）グループホームみどりヶ丘も「法人の理解が得られない」とかっていうのは、要は、この要望書に対して反対してるっていう意味たい。

そういう意味でつけてあるっていうことやろう、これ。（発言する者あり）

中村圭一委員長

ですから、グループホーム和が家とグループホーム大樹とグループホームみどりヶ丘についてはそういうことでしょうね。

グループホームありがとーときぼう原古賀センターはわからんと。どっちかわからんけども間に合わなかったということだと思います。（「わざわざつけんでいいのに、こんなもん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

ただ、総意といっても多数決の世界だろうからここも。総意ちゃ総意でしょうから。

尼寺省悟委員

別添の資料の2のところに、「広域内数」、「広域外数」で「広域外転入（同意なし）」、同意ありとある、この意味はどういうことかな。同意って。（「これが、さっき言った前から住んどるけんていうやつたい。お金をもらう約束、同意とかできてないけど、前から住んどるけん、もうしょんなかちゅうやつやない」と呼ぶ者あり）

中村圭一委員長

説明できますか。

古賀達也社会福祉課長

申しわけございません、要望書につけられておりますので、この詳細な内訳までは確認できておりません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

想像はできない。（「想像」と呼ぶ者あり）（「想像でもの言われんもん」と呼ぶ者あり）
（発言する者あり）

古賀達也社会福祉課長

他区域から鳥栖広域の事業所には、先ほど7事業所と申し上げましたけれども、現在8名の方が入所されているということで、そちらの広域外数の同意ありの8人とは合致しますので、そちらの8人のほうは、恐らく、他地域から鳥栖広域のほうで圏外の指定というか、受けて、入居されている方だと思いますけれども。こちらの広域外転入（同意ない）の方については、恐らく、鳥栖広域の介護保険課のほうでも把握してない部分だというふうに思います。

以上でございます。

尼寺省悟委員

広域外の同意ありという、この8名については、その負担は、鳥栖広域が負担してないと外部の人が負担していると、そういう意味。

古賀達也社会福祉課長

そのようだというふうに思っております。

尼寺省悟委員

だから、こちらのほうの同意なしというのは、その辺はわからんと、そういうこと。誰が負担しているのかっちゅうことは。

古賀達也社会福祉課長

恐らく、同意なしなんで、把握はできてないので、わからないというふうに思います。

以上です。

松隈清之委員

先ほど、尼寺委員も言われたけども、よそもやってるところもあるっていう。

何でやってるか、これ僕の想像だけでも、これが例えば、今、486人の定員に対して433人だよ。

だからこれが、例えば、486人に対して200人しかいませんとかってなったら、それ別に受け入れてもよかろうもんみたいな環境にもなるかもしれんたい。要は、影響がない、受け入

れたところで影響ないだろうとかって。

よその、佐賀中部にしても、そういうふうに受け入れを制限しないということは、そこら辺の定数の余裕とかっていうのがあるのかな。

それもちろん、今、答弁できんでいいんだけど、一応、参考のために。何でそういう考え方に立っているかっていう根拠が、そこら辺の定数と入居者数に関係あるのか。

古賀達也社会福祉課長

久留米市はデータがないんですけれども、佐賀中部においては鳥栖広域よりも入居率は高く、約94.6%。それから、小郡市と筑紫野市においては、大体98%というふうに聞いております。

まあ、鳥栖広域よりも入居率は高いというふうな状況でございます。

以上でございます。

松隈清之委員

それは、受け入れた結果、高くなつとるっちゃろう。

古賀達也社会福祉課長

そこまでは把握できておりません。

申しわけございません。

松隈清之委員

つまり、受け入れている現状においての入居率がそういうふうになっているってことですよね。

以前から受け入れてるのかどうか僕はわからない、もちろんわからないんだけど、受け入れたとしても、要は、パーセンテージでいくとね、どんぐらいの余裕を持たしとくべきなのかよくわからんけども、これって、もちろん亡くならない限り減らないでしょう、入居者数って。基本的にそうなんですよね。亡くならない限り（「入院する」と呼ぶ者あり）ああ、病院もあるか。

まあ、普通に考えりゃあ、しょっちゅう出入りする……、よそがいいって言って行くことってあるんですかね。あるったい。

そうなると、どんぐらいの余裕っていうのがあるべきなのかっていうのはよくわかんないですけども、そこら辺がクリアできればその余裕を残した中での外から受け入れられる定員とかいうのはつくれるかもしれんたいね。あくまで、妥協点ですよ、要望が出てるんで。

だから、そういう議論はできるかもしれんけど、俺はこの、今言われてる提案ちゅうのはちょっとすんなりは飲めないんで、そこら辺の考えがどっか、こう着地点があるならいいと思うんだけど。

古賀達也社会福祉課長

恐らく、詳しくは把握いたしていませんけれども、特別養護老人ホームとかは、まだ、待ちがかなりいらっしゃるのかというケースで、それを待つ間にそういう在宅ではなく、ちょっと施設のほうでってということで、グループホームに入られているケースもあるというふうには思っております。

以上でございます。

中村圭一委員長

今、副委員長言われたように、鳥栖市在住の方々でそのグループに入ろうと思う方に影響がない程度にというのがどの程度なのかはわからんけども、少なくとも、それは条件的にはなるのかなあとは思いますが。

松隈清之委員

あくまで、こういうことぐらいならできるかもしれんっていう、広域のほうに対する提案としてはあるのかもしれないけども、今後、このグループホームの需要っていうのは高齢者がふえていけば、当然、僕は伸びると思うんだけども。

それを考えると、あまり圏外からの入居っていうのを認めないほうがいいというふうには思われませんか。

中村圭一委員長

今がどうして減少傾向なののかも……、感覚として理解ができない部分もあるんですけども、
実際そうなんでしょう、書いてあるということはですね。(発言する者あり)

休憩します。

午後 1 時50分休憩



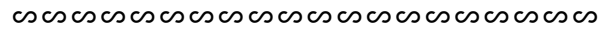
午後 2 時 5 分開議

中村圭一委員長

再開させていただきます。

陳情第6号につきましては、あすの自由討議の中できょう執行部のほうから御説明いただいた件、質問させていただいた件、また、それぞれ議員の意見、改めて、あすまとめて委員長報告の中で取りまとめて、要望事項があれば市に対して要望したいというふうに思います。

ありがとうございました。



中村圭一委員長

以上をもちまして、本日の日程を終了とさせていただきます、あすは10時から現地ということで、10時に玄関前に集合ということでお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時5分散会

平成26年 3 月 20 日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 石橋 沢預

〃 課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 青木 博美

市民課長 塚本 静一

市民福祉部次長兼国保年金課長 内田 幸男

市民福祉部次長兼税務課長 久保 昭夫

社会福祉課長 古賀 達也

市民福祉部次長兼こども育成課長 木下 博亮

市民福祉部次長兼健康増進課長 井邊 正文

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

5 審査日程

現地視察

鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター

議案審査

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第1号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

報 告（市民福祉部税務課、国保年金課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例（案）及び鳥栖市国民健康保険条例の一部を
改正する条例（案）の概要について

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

書が出されたという事実は事実として、議会としては、当然、どんな要望書に限らずですけども重く受けとめなければいけないと思うんですね。

その中で、広域の組合委員についても鳥栖市が、一応、リーダーというか長を出しているというところで、この要望書については、鳥栖地区広域市町村圏組合の構成自治体、しかもその責任ある立場として、それを自覚した中で1市3町の中でしっかりと協議をしてくださいと。その協議の結果については、要望者に対して御報告をしてくださいというようなことまでは言えるのかなと。それを前向きにとか、例えば、これ実現するようにしてくれとかっていうのではなくて、とにかくテーブルと一緒に協議をしてくれということは言えるのかなと思うんで。（発言する者あり）どうぞ。

松隈清之委員

恐らくこれ、首長宛てにも出されているんですよ。（「出してます」と呼ぶ者あり）だからそれは、議会側からどうこうって、協議しろっていうのは、それぞれ分かれてるわけだからどう取り扱われるかわからないんですけど。

逆に、協議してくれというのは議会がこれを前向きに捉えているというふうに理解もされると思うんですよ。

何も、こういう要望書が出されてなければこういう要望書出されてますよと、これについて、その構成団体の一つとして、ほかの町とこういう要望に対する見解を出すべきじゃないですかというぐらいは言えるかもしれないけども。すでに要望書出されてるということは、それに対して議会側が執行部に何かを言うということは、これは前向きに改善すべきことだと、要望書に沿った形でっていう理解をされる可能性もあるよね。

中村圭一委員長

そのところについては、文言的にそう捉えられないような表現にすべきかなと思います。きのうの協議の中でもありましたけれども、ほかの自治体、議会でもどう取り扱われているのかっていうのは、はっきりわかりませんが、少なくとも鳥栖市議会では、近年までは、これは配付だけで済ませていたという事実もありますので、そういった意味から鳥栖の市議会では要望書を重く受けとめるという流れになってる中で、ぜひ、広域組合としても集まった中で、ただ配付だけでなくしっかりと協議をしてくださいと、内容にかかわらずという意味ですよ。

その件については、返答をよかれ、悪かれですけどもしてあげてください、というようなことぐらいは言うべきかなあというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

小石弘和委員

今、委員長言われたとおりで、私はいいと思います。もう、それ以上の掘り下げたことは

できないと思いますからね。

ただ、重く受けとめて、一応検討したんだから。あとの3町がどういうふうにしたかは、はっきりわかりませんから。今、言われたとおりで、私は別に問題はないんじゃないかなという事で、いいと思います。

古賀和仁委員

鳥栖の置かれた位置と申しますか、ちょうど真ん中で、非常に便利のいい場所であって、そん中で佐賀県の東のほうだけで組んでるんですけど、その中で、当然、他市ということになると小郡市とか久留米市とか、多分この辺のところを含めての問題だろうと思うんですね。

その辺のところを組合のほうでしっかり調査、研究をしていただくように、そして、利用するのに当然、鳥栖市内の皆さんが第一番目だと思います。

そのほかに、お互いで補完できる部分があれば、そういう調査は組合間でやっていただくという、そういうふうな点については委員長言われたとおりやるべきじゃないかとそういうふうに私は思います。

中村圭一委員長

あまり突っ込んだことを言えない部分があると思うんで、要は、皆さんでしっかり協議をしてくださいと、「そう、そう」と呼ぶ者あり）結論を出して返事をしてあげてくださいという。

なるべくニュートラルな立場で、ただ、常識的なことをお願いするような話だとは思いうんですけど、どうですか。

尼寺省悟委員

きのうの議論の中で問題になったのは、鳥栖広域が地域外指定、要するに、よそから来た人に対して鳥栖広域で負担しますよと、そういう指定をすれば多くの人に来て、結果として鳥栖市民が入られなくなるというような事態もできるんじゃないだろうかという話もあったですね。

そのことについては、やはり、もっと行政のほうがどういうふうに今後なっていくかっていうようなところを、情報をもう少し、きのう質問しても出なかったですよ。

そして、さっきの話なんですけども、あの施設ではかなり待機者があると、それから、今後の動きとして特養に対して要介護度1、2の人も入れんという状況が今後出てくると。そういうった中で、このグループホームに対する事業がどのようになっているのかっていうようなことを、もう少し行政のほうがちっと情報流してもらわんと我々としては判断しかねるところがあるんで、もう少し、その辺はきちっとつかまえていただきたいというふうに思います。

中村圭一委員長

今の御意見いただきましたが、その構成自治体として要望書いただいているわけですから、要望書の中身について、もしくは、その周りの状況についてしっかりと調査・研究した上で、1市3町の協議をしてほしいという、そこをつけ加えるような感じでよかですか。

ほかに。

松隈清之委員

いろんな要望、あると思うんですけども、我々が第一義的に考えないかんのは、構成団体の一つとしてもそうなんだけども、鳥栖市民であったり、域内の方々のための施設であり、もともとそういう計画をもとに施設はつくられているわけなんですよ。

ですから、きのう申し上げましたけども入居率の89.1%っていうのが将来も含めた市内、あるいは域内のこういう対象者、対象者に対して影響しないほどの入居率、例えば、これが50%とかになっているのであれば、そこを緩和してでもやっていかないとグループホーム自体の存続が危ぶまれるというような状況であれば、それは一つの検討課題だとは思っていますよ。

ただ、現状は、先日も申し上げましたけども90%ぐらいの入居率っていうのが、せば詰まった状況とは思えないですよ。

だから、もし、できるとすれば将来的に域内の利用者、あるいは、将来的に出てくるであろう利用者に影響しないっていうレベルを鑑みながら、その必要に応じて検討する、あるいはその方向性については、この要望が出されてるグループホーム事業所協議会にどういう考え方を持っているか程度は示してあげてもいいのかなと思うんですね。

ただ、あくまで優先すべきは域内の方々だと思いますよ。これは、あくまでグループホーム側の経営の問題であって、我々、積極的に域外の人たちのために何かをするっちゃうのは筋ではないと思います。

中村圭一委員長

最終的にその結論を出して、要望者に返答するのも広域の組合ということになると思いますんで、最終的には、松隈委員が言われるところも踏まえるとなると要望書について、委員間での協議をした結果、賛成意見、反対意見という表現がいいかどうか分かりませんが、いろんな意見が出たということも踏まえたところで、そちら側としては調査・研究した上でしっかりと構成団体で協議をして、そして返事を出してくださいと、こちらとしては、いろんな意見があったのでまとめることはできなかったんで、というようなところも一言入れた上で、出すということではいかがですか。

松隈清之委員

要は、さっきも申し上げましたが、域内の方がこれにおいて不都合が生じないと、将来においてもってということが担保されるのが第一義的に必要だと思うんですよ。

それが担保されるというのであれば、その後の柔軟な判断というのはあってもいいのかと思うんですけど、そこだけは担保した上で検討してくださいと、検討できることがあればね。検討いただきたいと。我々が何か、ああしろ、こうしろっていうことは求めないけども、まずは、域内の方々の利用に支障が生じないということはやはり我々としては担保しておく必要があるのかなと。それは構成団体としても責任だと思うんですよ。

今回の、このグループホームの事業書協議会から出されているのは、もちろん全ての総意ではないんですけども、これ見る限りはグループホームが空いてて、もっと入居者ふやしたいと。ふやすための措置としてよそから、地域外から、圏域外からの方を受け入れたいという要望ですよ。

要望は、要望であって結構だと思うんですけども、そこは第一義的には広域内でやることなんで、要望書出されてる方々も認められてはおるんですよ。もともとそういうもんだと、わかった上での要望なんで。

まずはそこは、担保する必要があると思うんですよ。

中村圭一委員長

わかりました。

今、尼寺委員も言われてたのも、その域内の方々に不利益が実際生じるかどうかっていうのをまずは調査すべきというところだったと思うんで、その意味では多分皆さん合意はできると思うんですね。

なので、域内の方々に不利益が生じないことを前提に、調査をしながら結論を出してあげてくださいと、それについて返事をしてあげてくださいという一言を加える形で出すということでもいいですか。よろしいですか。

じゃあ、それで文書まとめてみてください。よろしくお願いいたします。

それで総括の中で、申し上げるようにいたしたいと思いますので、この件については、そういうことで御理解をお願いいたします。

続いて、昨日、案を配付をさせていただきました附帯決議についてでございますが、それぞれ会派の中でも協議をいただいたのかなと思いますが、いかがでございましょうか。

御発言をお願いいたします。

小石弘和委員

うちは、もう全く異論はございません。

尼寺省悟委員

私どもは、もともと入浴設備を廃止すること、そのものに対して反対だということをずっと言っておりました。

今回の件で、2,800万円ですか、その予算計上そのものについても異議があると。する必要があるのかということに対して問題だと思っております。

簡単に言えば、そんな金があるならばボイラーをつくればいいんじゃないか、整備すればいいんじゃないかと。

あるいは、入浴設備がなくなったら、当然利用者は減ってくると、今までの事例から。そういうことの前提として、あすこをフロアにして、新しい事務室をつくる必要がそもそもあるのかどうなのかと。仮に、あったとしても、もっとその辺の状況を見て整備すればいいと。

そういったことで、予算そのものに対して反対であるから、そういった意味で、附帯決議そのものについては、これが賛成、いいんだという前提の上でしていると思いますので、そういった意味では我々としては反対だということ。

中村圭一委員長

御発言はよく理解いたしました、もう一度だけ確認をさせていただきますが、これ前提の話なんで、大変恐縮で失礼なお話なんですけども、予算がとおりましたと、この予算もとおりましたと。通ってるんですね、この予算も通った中で、せめてこれぐらいは言おうかっていうふうにはならんですか。

尼寺省悟委員

なりません。

中村圭一委員長

その他、皆さんいかがですか。

伊藤克也委員

新風クラブのほうでは、御理解をいただきましたので、これで結構だというお話でした。

以上です。

飛松妙子委員

国松議員からは、バスはどうなるのかなって一言だけ出てました、ほかはございません。

中村圭一委員長

コミュニティーバス、これは、建設経済常任委員会のほうの担当になろうかと思えますけれども、この中でも、コミュニティーバスを通すべきだと。

あそこまで行かせるべきだというような議論もありましたんで、そういったところについては、委員会の中とか、また、一般質問とかで今後、委員の皆さんが取り組んでいかれる間

題なのかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

松隈清之委員

反対なんですよね。

まあ、書かれていることもわからないんじゃないんですけども、極論言うと、附帯決議をしてまで、というか附帯決議まで要するのかと、この程度のことであれば。

逆に言うと、附帯決議をするということはそれなりの重みが出てくるわけですよね、当然。これまでも審査の中で、それするんだったらこういうこともちゃんと考えとかないかんよという程度のことは、今までも言ってるんですよ、いろんな場面で。

ただ、附帯決議を付すということはそれなりの重みが当然出てくるので、執行部の対応っていうのも出てくると思うんですよ。だから、安易に賛成しかねる部分があるわけですよ。例えば、この代替事業の内容を含めた説明責任をしっかりと果たしということもこれまでもやってることなんですよね。

ただ、しっかり果たしたかどうかは今までも、これ以外のことでも説明責任ちゅうのはあるけども、しっかり果たせてないことがありますよね。ただこれが、利用者全体の中からしたときに、あるいは利用対象者ですね、本来もっと利用者って多いはずのところに、こういう事業のところっていうのは、たまたま今入浴事業が多いっていうだけで、これがなくなると利用者少なくなるっていう意見もありましたけど。本来は、もっと新たな事業とか、今回やられるふまねっともそうなんですけど、もっと広く利用者がふえる施設であるべきところなんですよ。予防事業も含めてね。

だから、そこまでこれが、廃止に対して、集約後の問題っていうのも今の利用者の数からして、そこまで附帯決議を出さないかんような問題かなっていう気はしますよね。

むしろ、潰した後の利用に関して、まだ、ちょっとあいまいなところがあると、これに関してはもっとどんな——伊藤委員も言われてましたけどね——どんな事業をするのかっていう、あるいは、利用者がふえるような取り組みというのを我々に説明、早急にそういうプランをつくって出すべきだっていうことだったらわかるんですよ。

僕は、審査中も言ったけど、こんなあいまいな程度でしか考えてないんだったら、それこそ、予算出すなというぐらいの気持ちですよ、むしろね。もちろん、議会側からそういう慎重にっていうような意見が以前出されてるっていうことも知っていますけども、それであれば余計に、廃止して、スペースをつくった後の代替事業について、議会がそげんことするならしょんなかねって言われるぐらいの内容をやっぱり出すべきだと思います。

それを求めるならわからんじゃないですけど。旧老人センターの利用状況ちゅうか事業の中身が薄かったと。それで、薄い中でも割と人気のあった事業が廃止されるということで、

ここまでそれに固執する必要があるのかなっていう気がしますけども。

中村圭一委員長

ぜひ、できれば、これ片方の議論なんですけども附帯決議というのは重みがある、もちろんそのとおりで、そういうものも予算に対して、丸かバツだけじゃなくて、少なくとも丸としてもこういったことには、ぜひ、気をつけてくださいよ、こういったことをしてくださいよっていう意見を申し上げていくという一つの手法が附帯決議であって、それを使っていきましょうっていうのが基本条例でうたった一部でもあったんで。それも踏まえてこういう形をとるのはどうかな、ということで出させていただいたということもぜひ理解をいただきたいところなんです。

中身について、今おっしゃる……、理解はするんですけども、実際問題として廃止される地域の議員のところ、いよいよ廃止が近づいてきて、また、それに反対する声が改めて強く寄せられているというのも事実なんです。

そういった人たちのケアも、しっかりしてくださいというところをベースに出てきているというのもちょっと理解をしていただきたいなと思うんですけども、予算自体には反対はせんけども、そういった人たちのケアっていうのも当然していかないかんでしょうと、いうところで出てきてると思ってほしいんですけども。

共産党さんについては、そもそもがといったところなんですけど、採決をするということ自体に対しては、御理解をいただくということでよかですか。

天桜会さんも（発言する者あり）そうですけど。これ原則、全会一致で出すべきだというようなことを言われると、まあそうだけでもというふうな、また、協議をせないかん話にもなるんです。

松隈清之委員

基本的には、手続き的には出せる話なんで、全会一致じゃなくても構わないと思うんですよ。

ただ、いろんなことやる時、あるいは、やめる時っていうのは反対あるわけですよ。

その反対の声が大きいのか、全体を見回したときに必要かどうかっていうのは、必ずしも声があるから、それは必ずしも取り上げないかんとは限らんし、逆に反対があるたびにこういうことやとったら、我々が本当に全体見ながら議論しているのかと、ふらふらしていると、何か反対すれば議会がそれを取り上げてくれて、逆に言ったら、執行部の腰を折ってしまうということがあってはいけないんで、それは声は声でもちろんあると思うんですよ。実際あってるわけだから。

ただ、それを踏まえた上で、そういった方々に理解をしていただく、そういう声もあるけ

ども全体的に、あるいは今後のことを考えたときに、全市的に考えてどうあるべきかという部分も、我々は議論をしていかないかんで、声があるたんびに反応していたら、逆に執行部の腰を折ってしまう可能性もあるんで、そういう意味で、お願いはこれまでも審査の中、あるいは附帯決議を付さないまでも執行部に対して言うことができると思うんですよ、今までと言ってきてるから。

だから、そこは……、僕は理解できるんです、こういう声があるのも、それをどう取り上げるか、議会としてそういう声に毎回毎回反応して、言った方々は全部取り上げられるということというのは議会としての、全体を見回すっていう視点からすると、必ずしも適当ではないのかなという気が僕はします、個人的にはね。

中村圭一委員長

意見としてはよく理解します。

本当の意味で腰を折るというのは減額修正ということだと思うんですけども、そうしないまでもこの程度はしっかりやった上で、予算を執行してくださいという、ぎりぎりの線かなと僕は、自分の中では思っているんですけども。

小石弘和委員

これこれぐらいの、重しをかけとかないけないわけですよ。私は、そう思うんですよ。

そいけん、あと2,800万円、要するに、使っていいんですよ。しかし1年、例えば、請願で延ばした。次は執行部としては、もう考え方も、これを変えようというようなことから。

予算が通るという前提とすれば、もうこれだけの、2カ所、代替事業の内容を含めた説明責任を果たしてくれと、それから、今後は、2カ所の、やっぱり足の確保というようなこともやって行くためにも、このぐらいの附帯決議はいいんじゃないかなと私は思います。

古賀和仁委員

老人センター、これのできた時の計画で、その中で風呂自体がその中で大きな位置を占めていた、これは事実なんですね。

その中で、だんだんと利用者も少なくなって、こういう状態になって。施設によっては、ほとんど1日10人とかその前後ぐらいまで少なくて。その中で、それでも老人センターがどういう位置を占めてきたのかと、これからの少子高齢化の時代に、この施設をどうやって有効に利用するか、その辺をしっかりと踏まえながらやっていかないと。

ただ、利用者が少ないから崩すじゃなくて、しっかりとこの後のところでどういうふうな施策の中でやっていくか、これしっかりと踏まえながら現在の利用者に対して、また、それによっての不利益に対してもしっかりと説明をしながら、代替の交通機関まで含めてしっかりと

やっていただくと。

それで、一番大事なのはセンターをいかに有効に利用できるか、これに対することをしっかりやりながら、この取り壊しについてもしっかりそこを踏まえてやっていただきたいと。

それは当然、老人センターの重要性というのはみんな認識していると思うんで、ぜひ、その辺を踏まえてから、最後のとこに書いてあるんですけども、「また入浴事業が集約される2か所が集約後も問題なく運営されるかどうかを見極め、必要であれば改善策を講じた上で」ここの部分についてはしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

中村圭一委員長

それぞれ、御意見をいただきましたけども、最終的には採決が終わった後にこれを諮らせていただいて、恐縮ですが、これについての採決もさせていただくということで、その際に賛成多数であれば、これを附帯決議ということで、うちが通した予算につけさせていただいて、出させていただくということで御理解をいただければなと思うんですけども。

よろしいですか。（「出されたものは、もう、手続き上仕方なかけんね」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。（「採決まで、せないかん」と呼ぶ者あり）まあまあ、少なくともそういう御意見もあるんですね。

小石弘和委員

意見として。それぞれの思いがきたから、その前提として採決までする筋合いかなというふうなことを思うんですけど。

あと、御理解をいただいて、附帯決議をするというような形でどうかなと、私は思うんですけど。

中村圭一委員長

小石委員からそのように……。附帯決議の、この進め方というのも手探りでの状態なんであれなんですけど、付託された議案の採決はもう終わってる、その附帯決議に対してどうするかっていうのは、まだ、はっきり前例がなかなかないんで難しいんですけども。

例えばこの場で、もう数で、大体わかりますよね。わかるんで、もう附帯決議をすることでもよろしゅうございますかといったときに、異議がないというか、異議の発言がなければすんなりいかせていただけるものなのか、やはりそこで採決をとらないかんのか、そこはしっかりしてほしいって言われるのか、その問題だと思うんですよ。

松隈清之委員

手続的には、全会一致になってなければ――全会一致であってもそうなんすけども――誰かが出さないといかんのですよ。提案せないかんわけですから。

例えば、この採決にあたって、これは附帯決議を出すべきだと、附帯決議をつけるべきだということで誰かが言って、それを挙げないかんわけですね。採決するに当たって、その際に、採決して附帯決議に対しても出した人が——出した人がそれ委員長であるのか、誰なのかわからんですけども——多分出して、そこで採決じゃないですか、やるなら。

中村圭一委員長

一応、用意してあるのは、今回は委員長提案ということで考えてますので、私のほうから配付をさせていただいて、案文を読み上げ、お諮りをさせていただくという前提で用意はさせていただきます。

その中で、御異議ございませんかというところで、異議ありがあれば採決をさせていただくというふうに、粛々と進めさせていただけるのであれば、そうさせていただければなというふうに思います。

小石委員のおっしゃるところもわかりはするんですけども。

尼寺省悟委員

委員会で採決というふうになった場合で可決されたとするならば、当然、本会議でも同じような、処置になるわけですかね。

だから、委員会の附帯決議、議会としての附帯決議、議会としての……（「委員会」と呼ぶ者あり）そうなってくると本会議（「ない」と呼ぶ者あり）ないと、そういうことですか。

中村圭一委員長

あくまでも委員会の附帯決議であって、それを本会議自体の附帯決議まで持って行くという話ではないんだと理解してます。（「議会としてではなくて委員会」と呼ぶ者あり）（「本会議で別個に出すなら、また別個に」と呼ぶ者あり）本会議場に出せば、皆さんのっちゅうことになりますけども。

あくまでも委員会レベルでの附帯決議という、今回はその程度しか考えてないですけども。

松隈清之委員

やり方としては、附帯決議出すっていう、まあ、つけるっちゅうやり方もあるし、あるいは、もちろん審査をしているわけなんで、審査の中でこういうことを要望いたしました、委員長報告で言うこともできるんですね。

ただ、より重みを持たせるには委員会としては、これに関して、これこれこういうものに対して附帯意見を付しましたということで、ただ、効力的には本当にあんまない（「そう、そう」と呼ぶ者あり）要は、形ですよ。効力的にはあんまないんで（「おもしろい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

だから、要は、この附帯決議に対して何を求めるかなんですよ。僕が気になっているのは

基本的にはこれ、廃止されるということに対して利用者のことなんですよ、この附帯決議は。現在の利用者のための附帯決議なんですよ。

だから、先ほど前段で古賀委員が言われたように、今まで老人センターっていうのは事業があんまり充実してなくて、結局、入浴事業がメインみたいになってるけど、それもだんだん少なくなったと。果たして老人センターとしてこんなんでもいいのかと。

だから今回、こう変わることで、本来、老人センターで十分に活用されてなかったものを、今後十分に活用していくために、ある意味生まれ変わるために、そこはきちっと、新しい事業も含めて広く広報しろっていうのは僕、全然賛成なんですよ。

ただ、これが今の利用者のために、その他の人たちに説明責任果たしなさい。あるいは、足の問題とか、集約された後も今の利用者の人たちが問題なく利用できるように、必要であれば改善策を講じろと言うのは、全体的に見たときに一部の利用者のためにそこまでやる必要があるのかと。

むしろ、この事業、この予算っていうのは、これからのまちづくり推進センターの分館という旧老人センターに対して、本当に必要な機能、あるいは事業っていうのをやるための予算だから、それに対しての附帯決議は僕は賛成なんですよ、説明聞いても不十分だったから。

あくまでこれが、現在の利用者に対しての附帯決議では、僕は賛成しかねると言ってるんですよ。

中村圭一委員長

おっしゃる意味はわかります。

ただ、こういうふうにも考えられると思うんです。

予算を執行する上で、こういうことに気をつけて執行してくれと。その予算について慎重に執行してくれっていうことはその受益者に対してもと捉えられると思うんですね。

これ、全体の老人センター、旧老人センターの活用みたいなのはもっと広い意味の話になってくるんで、今、この解体するということは、新しい事業を始めることだからという、話しが、がんと大きくなったけども、やっぱりこれ、解体するっちゃうことは、使えなくなるっていうことなんで、2カ所に行かせるっていうそういう狭い意味で考えたときに、これをやるんだったらその人たちのことはしっかりケアしてくださいという、狭い意味でのこの予算執行に当たっては気をつけてくださいねっていう話であって、おっしゃることは当然だけど、附帯決議という意味ではそれは一般質問とか、ほかの中でしっかりと物申して行くべき話なのかなっていうふうに僕は理解するんです。それぞれ御意見あると思いますけども。

いずれにしても、今回、恐縮ですが、全体的な委員会の活性化という意味でも、ぜひ、

尼寺省悟委員

総括ということで、意見を3点ほど言いたいと思います。

まず、同和の問題についてです。

同和の問題については、かなり言いましたので余りくどくどは言いませんが、言いたいのは同和の問題の一番の鳥栖市における問題というのは、差別があるかどうかと、そういった問題——差別、現実的に事実ないんだから。そうではなくて、全日本同和会の不当な圧力、あえて言うですけどね、によって私は市政がゆがめられていると。そこに一番の本質があるのではないのかと。そういった意味で、やはり毅然とした態度を行政はとるべきだということ強く申し上げたい。

今回、500万円が400万円に下がったと、20年か30年ぶりぐらいですね。そのことは、一定評価はしますけども、もともと国は平成13年にもう同和特別事業やらないと。

その大きな理由に、やること自体が新たな逆差別を生むと言ってる、平成13年ですね。それから十数年ずっと鳥栖市は出していると。

そして、討論のところで皆さん思われたと思うんですけども、私、資料出せと言ったら昔は資料出さなかったんですよね、今回は出すけども。部長さんがあえて、それは委員会の総意ですかと、委員長、間髪入れずにそうだと言われたんですけどね。審査に必要な資料を出すこと自体が、委員会の全体の総意ですかと聞くぐらいやっぱおかしいと。

そして鳥栖市が準拠している国の、生活指導員、任期が1年と、報告書を求めると書いてあるにもかかわらず、任期が10年以上やっていると、報告書も出さない。そういったふうに私としては、本当に不当な圧力、恫喝。向こうはないと言うかもしれんですけど、そこがゆがんでいると。

それを正していくということが一番の大事な問題だと、そういった意味では、やっぱり毅然とした態度を取っていただきたいと思います。

それから、国保についてですが、小石委員の質問に対して、全体の中の3割程度だと言われたんですが、現在、会社の健康保険とかそういうのに入っている方も最終的にはみんな国保に入ってくるということは、やっぱり考えとってほしいと思います。

やっぱり国保の一番の問題、昔は55%、全体の市民の中のそれぐらいあったと。鳥栖市において現在25%ぐらいですね。最高は50%ぐらいあったと。現在、25%で16億円程度ですの、仮に昔のように50%しとったら、仮にですよ、15億円程度出てくる、そういう形にもなりますしですね。そこに本質があると。

私は、よく一般会計からの繰り入れをせろというふうに言うんですが、それに対して制度外の繰り入れはできないというふうに執行部、言うですね。

私は、その制度内の繰り入れで十分であるならば、あえて制度外の繰り入れをせろと言いません。そういった意味で国の支出がちゃんとあるならば言いませんけども、そういった意味でやっぱり、もう少し国は、今度消費税を上げとるんだから、そういった意味でもっともっと支出をふやして市町村の国保を助けるべきだと思います。

最後、甲議案について、救急医療センターの時間を現在午後9時から午後7時に短縮するという話がありました。

このことについては、担当者から聞きますと、ずっと前からあったということで今回の出したということなんですが、私はもう少し慎重に考えてもいいんじゃないかなろうかというふうに思います。

要するに、今回結論出さんでも、そのことによって医師会の協力が得られんで救急医療センターが回らないということはないし、もう少し考えてもいいんじゃないかなろうかと。

医師会の高齢化に伴ってとかいろいろ言われたんですけども、例えばの話ですけど、現在、医師会に入っていない医師もおられると聞いております。どれぐらいが知りませんがその辺に対する相談とかですね。今、久留米大学に相談しているということなんで、その辺の返事を待ってもよかろうし。あるいは、大学は久留米大学だけではなくて、佐賀大学とか、福岡大学はちょっと遠いかもしれないけど、その辺の相談とかですね。

あるいは、お金で解決できる、相手が病院の先生だから、お金はどうかもわからんですけど、仮に、お金で解決できるならば、その辺ももう少し考えてもいいんじゃないか。

今回の件で、私の知っている人に対して、今、子育てしている人、あるいは元子育てした人に、何人か聞いたんですけど一様に言うんですね、それはやっぱり困ると。

困るけども聖マリア病院があるけんよかろうもんと言ったら、やっぱり鳥栖市内にあるのと聖マリア病院まで行かないかんでは安心感が違うと言うんですね、安心感が。

そういったところで、子供というのは昼間は元気やけども夕方、夜になってくると急に悪くなったり、熱出したりすると。そういったときに、午後7時、8時、9時になっても救急医療センターに行けば診てもらえるというふうなところがあれば、本当に安心できると。

鳥栖市は安心・安全の鳥栖市を目指していると、そういった意味で、医師会の高齢化もわかるんですけど、もう少し、頭から反対するわけではないんですが、もう少し検討しても、慎重に考えてもいいんじゃないかなろうかなという感じがしました。

一応、以上です。

中村圭一委員長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

はい。なければ、私のほうから陳情の協議結果について総括的に、執行部に申し上げたいと思います。

続きまして、ほかになれば採決に移りますが、よろしゅうございますか。

これより採決を行います。



議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願い申し上げます。

– 208 –

~~~~~

中村圭一委員長



中村圭一委員長



– 209 –

はい、挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

〔賛成者举手〕

この際ですので部長より、所信があれば伺いたいと思います。お願い申し上げます。

ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を重く受けとめております。

以上です。

ありがとうございました。

~~~~~

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案の審査、陳情の協議は終了いたしました。これ以外に当厚生常任委員会の所管事項について、御意見やお聞きしたいことがありましたら、この際ですとお受けをしたいと思います。

御意見等ある方は手短にお願いしたいと思います。挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

なければ、以上で所管事務についての協議を終わります。

~~~~~

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことと決しました。



させていただいております。

まず、第1点目として、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を平成25年度新築分までとなっているものを2年間延長するものでございます。

2番目といたしまして、既存建築物の耐震改修に係る固定資産税の特例措置を創設しております。現在までは、個人の住宅を基本に耐震改修工事、昭和57年以前の建築物につきましては、耐震基準が旧建築基準法に基づいておりましたので、昭和57年以降の改正建築基準法期に基づきまして、耐震基準に合わせる形での工事を施行された場合に固定資産税を減額するものでございます。

この分について、従来は個人住宅を基本としておりましたけれども、今回は個人住宅以外の事業用の建物についての減額措置を行うものでございます。

3点目につきましては、公共の危害防止のために設置されました施設、または設備について対象資産を一部見直し、適用期間を2年延長するというものでございますが、いわゆるノンフロン製品の償却資産に係る税の減額を創設しております。また、大気汚染防止法に基づきます、指定物質排出抑制施設に係る償却資産。具体的には、ドライクリーニング機にかかる活性炭吸着回収措置等についてですが、これを2年間減額を延長するものでございます。

なお、施行日につきましては、法案に合わせ平成26年4月1日を予定しているところでございます。

税務課については、以上でございます。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長**

次に、2番、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要でございます。

ここに記載しておりますとおり、国において平成26年度の地方税法施行令の一部改正が予定されていることに伴いまして、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を行いたいと考えております。

まず、1つ目は、賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税の賦課限度額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で、それぞれの限度額が法令で規定されておりますが、今回、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれ2万円ずつの引き上げが予定されております。

次に、2つ目は、軽減措置の改正であります。

これは、国民健康保険の低所得者の方に対しまして保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げることが予定されております。

今回、軽減判定所得の改正は、応益分の均等割分と平等割分の5割軽減と2割軽減の対象世帯で改正が行われる予定でございます。

5割軽減の判定はこれまで、基準額の算定では33万円に加え、世帯主を除いた国保加入数に24万5,000円を乗じていたものを加算しておりましたが、改正により、世帯主を含む国保加入数となっております。

次に、2割軽減の判定におきましては、これまで33万円に加え、35万円に国保加入数を乗じていたものを、乗じる額が45万円に改正される予定でございます。

このことにより、5割、2割軽減の上限判定所得がそれぞれ引き上げられ、その判定所得以下であれば医療給付費分、後期支援分、介護納付金の、おのこの均等割分と平等割分が軽減されることになります。

現在、今回の国保税関係の見直しを盛り込んだ地方税法施行令の改正政令は、政府が国会に提出しております地方税法の改正案の成立に合わせ3月31日に、その政省令が交付される予定でございまして、4月1日から施行される予定でございます。このことから、議会に諮ることが困難でございますので、この改正に関しまして鳥栖市国民健康保険条例の一部改正の専決処分を行う旨、御報告するものでございます。

以上でございます。

#### **中村圭一委員長**

説明をいただきましたが、確認の意味で御質問あれば。この際です。

#### **尼寺省悟委員**

こういう重大なことを専決処分でやるということは、非常に私としては同意できないけど、ね、例年、こういうことやっていると。あるいは、その理由についても今聞いたんですが、仮に、専決処分ではなくて通常の……、具体的に言ったら、6月議会ということになると思うけども。6月議会できちっと審査して、その結果として執行するなら執行するというふうなことにできないのか。

できないというならばその理由ちゅうんか、どういった支障があるのか、ちょっとその辺を聞きたいんですが。

#### **内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長**

これは、施行令の限度額を決める条例案の改正なので、そこまでの限度額を引き上げるか、引き上げないかは、その自治体によりますが、佐賀県内の20市町の中でもこの専決処分によって今回行うことが予定されておるところでございます。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

あんまりしつこく聞かないんですけど、施行日4月1日になってるでしょう。だから、6月議会あるんだから7月1日の施行日というふうにしたら、何か問題あるわけ。



**内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長**

国民健康保険税の賦課期日は4月1日でございます。前年中の所得で、今、確定申告を行って賦課がされるわけですが。まず、普通徴収に関しての納付書は6月中旬に送付するようになっておりますし、特別徴収の通知は4月中旬から送付するようになっておりますので、スケジュール的にも間に合わないものだと考えております。

以上です。

**尼寺省悟委員**

はい、いいです。

**中村圭一委員長**

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

[illegible]

中村圭一委員長

なければ、以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、平成26年3月定例会厚生常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時29分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長      中      村      圭      一

